

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和2年6月8日

開　　会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第22号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市税条例等の一部改正）
日程第6	議案第23号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市都市計画税条例の一部改正）
日程第7	議案第24号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正）
日程第8	議案第25号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）
日程第9	議案第26号　専決処分の承認を求めることについて （組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）
日程第10	議案第27号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市国民健康保険税条例の一部改正）
日程第11	議案第28号　専決処分の承認を求めることについて （令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号）
日程第12	議案第29号　専決処分の承認を求めることについて （令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）
日程第13	議案第30号　専決処分の承認を求めることについて （令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）
日程第14	議案第31号　専決処分の承認を求めることについて （令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）
日程第15	議案第32号　専決処分の承認を求めることについて （令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）
日程第16	議案第33号　専決処分の承認を求めることについて （令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号）

- 日程第17 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正)
- 日程第18 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第19 議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第45号 市道路線の廃止について
- 日程第29 議案第46号 市道路線の認定について
- 日程第30 議案第47号 動産の取得について
- 日程第31 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 2 年第 2 回岩出市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち一言申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染によりましてお亡くなりになられた方々とそ
のご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、現在闘病中の皆様の一
日も早いご回復をお祈り申し上げます。

また、人々の命や社会生活を守るため、昼夜分かたず献身的な対応を続けてくだ
さった医療関係者をはじめとする皆様、外出自粛要請に応じてくださった多くの皆
様に心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

つきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたい
と思います。議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

(黙 禱)

○田畑議長 黙禱を終わります。皆様、ご協力ありがとうございました。

ご着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報
告、議案第 22 号から議案第 48 号までの議案 27 件につきましては、提案理由の説明で
す。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田畑議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、山本重信議員及び  
福山晴美議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田畑議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 18 日間とすることにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」 の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○田畑議長 日程第3 諸般の報告を行います。

令和2年度和歌山県市議会議長会第1回総会における永年在職議員表彰で、本市議会においては、吉本勸曜議員と尾和弘一議員が15年在職一般表彰を受けました。

また、第96回全国市議会議長会定期総会における表彰で、本市議会においては、尾和弘一議員が15年在職一般表彰を受けましたのでご報告いたします。

両議員、誠におめでとうございます。これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためご活躍を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案27件と報告4件であります。

次に、令和2年第1回定例会から令和2年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和2年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和2年4月17日金曜日、京都市で開催予定でありました第85回近畿市議会議長会定期総会については書面での開催となり、議長が書面決議書を提出いたしました。

主な内容は、平成31年4月11日から令和2年3月31日までの近畿市議会議長会会務報告、平成30年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、令和元年度近畿市議会議長会会計前期の出納検査結果報告、支部提出議案2件の審議、会長提出議案の令和2年度近畿市議会議長会会計予算の審議及び役員を選任について、書面により実施されました。

書面による協議の結果、報告事項、議案審議、協議事項について、原案どおり承認され、当市は全国市議会議長会地方財政委員及び議員共済会代議員に選任されました。

次に、令和2年5月19日火曜日、橋本市で開催予定でありました令和2年度和歌山県市議会議長会第1回総会については書面での開催となり、議長が書面決議書を

提出いたしました。

主な内容は、永年在職議員表彰該当者の報告、令和2年2月10日から令和2年5月18日までの会務報告、令和元年度和歌山県市議会議長会会計決算及び令和2年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議、次期総会開催市と日程、防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める要望書等及び近畿市議会議長会支部提出議案の協議について、書面により実施されました。

書面による協議の結果、報告事項、議案審議、協議事項について、原案どおり承認されました。

次に、令和2年5月27日水曜日、東京都で開催予定でありました第96回全国市議会議長会定期総会については書面会議となり、部会提出議案26件及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、顧問、相談役委嘱案の各協議事項の賛否について、議長が書面で回答いたしました。

書面会議の結果、全ての議案について可決されました。

次に、令和2年5月28日水曜日、東京都で開催予定でありました市議会議員共済会第120回代議員会については書面会議となり、令和2年2月6日から令和2年5月18日までの事務報告、令和元年度市議会議員共済会決算の審議、今後の会議予定の報告があり、議長が審議事項について書面にて回答いたしました。

以上です。

○田畑議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○田畑議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

失礼して、マスク取らせていただきます。

初夏の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、令和2年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、これまでの新型コロナウイルス感染症対策について報告させていただきます。

3月定例会でも申し上げましたとおり、3月2日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げ、市民の皆様への情報提供を行い、小まめな手洗い、せきエチケットの徹底、消毒液の設置、密閉・密集・密接の3つの密を避けるといった対策のほか、県をまたいだ行楽や旅行を控えるなどお願いし、市主催のイベント等についても中止または延期としてまいりました。

岩出保健所管内において感染症発生報告がなされた4月7日以降につきましては、市内放送及び市広報車での注意喚起、また、公共施設において、接客での飛沫感染防止の仕切りを設けるなど、感染症拡大防止策を実施し、公民館などの市の施設についても4月9日から5月31日まで休館といたしました。

保育所につきましては、保育の必要な子供を預かる施設であることから、感染防止対策を講じ開所を続けております。また、学童保育についても、小学校休校に併せて、午前中からの開所を実施しております。

介護保険や障害福祉のサービス事業所につきましては、感染防止対策を適切に実施し、対応していただくよう周知を行っています。

外出自粛が続き、心身の機能低下が心配される高齢者への対策につきましては、市ウェブサイトにおいて新型コロナウイルス感染症予防と介護予防について注意喚起を行うとともに、高齢者でも安全に取り組み効果の高い運動を紹介する「シニア、さくっと運動」の動画を作成し、岩出市公式Y o u T u b eに公開をいたしました。

また、生涯学習分野としては、外出自粛が求められる中、少しでも運動していただくことを目的に、岩出市公式Y o u T u b eに、岩出市スポーツ推進委員会による岩出健康体操の動画を公開し、市民の皆様方にご利用いただいております。

この間、各種団体の総会につきましては、ほとんどの団体が書面決議による総会とされております。

5月14日に和歌山県が緊急事態宣言の解除の対象となり、5月25日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、自粛の動きが一部緩和されたところではありますが、一方で、感染の第2波が懸念されており、予断を許さない状況であります。

今後の市主催のイベント等についてはありますが、感染防止の一環として、中止の決定または検討を進めているところであります。

「クリーン缶トリー運動イン岩出」につきましては、毎年「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」の推進を目的として開催してはりましたが、

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は中止とさせていただきました。

いわで夏まつりにつきましては、今年度の夏まつりは中止も視野に入れて検討しているところであります。

次に、学校教育についてであります。新型コロナウイルス感染防止のための対応方針として、3月2日から春休み終了までの期間を臨時休校とし、春休み終了後、4月7日に岩出市立小中学校で令和2年度の始業式、4月8日に入学式を実施しておりますが、いずれも規模縮小・時間短縮で実施をいたしました。

その後は、県教育委員会からの要請及び政府による緊急事態宣言の発令等により、5月31日まで臨時休校といたしました。

市教育委員会では、この間、児童生徒の命と健康を最優先に感染防止対策に取り組み、併せて学力格差が生じることのないよう、全小中学校で教員により、毎週、教科書に沿った学習プリントを作成して、全児童生徒に配付し、それぞれの学力把握に努めてきたところですが、さらなる充実を図るため、全学年の教科書に沿った教材を購入し、自宅での学習で有効に活用するよう配付しております。

また、授業時間の確保という面では、緊急事態宣言の解除を受け、5月18日から6月12日までの間は段階的に分散登校を実施、6月15日から通常授業を再開する予定としています。

今年度の夏季休業は、県教育委員会からの要請により、8月8日から8月16日までの間として縮小する等、今後の状況を注視しながら、授業時間の確保に努めてまいります。

市教育委員会では、引き続き、児童生徒の感染防止を図るとともに、学力格差が生じないように努めてまいります。

この間、市民の皆様をはじめ事業者の方々から、教育分野へのマスクや消毒液のご寄付を頂いておりますので、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

次に、国の緊急経済対策への対応についてであります。特別定額給付金につきましては、オンライン申請を5月1日から受付開始をし、5月14日から振込を開始しております。また、申請書による申請につきましては、5月21日に郵送を開始し、現在、申請の受付及び給付を行っているところであります。現在の予定では、6月11日の振込により、全体の約74%が支給済みとなる見込みであります。引き続き市民の皆様にも早く給付できるよう進めてまいります。

次に、子育て世代への臨時特別給付金につきましては、子育て世代の生活支援対策として、児童手当の受給者に児童1人当たり1万円を支給いたします。これらの

給付金支給に係る費用につきましては、緊急を要するため、国の補正予算成立と同日に補正予算を専決処分いたしました。専決議案につきましては、本定例会に上程しておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域の命と暮らしを守るための市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業についてであります。早期の経済回復と市民生活の安定を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して水道基本料金の免除や、事業所支援給付金をはじめとした事業を実施する予定であります。

また、GIGAスクールの整備については、年次計画的に整備していく予定としておりましたが、国の方針変更により、令和2年度事業として前倒しをしております。

なお、これらの事業を含めた新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、一覧表に取りまとめ、参考資料として提出しております。

本定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、休業等に伴い収入が減少し、生活にお悩みの方につきましては、各種相談に対応し、貸付等の制度の利用につなげるなど、必要な支援を行ってまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルスに感染し、療養のため就労できない場合に、傷病手当金の支給を行えるよう、関係条例の一部改正について、本定例会において上程させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

今後も引き続き、国、県と協力し、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいります。

次に、当面の市行政の動きにつきまして、ご報告させていただきます。

和歌山地方法務局岩出出張所の統廃合についてであります。以前から令和2年2月に廃止し、本局へ統合する旨の要請があったため、紀の川市と連携を図りながら幾度となく存続を強く要望しておりますが、依然として厳しい状況にあります。

次に、生活福祉部の組織についてであります。地域福祉課にありました総務福祉係と人権啓発係を生活支援課へ、また、子ども・健康課にありました健康推進係を保険年金課に移管することで、生活支援課を福祉業務の総務係とし、子ども・健康課では子育てに関する事業を、地域福祉課では高齢者及び障害者に関する事業を、保険年金課では国保の保健事業と成人保健の一体的な事業実施など、市民の皆様に分かりやすく、より効率的に取り組めるよう見直しを行っております。

次に、総合保健福祉センターについてであります。災害時の避難所となる同センターにおいて、老朽化した空調設備や照明設備の更新工事と停電時の電力確保を図るための太陽光発電設備の設置工事を併せて実施をいたします。

なお、財源として、温室効果ガスの排出抑制が見込めるため、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などの活用を考えております。

工事に係る費用等につきましては、本定例会において補正予算を上程させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、諸般にわたり報告をさせていただきましたが、これらの施策の推進に積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○田畑議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第31 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○田畑議長 日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第31 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についての件までの議案27件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が14件、条例改正の案件が5件、令和2年度補正予算案件が4件、市道路線の廃止案件と認定案件がそれぞれ1件、動産の取得案件が1件、農業委員会委員関係の同意についての案件が1件の計27件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第22号 岩出市税条例等の一部改正、議案第23号 岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第24号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に

関する条例の一部改正、議案第25号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正、及び議案第27号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法などの法令等の改正に伴い、また、議案第26号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、生活福祉部の組織改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第28号 令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額に6,700万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を178億242万1,000円とするほか、繰越明許費及び地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、実績による地方交付税のほか、各事務事業の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、特別会計繰出金、生活保護扶助費及び決算収支見込みによる基金積立金などについて補正するものであります。

また、繰越明許費では、公共施設省エネルギー化検討事業及び防災公園建設事業について、地方債では、緊急防災・減災事業及び学校教育施設等整備事業に係る起債額の確定に伴う限度額の変更について補正するものであります。

次に、議案第29号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額に1,566万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を56億3,491万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、県の財政対策補助金のほか、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金及び延滞金について、歳出では、国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第30号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から1,469万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を32億6,590万1,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県支出金のほか、一般会計繰入金について、歳出では、介護予防・生活支援サービス事業費のほか、介護給付費準備基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第31号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から9,537万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を33億544万8,000円とするほか、地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、実績による受益者分担金、受益者負担金、消費税還付金、下水道事業債の確定及びそれらに伴う一般会計繰入金について、歳出では、委託料、

修繕料、水洗化助成金、工事請負費、補償費、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金のほか、借入額、利子の確定による下水道事業債の元金償還金及び償還金利子について補正するものであります。

また、地方債では、下水道事業に係る起債額の確定に伴う限度額の変更について補正するものであります。

次に、議案第32号 令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額から1,063万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を2,858万9,000円としたものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込み数を下回ったことにより補正するものであります。

次に、議案第33号 令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額に55億5,225万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を223億2,575万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業に係る事業財源のほか財政調整基金繰入金などについて、歳出では、特別定額給付金給付事業費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、教育振興費における消耗品費及び学校給食運営費における補償金について補正するものであります。

次に、議案第34号 岩出市税条例の一部改正、及び議案第35号 岩出市都市計画税条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置として、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、条例案件についてご説明をいたします。

議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症対策として国民健康保険税の減免措置を講じるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、個人番号の通知カードが廃止されるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改

正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに傷病手当金を支給するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症対策として介護保険料の減免措置を講じるため、所要の改正をするものであります。

以上、条例案件でございます。

続いて、令和2年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に12億2,208万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を235億4,784万4,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、小中学校給食費のほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業に係る事業財源、基金繰入金、諸収入などについて、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業費のほか、人事異動等による人件費、保健福祉センター運営費における委託料及び工事請負費、道路新設改良費における委託料、工事請負費及び公有財産購入費、下水道事業会計出資金、学校給食運営費における需用費などについて補正するものであります。

次に、議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に195万円を追加し、補正後の予算の総額を55億4,317万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に伴う保険給付費等交付金について、歳出では、当該傷病手当金の支給に係る経費について補正するものであります。

次に、議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的収入の予定額に143万円を追加し、補正後の予定総額を10億2,680万6,000円とし、既決の収益的支出の予定額から147万9,000円を減額し、補正後の予定総額を9億3,683万4,000円とするものであります。

主な内容は、収益的収入では、新型コロナウイルス感染症対策として水道料金減免による給水収益及び他会計補助金について、収益的支出では、人事異動等による人件費及び新型コロナウイルス感染症対策として水道料金減免に係るシステム改修委託料について補正するものであります。

次に、議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に980万6,000円を追加し、補正後の予定総額を8億9,598万円とし、既決の資本的収入の予定額に1,002万8,000円を追加し、補正後の予定総額を19億9,117万4,000円とし、既決の資本的支出の予定額に22万2,000円を追加し、補正後の予定総額を23億4,111万円とするものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事異動等による人件費の増額について補正するものであります。

以上が令和2年度の補正予算案件であります。

次に、議案第45号 市道路線の廃止についてにつきましては、市道路線1路線を廃止するため、議案第46号 市道路線の認定については、開発行為等による帰属道路等12路線を市道認定するため、それぞれ道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 動産の取得についてであります。教育情報化推進事業による小中学校への大型モニター及び周辺機器等一式購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに關する同意についてであります。認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、認定農業者に準ずる者の割合を過半数としたいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月12日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月12日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時15分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 1 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年6月12日

| | | |
|-------|---------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 報告第2号 | 専決処分の報告について
(賠償損害額の決定及び和解) |
| 日程第3 | 議案第22号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第23号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第24号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置
に関する条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正) |
| 日程第7 | 議案第26号 | 専決処分の承認を求めることについて
(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定) |
| 日程第8 | 議案第27号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第9 | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号) |
| 日程第10 | 議案第29号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第11 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第12 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号) |
| 日程第13 | 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第14 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第15 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて |

(岩出市税条例の一部改正)

- 日程第16 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第17 議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第45号 市道路線の廃止について
- 日程第27 議案第46号 市道路線の認定について
- 日程第28 議案第47号 動産の取得について
- 日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするに関する同意について
- 日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出
について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第2号につきましては、質疑、議案第22号から議案第48号までの議案27件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第2号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明であります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)

○田畑議長 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件の報告1件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、報告に対する質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

報告第2号について、2点質疑をさせていただきたいと思います。

報告の中では、市道の側溝に転落したというふうにされているんですが、そもそも側溝に転落したという事故の内容について、どのような状態でこのような事故が起きたのかという、この内容についてお聞きをしたいと思います。

それと2点目は、最近、畑毛のほうとか、たしか西国分、岡田の方面でしたかね、そういうところなんかでも、側溝の事故というようなものがあつたと思いますが、こういうような側溝の事故の報告というのが続いているわけなんですけど、当局として、市の見解として、どのような認識を持っておられるのか、この点、2点をお聞きし

たいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 皆さん、おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えします。

1点目の事故の内容についてですが、令和元年11月7日午後8時に、市道根来川尻線岩出市森78番5地先を歩行中に道路側溝の開口部に足を踏み落とし、左足のくるぶしを負傷したものです。

現場の状況としまして、隙間両側の隣接地権者が、当時の道路管理者である和歌山県の許可を得て、それぞれの蓋がけ工事を行ったことにより、接続水路部分が残り、隙間ができ、加えて夜間は周辺に明かりがなかったため、見通しが悪い状況となっておりました。

2点目の市の見解についてですが、市といたしましては、この事故を教訓として、事故発生後、速やかに道路パトロールを行い、確認を行うとともに、同様の危険箇所については、水路管理者の同意を得て、隙間の蓋がけやラバーポール等を設置するなどの注意喚起を促し、また、道路照明設置基準を満たす道路については、道路照明を順次設置していくこととし、今後同様の事故が起こらないよう安全管理の徹底に努めてまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、森とか川尻というそういうことが言われたんですが、要するに鉄板の蓋みたいなのがされとつやつに隙間が生じたというような説明だったんですが、現実的には、こういう蓋をするような工事というのは、どんな形で、本来、単に蓋だけやりゃええという、工事やっているときになっているのか、それとも今言われたように、照明というんですか、そういうやつなんかは規定上、工事やっているところには照明みたいなやつをするというのが本来の姿なのか、その辺ちょっと教えていただきたいんです。

それと、今、農免道路側のところで、多分下水の関係やと思うんですが、夜中にも工事をされて、交通整理なんかもされているんですけども、その部分じゃなしに、六差路の北側のところなのか、場所はちょっと改めて、もう一度、場所ここですというのを教えていただきたいんです。

それと、今回のような、こういうような事故という部分、以前には道路の蓋なん

かが外れかけていたというようなところがあって、そのときには全市的に調査するんだ、調査しましたというようなことなんかも言われたんですが、今回のようなこういうような事故のような、蓋をされているような場所という、そういうような点検なんかは、市としては、この事故以後されたんでしょうか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 再質疑にお答えします。

まず、道路照明のことについてですが、今回の事故に関しては、工事中の場所ではなかったなので、道路照明等は設置されておりました。

蓋かけについては、本来は施工承認において、隣接の地権者が設置するものとなっております。

その事故後の点検についてですが、市道根来川尻線の点検の結果ですけれども、事故箇所を含めた開口部など10か所がございまして、コンクリート床板及び注意喚起用の視線誘導標等を設置しております。

場所についてですが、旧県道の市道根来川尻線の六差路というのは川尻の交差点のことですか。そこから北へ行きまして、農免のさらにもっと北になるんではございますが、ちょっと目印になるようなものが周辺にないので、すみません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、報告に対する質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 おはようございます。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。事故の詳細については、今、若干述べられておりましたので、それについて改めて報告を、重複するところは結構ですけれども、二、三点についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、この事故の、今も答弁の中で地権者がすべきだということなんですけれども、事故の起きたところは、岩出市の管理の道路上で起きたのか、この地権者というのは誰のことを指して言われたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、賠償補償額55万6,451円なんですけど、事故が起きて、経過的に、いつ示談に至ったのか、示談の日付。それから、補償額の市から持ち出しは幾らなのか。

保険で対応しておると思いますが、保険によって支払っているのか、この金額についてご答弁ください。

それから、この当事者、岡本さんでしたかね、岡本さんの判断する上において、100%市道管理のところでは事故を起こさないということはないと思うんですけども、何%かはやむを得ず不可抗力で発生すると。しかし、このような事故が度々起きるといのは、何らかの問題点があるというふうに私は見ております。この当事者との間における過失相殺について、何割過失相殺があったのか、これをお聞きをしたいと思っております。

それから、過去にも指摘して、点検を実施しておるということですが、この点検については、現在、何人体制で岩出市内の道路について実施をしているのか。それから、ローテーションでルーチンでやっておると思いますが、1日で全てを点検するということは不可能であろうと思っております。したがって、区域を決めて点検を実施すべきだと思っておりますが、その点検をした結果について、その対策が實際上、速やかにスピーディーに処理をしているのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

それから、言うまでもありませんが、事故が起きた後、事故が発生後に十分な点検をして、二度と起きないようにしますという、度々市当局のほうから答弁が繰り返されておるんですけども、私が走行中にいろんなところのカーブミラーとか点検をしておるんですけども、あそこの、ご存じかどうか分かりませんが、カーブミラー、ポールが曲がっておるというのがあるんですけども、これも長い放置をされております。場所については、後ほどまた事務方に申し上げたいと思っておりますが、こういうところも既に点検をしてないのではないかと思うんですけども、それについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○矢代土木課長 尾和議員のご質疑について、通告に従いお答えします。

1点目の事故の詳細についてですが、令和元年11月7日午後8時に、市道根来川尻線岩出市森78番5地先を歩行中に、道路側溝の開口部に足を踏み落とし、左足のくるぶしを負傷したものです。

現場の状況としましては、隙間両側の隣接地権者が当時の道路管理者である和歌山県の許可を得て、それぞれの蓋かけ工事を行ったことにより、接続水路部分が残っており、隙間ができ、加えて夜間は周辺に明かりがなかったため、見通しが悪い状況と

なっております。

2点目のその後の検証と対策についてですが、市といたしましては、この事故を教訓として、事故発生後、速やかに道路パトロールを行い、確認を行うとともに、同様の危険箇所について、水路管理者の同意を得て、隙間の蓋かけやラバーポール等を設置するなどの注意喚起を促し、道路照明設置基準を満たす道路については道路照明を順次設置していくこととし、今後同様の事故が二度と起こらないよう、安全管理の徹底に努めてまいります。

○田畑議長 詳細に全然答えてない、質疑に。

○矢代土木課長 失礼いたしました。

まず、今回の事故の過失に関する市の持ち出し分については、保険で対応するため、ございません。

側溝の設置についてがあったと思います。側溝の設置については、本来、乗り入れ等、隣接の地権者が利用するに当たり設置するものと考えております。

市と事故当事者との責任といたしますか、過失についてですけれども、90%となっております。

点検の体制についてでございますが、平成30年11月から事業部と上下水道局の職員が連携して、市内を8エリアに分割し、毎月第2週及び第4週において、道路の状態、水道の漏水箇所、仕切り弁等の路面段差及びマンホールのがたつき等を点検しております。

○田畑議長 地権者、誰か。

○矢代土木課長 すみません。

今回、側溝抜けてたところの、蓋がけされてなかったところの地権者についてですけれども、ここは民地と民地の間の水路が接続されている部分となっております。その後、点検等を行った箇所、先ほど今回の箇所とかでございますけれども、今回の箇所について床板を設置して、蓋かけさせてもらっております。その他、ラバーポール等、危険と思われる箇所には視点誘導標を設置させてもらっております。

すみません。示談の日付ですけれども、5月14日となります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 事故を起こした箇所につきましては、市道の道路側溝に蓋がけはしているんですけれども、道路側溝へ流れる水路があります。その水路の分が開口となっております。隣接の民地のところは蓋がけしておったんですけれども、道路側溝へ流れ込む水路、約40センチぐらいなんですけれども、その間は開口部となっております。

した。それ、水路の地権者、そこを蓋するに当たっては水路関係者の同意が必要となりますので、施工承認として、隣接地権者が蓋がけをするわけなんですけども、その水路分が開口となっておったので、その隙間のところに足を踏み外して落ちて、事故が起こった原因なんです。

その隙間が、夜で暗かったもんでありますので、事故が起こった原因になるんですけども、その分を同意を得て、水路を蓋がけして、今度落ちないように安全対策を取っているということです。

水路敷は市の管理になっています。財産は市です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 答弁が二転三転しとったら、我々、判断ができないわけですよ。まず、最初の土木課長が言われたのは、地権者がその分については、側溝なり、蓋をすべきだと言いながら、今、事業部長の答弁では、そのこのところについては市の管轄やということになれば、地権者が蓋をして、地権者の出費で蓋をすべきところなのか、それは明確にしとかないと、完全に地権者がやるべきところなのか、それとも岩出市の管理地なのか、それによって補償の仕方が違ってくるわけですよ。ただ単に、普通の溝に足を滑らせて、くるぶしが骨折したということになっても、それは私の管理地であれば、市は道義的な責任はあるとしても、補償する対象にはならないと思うんですよね。だから、そこを明確にして進めていかないと、この補償問題については錯誤が生じるということですので、最初の答弁について、さらに訂正があるなら言っていただきたいと思います。

それから、過失相殺で90%、この90%というのは岩出市の責任が90%あったということなのか、当事者の相手方が90%なのか、相手方が10%で岩出市、相手方が90%で岩出市は10%の責任しかないんだということなのか、その点も明確にこの答弁をしていただきたいと思います。

それから、点検のどこなんですけど、八分割をして、毎月第2と第4週についてやっているということなんですけども、点検した後の処理の仕方、これはどこに上げて、どのような形で処理をしているのか。今聞きますと、水道と土木課と共同でやっているというのは、責任の所在が明らかにならないんですよ。土木でやることなのか、水道でやることなのか、そこはすみ分けをして、あっ、これは水道の管轄だと、これは土木の管轄だということを明確にして、それを処理をしていくというような形の流れにしないと駄目だと思います。

それから、私の最初の質問で、何人体制で実施をしているのかについて、シフト、分割についてはご答弁がありました。何人体制で、これをローテーション組んでやっているのか、明確にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

事業部長。

○田村事業部長 再質疑についてお答えいたします。

水路敷地につきましては、岩出市の管轄になっております。岩出市の管轄の水路に蓋をするということで、隣地の人から施工承認いただいて、道路管理者が許可して、蓋がけをしています。今、事故が起こった敷地につきましては、岩出市の敷地になってございます。

それと、過失割合の件なんですけども、市の過失は9割です。当事者の過失は1割です。その1割につきましては、危険を回避する余地の内と保険会社が判断したものでございます。したがって、市の過失が9割になります。

それと、点検なんですけども、今お答えしましたように、八分割を月2回実施しているわけなんですけども、上下水道局の職員と事業部の職員とで行っているわけなんですけども、今、議員おっしゃったように、道路管理のところに過失がある場合は、事業部土木課で修理を行ってございます。

水道局、要するに、水道弁とか、そういう関係については上下水道局で修理を行っております。それは決裁取って行っています。

土木につきましては、道路管理修繕費のほうで対応してございます。

何人体制につきましてはですけども、今、資料を持ち合わせておりませんので、また答弁させていただきます。

蓋がけにつきましては、市が危険と判断したものでありますので、開口部について、地元水利の同意を得まして、市が施工してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 何回も質疑するのも私も疲れてきますんで、1回でご答弁をいただきたいと思うんですが、道路管理の原則というのは、その管理者の責任においてやるべきだということです。

それから、土木課長が一番最初に、地権者がするんだと。今の部長の答弁では、同意を得て、蓋がけは岩出市でしましたということになれば、第1回目の土木課長の答弁が間違いですから、これは地権者がするんのではないんだということを明確

に訂正をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、点検の何人体制でやっているのかということで、これは事業部長が、何人体制か、今分からのやと、後にしてくれと、こんなことでは危機管理体制のマニュアルからいっても、誰がどういうようにやっているのかと、管理監督者として把握をしてないに等しいんですよ。こんなことすら把握ができないような管理職、これでは、また同じような事故が発生しますよ。

点検をして上げてきたやつについては決裁してきたと思うんですよ。修理せなあかんと、これは改善せなあかんと、担当者が回って、課長、部長と上がってきて、部長の範囲で決裁できるやと、課長で決裁できるやと。そこでチェックができるわけですから、何人体制で誰と誰が行って、この状態を把握しているのかという報告もちゃんと上がっているのかどうか、再度ご答弁ください。

そして、議長、私が質問したことについては的確に答弁してもらうように、議長のほうから再度促していただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

非常に頼りない答弁であり、えらい申し訳ございません。

この道路につきましては、県からうちに移管を受けた府県間道路泉佐野岩出線の一部であります。その蓋がけは、道路に面した地主が県のその当時の認可を取って、施工承認を取って蓋をかけてあった。その水路については、水利権ということがあって、蓋を全てできずに開けてあったんと思います。そうした状態のままで、岩出市が引き取ってあった。その中で事故を起こした。開いたところ、当然、敷地は岩出市であります。そうした中で裁判になって、瑕疵のほうで、市のほうで9割負担をしたといういきさつであります。

えらい頼りない答弁で申し訳ございませんでした。

○田畑議長 何人体制かというのは、後日調べてお知らせするということがいいでしょうか。

○尾和議員 議長ね、こんなことは原課で把握しとかんと、すぐ答弁できるような体制を組んでやらないと議事が進行しないじゃないですか。

○田畑議長 今ちょっと手持ちにないということで。

○尾和議員 いや手元になかっても把握しておくべきだと言っているんですよ、原課で。そんなこと知らんで、原課は管理者として、ほんまに不的確ですよ。

○田畑議長 ちょっとお待ちくださいね。

○尾和議員 こんな事故何回起こしているんや。何回指摘しているんや。

○田村事業部長 体制は事業部と上下水道局、1人ずつ出して2人体制でやっているんですけども、その資料は、エリアはエリアで名簿は作っているんですけども、現在、その資料をちょっと持ってきてないんで、何人体制というのは、事業部全員じゃなくて、事業部29人おるんですけども、病気休暇の職員もおりますので、そこらの辺でちょっと把握していませんので、申し訳ございません。

○尾和議員 議長ね、私がこれ質問したら、担当課で、例えば、1人とか2人で、その都度替えて行ってるんだというような答弁してくれたらいいんですよ。私も納得するわけですよ。手元にありませんから、そんなもん後にしてくださいというような危機管理のないことでは困ると言っているわけで、実際にこういう事故が発生する要因になっているわけですから、きちっと原課で対応するという体制をつくって、私は何人体制でやれとか言っていないですよ。3人でやれとか、4人でやれとか、他の仕事もあるわけですから。その当時、例えば、1人の場合もあるでしょう。上下水道局と土木課で2人でやる場合もあるでしょう。それでいいんですよ。それでいいんだから、何人体制でという質問はしてない。何人でやっているんですかということについては、1人から2人あるいは3人でやる場合もありますというように答弁してくれたら、これはずっと済むことじゃないですか。

それを議長がちゃんと言わなあかんというんや。

○田畑議長 了解しました。

○尾和議員 議長ね、念を押してちゃんと言うてください。

○田畑議長 よろしくお願ひします。

○尾和議員 よろしくじゃないんで、やるべきだということをおっしゃってください。

○田畑議長 今、議員のほうから申入れがありましたように、質疑に対しては的確な答弁をよろしくお願ひいたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○田畑議長 日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第29 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についての件までの議案27件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第27号をお願いいたします。

○増田議員 議案第27号については、国民健康保険税条例の一部改正です。この部分では、1点だけお伺いをしたいと思います。

今回の一部改正の条例によって対象となる国保利用者、この方の増える方もあるし、減額される方もあるという中身だと思いますが、影響額、増える方、また減額される方、この影響額が幾らなのかと。対象となる世帯数というのは何世帯なのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の一部改正では、所得が高い方の基礎課税分及び介護納付金課税分の限度額の増額と、軽減判定所得の拡充により低所得者の国保税を減額する改正を行っております。

今年度6月5日時点の被保険者の状況で申し上げますと、基礎課税額の限度額を引き上げることによる影響世帯数は7世帯で、影響額は194万8,000円の増、介護納付金課税額の限度額を引き上げることによる影響世帯数は7世帯で、影響額は58万2,000円の増となります。また、軽減判定所得の改正による影響世帯数及び影響額につきましては、5割軽減につきましては、基礎課税分は19世帯、影響額は71万3,000円の減、後期高齢者支援金等分は19世帯、影響額は21万7,000円の減、介護納付金分は6世帯、影響額は6万4,000円の減であります。また、2割軽減につきましては、基礎課税分は12世帯、影響額は15万2,000円の減、後期高齢者支援金等分

が12世帯、影響額は4万6,000円の減、介護納付金分は9世帯、影響額が2万8,000円の減であります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど引上げのところで、要するに引き上がる方の部分については7世帯分ということで194万円と、新規でしたか、58万円という形で、引き上がった額については、要するに252万円ということでもいいんでしょうか。ちょっとその辺の確認だけ、増税分というんですか、その部分の総額、これでええのかどうかという確認だけちょっとお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑、引上げの金額につきましては、今、ご指摘のとおり、194万8,000円及び58万2,000円の合計額が引上げの影響額ということになってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第28号、よろしくお願ひします。

増田議員。

○増田議員 次に、28号の一般会計の補正予算の5号で11点あるんですが、1つずつお聞きをしたいというふうに思います。

今回の補正予算で、地方消費税の交付金、これが減額されてきているわけなんです、この理由はどうしてなのかという点。

それと2点目は、地方交付税、いつも毎年、地方交付税の算定という部分で議論交わすわけなんです、今年度というんですか、令和元年度のこの部分で、普通交付税と特別交付税、これで合計で3億円という当初からの見込み違いというものが出てきています。これ毎年言うんですが、本来、当初予算で計算した金額、それと、なぜ決算というんですか、年度末でこのような違いが生じたのかと。これはやっぱりしっかりと検証していく必要があると思うんですね。元年度の場合、係数上、計算していく上で、岩出市と国の違いというのは、なぜ起きてきたのか、その違いはどのようなものだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、衛生費の手数料のところ、月額の部分で、元年度の場合は1,600万

円増額という結果になりましたという説明がされました。この月額、月ぎめというんかな、それで毎月で1,600万円という増額要因というものはどういうふうにして生じたのかという点、当局としてはどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、保険基盤の安定で、県からの負担金という部分のところで、今年度の場合、増額というような形でなっています。これについては、なぜ2,000万円ぐらいのこのお金が、県の負担の増額というふうになったのか、この理由をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

5点目としては、不動産の売払い、これの部分で2,000万円余り、現実には行われてきたという説明でした。不動産として売り払った場所、この場所と、なぜその場所を売り払わなければならなかったのか。この点、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと6点目は、岩出駅のバリアフリー化、実際には工事も終わって、現実には岩出駅で使われているんですが、そもそもかなりの額が市として負担しなければいけないという予測をされていたと思うんですが、かなりの大きな額が減額になったので、これはどういうような理由で、このような負担金の減というふうになったのかという、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと7点目は、令和元年度において、今、通知カードとか個人番号カードというものが今あるわけなんですけど、元年度においての通知カードの発行、また個人番号カードの発行枚数というのが何枚ぐらいあったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと8点目として、母子福祉費において、システム改修費というのが、業者が無料で実施しましたと。だから、減額になりましたという、こういう説明だったんですが、なぜ無料実施というふうな形になったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと9点目は、農業人材力強化総合支援事業、移住支援事業という部分なんかも、岩出市、県とも併せていろんな事業やっているんですけども、該当者なしというような説明でした。たしか去年度も該当者なしというような状況じゃなかったかなという記憶もあるんですが、現実には、今の岩出市において、このような農業人材力強化総合支援事業とか移住支援事業、こういうものを実施していく上で、市としてその制度を活用できるような、そういう工夫というのは、元年度においてどのような形で工夫をしようとしてきたのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、森林管理業務の必要性という部分で、森林管理業務を委託するという、こういうことを予定していたんだということを予算で組んでいたわけですね。ところが、補正では実績なしというような説明でした。なぜ実績なしということになるのか。当初もともと市として予定していた部分があるんですが、それはなぜ実績になしという形になったのか、この理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それで最後に、今、コロナという部分で、今も大きな影響も出てきているんですが、学校給食の運営費、この中で事前説明のときには、副食加工、パン加工、米食加工で700万円のこういう影響があったんで減額になりましたという説明でした。その中で令和2年度の補正予算、この中では実際に業者に対しての補償金というのは383万円というのが支払われるというふうになっているんですが、ちょっとこの辺で700万円の関係と383万円の補償費との乖離という部分かな、そういうのがどう見るのか、この辺の説明をちょっとしていただきたいと思っています。

それと、元年度時点で、3月の時点ですかね、給食費がなかったということで、補償を業者にされるんですが、業者に対しての補償金額という、この基準というのは元年度の時点ではどういうふうになっているのか。直接は、あとの補正で本来は聞くのが妥当なのかなとは思いますが、この時点で分かるのであれば、業者に対する補償金というのは、いつ頃支払うという予定を市としては考えているのか、この点、ちょっとまず最初に質疑をさせていただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員ご質疑の1点目と2点目、5点目にお答えします。

まず1点目、地方消費税交付金の減額理由はですが、地方消費税交付金については、平成29年度交付実績を基に、国が示す地方財政計画の伸び率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものです。

次に、2点目の地方交付税において、普通交付税、特別交付税で3億円の見込み違いが生じているが、当初予算と比較して、係数上で国との違いはどのような指数が違っていたのかですが、地方交付税は国から配分される財源であることから、地方財政計画を踏まえて予算計上しております。

普通交付税については、平成30年度の交付実績を基に、国が示す地方財政計画の増減率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正をするものです。また、特別交付税については、平成29年度の交付実績を踏まえ、当

初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものです。

次に、5点目の不動産売払いとして2,000万円余り行われているが、売り払った場所と理由はですが、法定外公共物等の売却については、単独利用が困難等の理由により不要となった法定外公共物を隣接地所有者が一体利用することを条件に売却しています。売却場所は、中黒の水路、安上の里道水路、堀口の里道、山の里道水路、中島の道路、川尻の水路の計6件です。土地については、宮86番1の旧岩出地区公民館跡地、根来277番2の旧労働省官舎跡地の一部の計2件を売却しました。両件とも施設撤去後は未利用地となっておりますので、市ウェブサイト等で公募したところ、応募があり、売却したところでございます。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

衛生費手数料の月ぎめ分とは、事業系一般廃棄物をクリーンセンターに事業者登録されていて、ほぼ毎月搬入する事業所を対象としている手数料となります。

月ぎめ分を増額補正した理由といたしましては、令和元年度中に新たに物流センター等の大型商業施設が増えたことや、店舗の事業活動により事業所から搬入された事業系一般廃棄物が増えたことによるものです。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 4点目の保険基盤安定県負担金の増額の理由についてですが、保険基盤安定負担金は、国保被保険者の保険税負担の緩和と市町村国保の財政基盤の安定に資することを目的に、低所得者に対する保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れる保険税軽減分と低所得者を多く抱える市町村を支援し、保険税負担を軽減するため、平均保険税額に保険税軽減世帯に属する一般被保険者数を乗じた額に一定割合を乗じた金額を繰り入れる保険者支援分があり、県の負担割合は、保険税軽減分が4分の3、保険者支援分が4分の1となります。

今回、軽減世帯に属する被保険者数が、当初見込み数より上回ったことにより、保険基盤安定負担金の交付決定額が増額し、それに伴い県負担金も増額となったものです。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 6点目、岩出駅バリアフリー化負担金の減額の理由についてですが、JR西日本株式会社和歌山支社が、令和元年度に行った岩出駅バリアフリー化事業に対する令和元年度分の国庫補助金額の確定に伴い、市の負担金について不用額を減額するものです。

負担金減額の要因としましては、令和元年度、事業の国の補助金対象金額の減により、市の負担金が減額となったものです。

補助率としましては、国3分の1、市3分の1、事業者3分の1で、市の補助額の2分の1が県から市に対し補助されます。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 ご質疑の7点目、令和元年度における通知カード、個人番号カードの発行枚数についてはお答えします。

令和元年度における岩出市での通知カードの再交付枚数は197枚、個人番号カードの交付枚数は1,872枚でございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 質疑8点目のシステム改修費についてお答えいたします。

昨年度、市の基幹系システムの入替えに伴い、別で稼働していた児童扶養手当システムを基幹系に取り込むこととなりました。当初予算計上時点では、児童扶養手当システムを開発した業者に依頼して、データを取り出すことを想定して、費用を予算化しておりました。しかし、基幹系システムの業者がデータを取り出すことができたため、児童扶養手当システムの開発業者に依頼する必要がなくなり、予算化していた分の費用が不要となったものです。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 9点目、農業人材力強化総合支援事業につきましては、那賀振興局、紀の里農業協同組合、岩出市農業委員会等、関係機関と連携を密にし、就農相談や農地の権利取得と併せて制度の活用に取り組んでいるところです。

また、移住支援事業については、和歌山県と連携し、東京一極集中の是正及び県内の中小企業等の人手不足を解消することを目的として、東京23区や東京圏からの移住について、制度の活用に取り組んでいるところです。

続きまして、10点目ですが、森林管理業務につきまして、令和元年度から全国一斉に開始された森林経営管理法に基づく事業として、本市においても当初予算において、森林環境譲与税の譲与見込額から森林経営管理業務委託見込額を計上していましたが、本市の森林経営及び林業がおおむね行われていない状況であるため、本年度、森林経営管理委託業務が必要な案件が発生しなかったためでございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 ご質疑11点目についてお答えいたします。

議員のご質疑は、議案第28号 令和元年度の一般会計補正予算第5号の専決処分

した金額と議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償額383万4,000円との差ということだと思いますので、お答えさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算第5号に計上した学校給食運営費における学校給食に係る加工委託料は、副食加工委託料が484万円、パン加工委託料が108万5,000円、米飯加工委託料が104万3,000円の計696万8,000円となりますが、この補正額は令和元年度を通じての不用額であります。

議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償額383万4,000円は、新型コロナウイルス感染防止により、3月2日から3月24日までの間、学校が休業したことによる給食関係事業者に対する補償金となっており、その内訳につきましては、加工委託料では、パン加工委託料75万5,837円、米飯加工委託料で102万5,605円で178万1,442円、それに加えて、賄材料費では、牛乳が98万9,932円、野菜が106万2,200円で205万2,132円となり、加工委託料と賄材料費を合わせまして383万3,574円となっております。

食数で申し上げますと、年間で87万191食を見込んでおりましたが、実績食数は80万3,245食であり、差引き6万6,946食の減ということになりますが、そのうち新型コロナウイルスの影響を受けた3月2日から3月24日の16日間の休業部分は6万4,286食となります。

今回の補償については、国からの要請により、学校臨時休業中の給食関係事業者に対する補償であり、その基準といたしましては、1点目、補償期間が3月2日から3月24日までの期間であること、2点目に、事業者に対して既に発注していた食材であること、3点目に、加工料の一律10%を削減した金額であること、4点目に、加工していないために消費税は算出しないで、円未満を切り捨てている。以上の基準になってございます。

なお、議案第33号 令和2年度一般会計補正予算第1号に計上している補償金383万4,000円については、本年5月29日に対象事業者に支払い済みでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 2点目の地方交付税で3億円の乖離、これについては、私、今答弁いただいたような答弁というのは、中身聞いているんじゃないんですよ。いつも言っているんですが、数字上で、岩出市で人口割とか面積割とかといういろんな係数、いろいろありますんやか。それを基にして、岩出市は予算計上されているわけでしょう。実際には、市として、たしか、あれ計算指数8つか9つぐらいあったはずなん

ですよね。それが市の係数として、こういうような係数でしたと。最終的には、国の確定というんですか、それがこういう指数で計算されてきましたと。確定しましたと。

だから、この数字、ここに書いているように、係数上で何が違っていたのかと。その差がなぜ2億円という額で生じてきたのかと。やっぱりこれをしっかりとつかんで、もちろん市としてはつかんでいるはずだと思うんです。だから、つかんでいる計算上の数字がどうだったのかということをお知らせ通告で出しているんですよ。

3月の当初予算のとき、今年度のときなんかも、そういう数字上の計算式というのも含めて、資料を出してくださいというのも言ったんです。内部文書ですから出せませんと。それでも欲しかったら情報公開条例で出してくださいというようなことまで言われました。当初予算のときに、計算式、どういう計算式で出しているんですかと聞いて、資料欲しかったら情報公開条例で出してくださいと言われてたら、情報公開条例は2週間かかるんですよ。議会終わっていますよ。他の自治体なんかでは、これこれ交付税については、こういう計算方式で、金額はこういう計算で計算しましたから、合計額が幾ら幾らになりますというね、そういう資料なんかもきちんと出してきているんです。

そういう点では、特に9月の決算のときなんかは、やはりそういう部分で、なぜそういうふうな違いが生じてきたのかということなんかも、市としてしっかりと見詰め直していく必要がやっぱりあると思うし、議会側としても、その辺のところの資料というのは、しっかりとした資料というのをやっぱり出していただきたいというふうに思います。

だから、そういう点でいうたら、先ほどの答弁で、国の計算式の確定がこうなったからというだけの答弁で、私ちょっと納得もできないし、なぜそういう違いというのが出たのかという資料、きちんとした計算式、これを請求したいというふうに思います。

この点については、議長に、これは当局に諮っていただきたいというふうに思います。

それと、保険基盤安定の県負担金、これは当初より人数が多かったと。見込みより人数が多かったということなんですけど、これ何人ぐらい、人数見込みよりも、当初よりも多かったんでしょうか。人数だけで結構です。ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、8点目の母子福祉のシステム改修費ですね、事前説明のときと説明がち

よっと違うので、改めてお聞きしたいんですが、事前説明のときには、業者が無料で実施してくれたんだという説明されたと思うんですね。でも、今聞いたら、そうではなしに、無料で実施したんじゃないに、もともと実施する必要性がなかったんで、システムの中で計算ができたので、改めてそういうシステム改修を行う必要がなかったんだという、こういうことなんで、その辺のところは説明のときに、無料実施というのには、ちょっと間違いだったのかなというふうには思うので、その辺のところだけはちょっと指摘だけさせていただきたいなというふうに思うので、もうちょっと丁寧な説明を今後していただければなというふうには思っています。

それと、農業人材力強化総合支援事業という部分なんかも、岩出市として事業そのもの自身について、やはりこういう制度そのもの自身を活用していただくことによって、やっぱり岩出市に定住してもらおうという、そういう大きな形にもなると思うので、市として、今のこういった制度というのが活用できないというのであれば、今後、制度そのもの自身をさらに充実していくという、そういう方向性は持っておられるのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

10点目の森林管理業務については、森林に係る事業そのもの自身はする必要がないんだというような説明だったんですが、果たしてそうなのかなと思うところがあるんです。実際には、国の保安林であれ、なんであれ、森林伐採という、下草というんですかね、そういう部分なんかもしっかりと下草が生えてこないような、そういうような形の森林の荒廃ということにつながるというような手だてが、やはり岩出市なんかでも必要になってきているんじゃないかなというふうに感じているんです。

そういう点では、森林の管理という部分について、市として、下草刈りとかという部分の点では、どのような対応をしていかなければいけないのかというふうに感じておられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

以上の点だけ、ちょっと再質疑させていただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

当初予算の地方交付税の算定根拠についてですが、当初予算の算定については、国から出される地方財政計画、これは地方交付税法に定められておるものなんですけれども、こちらはあくまでも地方交付税の増減率が出されるものでありまして、議員おっしゃられている内容といたしましては、恐らく単位費用のことをおっしゃ

られているとは思いますが、そちらのほうは当初は示されておりません。ですので、当初予算に関しましては、国から出される地方財政計画の増減率、平成31年度の場合は101.1%を踏まえて、交付税の額を算定しておるところでございます。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

負担金の基となる被保険者の数が何人ぐらい多かったのかというご質疑でございますけれども、平成30年度の実績で7,442人であったものが、令和元年度において7,567人ということで、125人増となったものでございます。

以上です。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、児童扶養手当システムのデータを引き抜くことは実際やっております。もともとは開発した業者に引き抜いてもらうために予算を計上しておったんですけども、引き抜いたデータを入れるほうの基幹系のシステムの業者のほうで、それを無料で行ってくれたという形になっておりますので、説明のときは無料でという説明をさせていただいております。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業人材力強化総合支援事業について、市としての活用の方策とか制度の充実を考えないのかというご質疑だったかと思いますが、まず、この事業につきましては、国、農林水産省のほうから和歌山県を通じて、全国的に岩出市でも実施している事業でありまして、その事業スキームというのは全国統一でございます。岩出市につきましては、現在のところ、これに特別な何かを加えて制度を充実させるというようなところまでは考えておりません。

それから、森林経営管理のほうでございますが、森林経営管理法の対象としておりますのは、民有の人工林、植林された代表的なものは、杉、ヒノキなどですね、そういったものが植林された人工林を対象としておりますので、議員再質疑にございましたように、国の保安林であったりとか、人里近くの雑木林の下の草刈りというのは対象となりませんので、したがって、民有の人工林というのが岩出市内ではほぼ見かけない状況でありますので、森林管理事業の対象となるものが前年度はなかったということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 余り時間がないのであれなんで、簡単に言いますが、本来、地方交付税の算定ですね、それを細かい他の自治体なんかでは計算式を基にして算定しているんです。岩出市では、そういう細かい算定式では計算していないという認識でいいのかどうか、この点だけ再度確認だけしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

当初予算に関しましては、地方財政計画、これは法律に基づいて出されておる数値ですので、それに基づいて当初予算の計上はしております。その後、当該年度に入りましたら、細かい単位費用等出てきますので、それに基づいて再算定はさせていただいているところでございます。

以上です。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時46分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第29号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 29号、国民健康保険特別会計補正予算、これ2点お伺いしたいと思います。

実際、今回基金へ積み上げられるわけなんですけど、今回積み上げられる基金と合わせて、基金合計は幾らなのかという点。

それと2点目は、今、新型コロナの影響というのが、今もずっと影響が出ている中で、今回、基金の活用方法、これについては、今後どのように活用されるおつもりなのか、また考えはあるのかどうか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑1点目の基金へ積立てが行われますが、基金合計は幾らとなるのかにつきまして、令和元年度当初の残高1,095万7,215円から、前

年度の決算収支に伴う積立て等により、令和元年度中に9,511万9,626円を増加し、令和元年度末の時点で残高は1億607万6,841円となっております。

2点目の新型コロナの影響が出ている中で、基金の有効活用方法は考えているのかについてですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由に、直ちに国保事業運営基金を活用していく考え方ではなく、本来の基金を取り崩す場合の考え方としましては、本市が県へ納める国保事業費納付金が増額となって、支払いに充てる財源不足額の補填に活用することや国保事業運営に著しく支障を及ぼす財源不足が生じた場合、財源不足額の補填に活用することを考えております。

以上であります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 30号、介護保険関係の補正でも2点お伺いしたいと思います。

説明では、介護認定審査会が開催減となったという説明がされました。これはどういう理由で開催減となったのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それと2点目は、開催減によって審査されるべき件数とか、そういうこともやっぱり絡んでくる、開催が減ることによって、積み上がってくるとか、積み残しとかという、そういうのが出てこなかったのかどうか、そういう点で開催減の影響というのはどのような部分が出たのか、この点をお伺いしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑の1点目、介護認定審査会の開催数減の理由についてお答えいたします。

高齢者の人口増に伴い、申請件数の増を見込んでおりましたが、実際は申請件数が前年度比106件の減、審査件数が73件の減となったことにより、予算で見込んでいた開催数と実績に差が生じたものです。令和元年度予算では89回の開催を見込んでいましたが、実績は80回でした。

2点目の開催減によって審査されるべき件数等で影響は出なかったのかにつきまして、平成30年度、令和元年度とも1回の開催件数は約30件で変わりなく、影響はございませんでした。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 認定審査会、これ自身は、今回、コロナが出てから開催されたんでしょうか。もしされたにしても、されなかったにしても、今後、現在、コロナの影響というのが続いているわけです。その点では、介護認定審査会の3密というのをやっぱり避ける対応は求められるという中で、どのような形で認定審査会を開催されているんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

コロナの影響によって3密を避けるということで、当市におきましても審査会の開催については検討を行いました。やはりこれにつきましては、審査の適正化、審査をきちんと行うということで、審査委員が5名でありますので、大きめのお部屋で審査委員さんの距離も離して、お部屋の換気も行いながらということで、マスク着用、消毒ということで、3密の回避を徹底した上で審査会を開催しております。

今後もコロナの影響ということになりますが、現在のところ、近隣の市町村等も確認した中で、やはり審査会は従来どおり開催しているということで、市も従来どおり開催を予定を考えております。

ただ、コロナの影響による臨時的な取扱いというような国の示されていることもございますので、どうしても審査に当たって、施設等、面会謝絶というか、面会を拒否という場合につきましては、有効期間の延長ということも対応が可能となっておりますので、そこについても適切な対応を行っているところです。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 33号については、1点だけお伺いしたいと思います。

今、特別定額給付金の事業、これが今されているわけなんですけど、給付手続で、困難で未申請になっている方もやっぱりあると思うんですね。そういう方に対しての配慮というような点では、市はどのように考えておられるんでしょうか。ちなみに、もし分かるのであれば、昨日なりの時点で、特別定額給付金、今どれぐらい申請がされているのか、件数、もし分かればお答えも頂きたいというふうに思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 特別定額給付金で、手続困難で未申請となっている方への配慮につきましてですが、市では、市民の皆様からの申請手続等の問合せに対応するため、専用フリーダイヤルを設けております。フリーダイヤルの存在や電話番号を広く周知するため、申請案内を送付した封筒の表面に電話番号を大きく記載したり、広報いわでや市のウェブサイトにおいて広く広報しているところでございます。

申請書の記入方法について、聞きたいが電話だけでは不安で、直接相談しながら申請書の記入をしたい方もいらっしゃることから、市役所の第6会議室に給付金の窓口を設け、3密にならないように配慮しながら、職員が申請の補助を行っているところです。

障害等により申請手続が困難な方についても、申請手続が補助できるよう、地域福祉課障害福祉係と連携して対応を行っているところでございます。

また、現在、施設等に入所中の児童については、施設の担当者と連携し、申請漏れのないように進めております。

そのほか、国からの通知に基づきまして、申請手続が困難な状況にある方に対しては、可能な範囲で申請のサポートを行っているところでありますが、今後も皆様に申請を行っていただけるように事業を進めてまいります。

なお、申請件数ということでしたが、6月12日、本日、振込を予定している分を含めると、支給率は83%となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 2点ちょっとお伺いしたいと思うんです。

1点は、今も申請困難な方にいろんな対応をされているということなんですが、特に受給台帳ですか、もらえる方なんかにおいて、外国人の方、こういう外国人の方には、市としてはどのような対応というんですか、援助というんですかね、そういうのは市としてどのような対応をされているのかという点と、もう1点は、たしか、これ8月15日が申込みの期限だと思うんですね。実際には、今の時点で、私の聞いたときには、大体2万4,000件ぐらいのうち2万件ぐらいは、今申請来ていますということでしたけども、どうしても残りの方でなかなか申請しにくいという方なんかも含めて出てくると思うんですね。申請忘れてるとか、そんな方に対して、改めて再申請というんですか、こういう制度ありますけども、申請漏れていませんかというような再通知というようなことなんかは、市としては考えておられるんで

しょうか。この2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、外国人の対応ですが、外国人につきましても、マスコミ等、テレビ等でも多く放送というんですか、紹介されておるところもあるということで、外国人の方も多く申請はいただいております。

あと、締切りですけど、8月15日ではなく、25日となっております。残りの方に関しまして、広報に給付金の支給について、申請締切りの月まで、6月、7月、8月、この広報に掲載を考えてございます。また、未申請の方には個別に申請を促す通知文を送付するなどの検討もしてございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第36号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 36号については、3点お伺いしたいと思います。

この国保税の一部改正で、条例に該当する対象者というのはどれぐらいあるのかという点。

2点目は、第26条の15、(2)のウに書かれている点なんですけど、減収することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下という、こういう表現というんですかね、これは何か非常に分かりにくいような気がするんです。実際には、どのようなことなのかというようなことをもうちょっと分かりやすくするような、そういう対応が要るんじゃないかなというふうには思うんです。実際には、この中身を理解するためのチラシとかパンフとかという、こういうのはやっぱり考えるべきじゃないかなというふうには思うんですが、こういった中身、今回の条例の中身のパンフというようなことなんかは考えておられるんでしょうか。

3点目には、前年度所得の合計額が400万円以下というふうにされているんですが、この400万円というふうにした理由というんですか、なぜ400万円以下というふうなところで区切ったのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目、条例に該当する対象者はどれぐらいと見込んでいるのかについてですが、新型コロナウイルス感染症が被保険者に及ぼす影響は千差万別で、予測困難であり、根拠のある数値として算出することはできません。

2点目の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年度所得の合計額が400万円以下という表現は、国保事業者にも分かりにくいものではないか、具体的に理解しやすいチラシやパンフの送付を考えるべきではないのかにつきまして、改正条例の引用条文は、厚生労働省と総務省が連名で発出した「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」の通知文書における減免基準の表現どおりに規定しているものでございます。また、国保税の減免周知チラシなどの送付につきましては、本市も減免対象者や減免対象となる国保税額算定方法などを分かりやすくまとめたものを作成し、令和2年度国保税納税通知書に同封して、国保被保険者の方への送付を考えております。

3点目の400万円とした理由についてですが、この400万円は、先ほどの厚生労働省と総務省が連名で発出した通知文書における減免基準の表現どおりに規定しているものでありまして、国の減免基準のとおり、市が条例に基づいて国保税の減免を行った場合には、減免に要する費用全額が財政支援の対象となります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 この条例でいうと、事業所の方に対しての減免というように感じるんですが、そういう点では、先ほど、パンフレットとか、分かりやすいそのやつなんか送付を考えているんだということなんですが、送付を考えておられる事業所数というんですか、そういうのは何件ぐらいを想定されておられるのか。周知なんかは広報なんかでも併せてやっていくんだということだと思んですけど、少なくとも、今回のこの形で、岩出市としてもこういう制度やっていますよというのをどう知らせていくのか。また、送付を考えているということですので、いつ頃送付を考えておるのかという点、この2点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員再質疑のまず1点目、事業所対象かということでござ

いますけれども、これ、あくまで国民健康保険の被保険者、加入されている市民お一人お一人が対象となってございますので、そうご理解していただければと思います。

あと、納付書の発送につきましては、来週の発送を予定してございます。

対象人数としましては、現時点の計算では7,274件を想定してございます。

以上であります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 41号は、今年度、令和2年度の一般会計の補正予算です。この補正予算、非常に大事な市民を守るための予算というふうに考えるものです。そういう点では、今回、新型コロナの影響という点を岩出市としてどのような影響があり、どのように対処をしようというような認識の下で、補正予算を組んできたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、マスクとか消毒液、この購入については、各担当課ごとで予算計上という形で、この課でもマスクを買います、この課でもマスクとか消毒というような、そういうような説明がありました。そういう点では、市として一括管理というような形で対応というんですか、そういうんじゃないかに、担当課ごとというんですかね、担当課別で予算計上した理由というのは、どのような理由からなのかという点と、それと、実際現時点で確保できる時期と見通しという点はどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、学校給食費での補償金というのが537万円という形で計上しているんですが、今後、対応面というんですか、これ以上増えるというようなことはないのかという点も含めて、今後の対応面については、どのような形で対応していくのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目は、敬老会の中止による弁当配布というようなことも計画をされているわけなんですけど、配布予定人数と配布時期、不在のとき、弁当配ったときに不在というようなことなんかも考えられるんですが、そういった不在時での配布体制等、市としては弁当配布についてどのように対応して進めようとしているのか、この点をお聞きしたいと思いますというふうに思います。

それと5点目は、今、国の持続化給付金、これの対象外となる事業者支援給付金、

岩出市でも始められるわけなんですけど、市として、該当する市内の持続化給付金の対象外となるような方の事業者数というのは、どれぐらいを見込んでおられるんでしょうか。また、申請の受付時期、これについても、いつ頃を想定しているのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、妊婦さんに対する応援給付金という部分で、新たな施策が取られるわけです。2,900万円ということを想定されているんですけど、実際には、この事業を進めていくという部分で、実際には、今年度、岩出市の出生児というのはどれぐらいあるということを見込んで想定をされてきたのか。

実際には、ここ数年なんかは400名を超える子供さんの出生というものがあるわけなんですけど、この制度で、日によって区切るということによって、育児面という部分で、実際には同じ学年の方なんかでも支給される人と支給されない人が生まれるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、非常に不公平感というのが生じるんじゃないかというふうに考えるんですけど、この点を市としてどのように考えた上で、この施策を実施しようとしていくのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑1点目と2点目にお答えいたします。

まず1点目、新型コロナの影響をどのように認識した上での補正予算と捉えているのかですが、和歌山県においては、令和2年4月16日の国の緊急事態宣言発出から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や学校休校などの緊急事態措置等が実施されておりました。これらの措置による本市の市民生活や経済に対する影響を緩和するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業の検討を進め、補正予算を計上したところでございます。

事業の概要は、参考資料として提出しております一覧表のとおりですが、市民の皆様に対する支援、事業者に対する支援、公共施設等における感染予防、感染拡大防止に向けた取組の各事業を予定しております。また、事業の計画に際しては、支援対象のバランスを十分検討し、広く支援が波及するよう努めております。

次に、2点目のマスク、消毒液購入を各担当課ごとで予算計上していますが、一括管理対応ではなく、担当課別とした理由は、また、現時点で確保できる時期と見通しはについてですが、歳出予算の計上については、地方自治法第216条の規定に

よりまして、支出の目的により款項に区分しております。また、マスク、消毒液は、現時点においては市場の在庫不足も解消されつつあることから、補正予算成立後は、直ちに購入、配備を進めてまいります。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の3点目のご質疑にお答えいたします。

学校給食運営費での補償金は537万7,000円を計上しているが、今後の対応面はどうしていくのかという点ですが、今回の学校給食費補償金は、4月と5月分の補償になります。

今後の対応につきましては、6月15日からは通常どおり授業を再開する予定ですので、給食についても通常どおり行ってまいります。

今後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、学校休業措置を取らなければならない事態になった際は、給食関係事業者に対する補償の問題も出てくる可能性はございます。その際は、先ほどご説明させていただいた基準に基づき補償をせざる得ないものと考えてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 ご質疑の4点目、敬老会中止による弁当配布を計画していますが、配布予定人数、配布時期、不在時での配布体制等はどのように考えているのかについてお答えいたします。

配布予定人数についてですが、対象は昭和21年12月31日以前生まれの方で、5月1日現在で6,365人の方です。

配布時期につきましては、9月19日から21日、敬老の日までの3日間程度を予定しております。

不在時での配布体制はどのように考えているのかにつきましては、お弁当を各戸配布するのではなく、事前にお弁当希望の有無を確認し、希望する方に対し、市内各公共施設複数箇所でお渡しする計画としております。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 5点目の持続化給付金、事業所支援給付金でございますが、こちらについては390件を想定しております。

それから、給付申請受付時期は、今回の補正予算が議決された後、7月から受付開始を考えております。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 ご質疑の6点目の妊婦応援給付金についてお

答えいたします。

今年度の出生数につきましては、430人前後と見込んでおります。今回のこの妊婦応援給付金の対象者は、令和2年4月27日時点で出産していない妊婦の方で、令和2年5月31日までに母子健康手帳の交付を受けている方です。

なお、令和2年4月27日までに生まれたお子さんについては、特別定額給付金の10万円が支給されるため、不公平感はないと考えております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 支援金の給付事業ですね、これについては委託という形の対応を取られるのか、それとも職員が支援金給付事業を対応するような形になるのか、どこが請け負うのかという点、この点をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、妊婦さんの応援給付金ですね、今、4月27日までに生まれた方なんかもあるんでというようなことを説明されたんですが、現実的には、たしか5月31日までに、妊婦さん、妊婦手帳ですか、取られた方という形になるんやけども、実際には、例えば、6月1日とか2日に妊婦さんになられた方からしたら、何でというような、同じように妊婦を経験というのかな、していく中で、やっぱりなぜ、どうしてという不公平感というのが出てくるんじゃないかなというふうには、やっぱり思うんです。そういう点については、市としては、一定の区切りみたいなもの要ったんかも分からんけども、なぜ5月31日というところで日を決めたのか、その辺の基本的な今回の規定にした理由ですね、それを再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、弁当の配布なんですけど、今、希望者に対して、取りに来てもらうような形の対応なんだということでした。いつも例年、敬老会に参加するというのかな、そういう部分については、聞き取り調査みたいなんされるんやけども、この点でいうたら、今回の聞き取りというんですか、弁当配布のための聞き取りというのは、大体いつぐらいを想定されておられるんでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これも先ほど資料関係で、地方交付税の絡みでちらっと言うたんやけど、確かに、市のほうからは、今回の補正予算関係で、制度に関する関係資料というのが出されてきています。しかし、今もちょっと質疑で聞いたんですけどね、妊婦さんなんかに関する部分でも、なぜ2,900万円なのかと。何人を実際には想定されて考えておられるのか。事業者支援給付金についても、今390件だということをおっしゃったんですが、やっぱりこういう関係資料のところでは、やっぱりいろんな形で事

業をやっていく中の内訳、人数とか対象事業者数とか、そういう部分の内訳なんかも、併せて配付資料の中に書いていただいたら、わざわざ質疑というんですか、そういうのもしなくてもいいのに、もらった資料だったら、やっぱり分からないから、どうしても聞かざるを得やんというようなことが生じますんで、この点については、執行部なんかも答弁という部分も含めて、やっぱり時間の無駄というふうな形にもつながってくるところがあると思うので、その辺については、今後、資料の中身なんかについても、配付資料なんかも、内訳なんかも併せて書かれた資料を配付していただきたいというふうにも思います。

最後に、学校教育の部分なんかにおいては、やっぱり今もコロナの影響で大きな影響が出ている中で、残念ながら、今、岩出市教育長、不在になっています。こういう点では、やっぱり教育長の不在というのは、行政運営に大きな支障というのを生じさせているんじゃないかなというふうにも思います。そういう点では、今後、教育長の選任というんですか、そういう部分なんかについては、今後どのように考えておられるのか。早急に、やっぱり教育長を選任していく必要があるんじゃないかというふうにも思いますが、この点について、市としてはどのような考えを持っておられるのか、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

例年、敬老会への参加者の聞き取りの調査を行っていたが、今回はどのような時期を想定しているのかということによろしいでしょうか。

例年の敬老会事業につきましても、8月に各対象者宅に職員が訪問して、案内状をお持ちしておりますが、今回は9月の敬老会事業は中止ですか、やはりお祝いの気持ちを込めてということで、職員のほうがお祝いのメッセージを持って、やっぱり従来どおり訪問をさせていただこうと考えております。そのときに、お弁当の希望についても、希望のお返事を頂けるように対応を考えておりますので、8月ぐらい、例年と同様の時期を想定しております。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 再質疑についてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援でありますので、当初、緊急事態宣言が令和2年5月31日となっていたため、5月31日までといたしました。緊急事態宣言中は、不要不急の外出自粛や都道府県をまたいだ移動の自粛が

求められ、帰省ができないなど、妊娠・出産に伴う近親者からの支援を受けられないなど、精神的にも不安を抱えやすい状況であったことからであります。

妊婦さん1人に対し10万円を支給させていただき、対象者は290人を想定しています。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 事業所支援給付金の受付の形態、方法についてでございますが、委託等ということでしたが、現在、詳細にはそこまで決定はしておりません。基本的には、職員で実施する方向では考えてはおりますが、外部なども含めまして、協力体制、どのように取っていくかということを検討してまいりたいと思います。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育長の選任のお話が出てございましたが、今日も職務代理者に出席をいただいております。教育長の職務を代行する者に関する規則というものがございまして、この規則に基づきまして、今、職務代理者という形を取っております。この職務代理者の会務のうち、事務局の事務、あるいは職員を指揮監督する職務、これは教育部長に委任することができるとなっております。私、その受任をしております。現在のところ、特に問題はございません。

教育長の選任ということにつきましては、この議案に関係ございませんので、お答えはできません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今回、いろんな形で質疑してきたんですが、やっぱり今、岩出市、今回のコロナにおいて、いろんな制度というのを実施されるわけです。その点で、各個人とかに周知される、広報に周知されるということも当然だと思うんですが、併せて、私、こんなときだからこそ市内放送、これをもっと活用してはどうかというふうにも感じる場所があるんです。

今、大体朝10時、4時ぐらいに放送なんかもされていると思うんですが、その放送に合わせてもいいと思うんですが、今回、岩出市で妊婦さんの応援給付金の施策もやりますよ、事業者支援給付金なんかについても行っていきますよということなんかも含めて、いろんな制度、せっかくなんで、そのときに、そういう制度があるので、ぜひ申請してくださいというような市内放送なんかももっと有効活用してはどうかというふうに思うところがあるんですが、この点について、そういう制度

の案内というのを行う考えなんかはないんでしょうか。このことをちょっと最後にお聞きして、質疑を終わりたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

市内放送を活用して、各施策のPRというんですか、してはどうかということですが、すけども、市内放送につきましても、今、まず雨等の多い時期でございますので、その中で各施策というのをそれを放送するというのは、現在考えてございません。

また、あらゆる媒体を使って、各施策については市民に周知させていただきたいと思っております。

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和議員、議案第22号をお願いします。

○尾和議員 まず、議案第22号、専決処分について質疑をさせていただきます。

質疑内容については、6点になります。

まず第1に、第24条の独り親としての概念と範囲についてお聞きをしたいと思います。

第54条、使用者を所有者とみなすことについてという形であるんですけども、賃借人についてはどのようになるのか。

それから、第73条の3、移転登記が未了の際、提出しないとき、これは義務規定と私は理解しておるんですが、しない場合に罰則規定というのはあるのか。

それから、第10条の2の水防法の浸水被害軽減地区についてであります。これについては、固定資産税の減免措置をするということですが、岩出市において、この地区はどこになるか。

それと関連して、土砂災害警戒区域、同様に、岩出市にもあると思うんですが、これについては包含しているのか、してないのか。

それから、第31条の「等」とあるんですが、法人税現行制度に代えてとあるが、これについてお聞きをしたいと思います。

以上、5条について、いずれもこの改正については恒久的な理解でよろしいのか、質疑をいたします。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

ご質疑1点目、第24条における独り親の概念と範囲ですが、法制上において、子を有する寡婦、女性の寡婦です、と子を有する寡夫、以下、男性の寡夫を「かおつと」と発言いたします。それから、未婚の独り親、この3つの概念を併せた概念として、独り親を定義しております。前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除くとともに、住民票の続き柄に、夫（未届け）や妻（未届け）の記載がある者も対象外となります。

次に2点目、使用者を所有者とみなすことについて、賃借人にはどうなるのかとのことですが、賃借人から賃料を受け取っている所有者、例えば、死亡した登記名義人の相続人とかがおれば、その方が所有者になりますので、賃借人は所有者とはみなされないと考えます。

なお、今回の改正における使用者については、総務省から使用者の範囲等についての考え方や典型的な例等については、別途通知により示す予定であるとの事務連絡があり、今後、この総務省の通知等を待って、これに従い、令和3年度課税を行っていく予定でございます。

続いて3点目、移転登記が未了の際、提出しないとき、罰則規定はあるのかについてですが、第74条の3の規定は、相続登記が未了の場合における申告義務を規定しているため、提出しない場合は、第75条の規定により10万円以下の過料の対象となります。

次に4点目、水防法の浸水被害軽減地区は岩出市にあるのかとのことですが、岩出市には該当地区はございません。また、土砂災害警戒区域に関してはどうかのことですが、土砂災害警戒区域は、議員おっしゃったとおり、岩出市にはございませんが、この第10条の2のわがまち特例の規定には該当いたしません。

次に、5点目の法人税現行制度に代えてとあるが、どうかについてですが、国税である法人税において、企業グループ全体を1つの納税単位として申告する連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額を計算し、申告を行う個別申告方式とされたということでございます。この法人税の改正に伴い、地方税法や租税特別措置法に項ズレ等が生じたことによる規定の整理でございます。

なお、地方税である法人市民税は、従来から各法人を納税単位で計算しておりますので、今回の条例改正については、関係規定の整理のみで、法人市民税における実質の運用は何ら変わりはありません。

最後に6点目、いずれも、この改正は恒久的なものかについてですが、期限が規定されておりませんので、今後、改正がない限り、この改正の内容のままということとさせていただきます。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 第24条に関してですが、この条例改正については、私、過去、この議場で一般質問して、適用にすべきだということで、やっと実現したかなという感想があるんですけども、例えば、独り親、シングルマザー、これについては還付控除が今までなかったものが、今回新たに未婚の親についても対象になったということで理解をしておるんですが、それでよろしいのか。

それと、この場合に、養父母の場合は、この対象の範囲になるのか、再度お聞きをさせていただきたいと思います。

それから、54条の使用者についてですが、総務省の通達によってということですが、これはいつ頃、総務省のほうから当市に連絡が来るのか、それについてお聞きをしたいと思います。

使用者を所有者とみなすということについてですが、73条の3の関連もあるんですけども、相続登記が現実的に実施されなくて、未登記の法定相続人に登記をしていない場合、これは多くの物件について発生をしておるんですが、その場合に、市としてどういう手だてをしていくのか、そのお考えがあるなら、お聞きをしたいと思います。

罰則規定については、75条で10万円ということですが、提出しないとき、これは期限を設けているのか。何年以内に提出しないと罰則規定が適用されるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、10条の2の浸水被害軽減地区に該当地区はないということですが、当市として、その浸水被害の過去起きたところについて、この状況をどう見ているのか。

それから、これの指定については、岩出市で考えているのか、県が指定をするのか。

それから、土砂災害警戒区域についてですが、これについても、同様にどのような手続において、今後指定されることになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、31条の件ですが、連結決算で国税であるんですけども、どのようなよう

に理解していいかなということ、いろいろ私も考えたんですが、本来、本社が東京にあって、岩出市に支店がある場合、国税については、東京都のほうに、連結決算の下に納税されるという仕組みになっておりますが、このことによって各出先において、各地方自治体に納税の義務があるのかなのか。所得に対するそういう取扱いになるのか。いや、そう違うんだと。従来どおり国税については、本社において、その所在地において納付するということ、これについて再度質疑をさせていただきます。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

第24条は、個人市民税の非課税範囲のことを言っておりまして、尾和議員おっしゃった扶養控除、寡婦控除のことにつきましては、第34条の2で規定されております。今回、尾和議員のおっしゃったとおり、独り親ということが新たに追加されたということでございます。これについては、シングルマザー、それからシングルファーザーということも入るということでございます。

それから、養父母につきましては、養子縁組等をしておりましたら、子ということになりますので、入るということでございます。

次に、第54条について、いつからということだったかと思うんですけども、申し訳ございません、総務省のことは、いつ頃来るかということであったと思うんですけども、それについては、まだこちらのほう、待っておるんですけども、まだ来てないということでございます。この54条については、令和3年度課税となっておりますので、まだちょっと猶予があるかなというふうに考えてございます。

それから、第74条の3、未登記は、手だての期限ということだったと思うんですけども、期限は3か月を経過した日までに申告をしていただかないと、罰則規定があるということでございます。

次に、第10条の2の浸水の規定についてでございますけども、岩出市、この浸水被害軽減地区というのは、輪中堤防、それとか自然堤防等の既存の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、保全するために、平成29年に水防法改正されて、浸水被害軽減地区の指定制度が創設されました。

ただし、指定には全ての地権者の同意を要することから、令和元年8月時点で1か所にとどまっておるということです。

和歌山県内は、こういう指定は、岩出市にはこういうことによって、この指定に

至るものはありませんということでございます。

次に、31条でございますけども、国税のことをちょっと聞かれておりますので、私も国税のことになりますのであれなんですけども、連結納税制度から、それから個別申告方式に変わったということでございますけども、個別になったものをそれぞれ計算していき、損益通算につきましては、一括して、この制度については残っております。それから各所得を計算しまして、個別に計算していくということでございます。

それから、法人市民税の計算式につきましては、岩出市に事業所がありましたら、法人市民税がかかるということでございます。

以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 1番の内容についてはよく分かりました。

それから、73条の3についてですが、今、課長のほうから、3か月以内にしないと罰則規定があるんだということですけども、これは3か月以内に現行制度でやる場合に非常に無理があります。現在も所有者が不明の場合、枝葉がついて、法定相続人が、孫、ひ孫まで発生しますから、それを特定して、法定相続人を確定して、その人の遺産分割協議書を同意をもろて作成するということになりますと、通常、一般的に2年ぐらいかかるんですよ、それを専属にやっても。全国に散らばっておりますんで、それを3か月以内にこの罰則規定が適用されると、未登記の人については、非常に問題があるということですので、これについては再度検討していただくことをお願いをしたい。特例を設け、その項目を追加をして、未登記についての条項にプラスをすべきだというように思います。

それから、一番最後の法人税の現行制度、私はここで聞いたのは、例えばの例ですけども、和歌山に支店があって、本社が東京の場合、国税は本社のほうから東京都を經由して納められるということになると思うんですが、例えば、利益が生じた場合に、今そこが非常に地方自治体の不満の要因になっているわけですよ。各事業所をその地方自治体のある場合は、そこに応じた決算をした場合に利益が上がれば、それに応じて、法人市民税については分かるんですけども、所得に対する課税を各地方自治体に、私の考え方も、全国的に言われているのは、移管をすべきであると。一極集中にするということは、やっぱり避けるべきだというふうに、各地方自治法の長も言っておるんですが、これについて、私、今の答弁ではちょっと分かり

にくいかつたんで、再度お願いをしたいと。

それから、水防法の岩出市の海面ゼロメートル地帯、これについては、その対象になるのではないかなというように思うんですが、今の答弁では該当する地区は岩出市にないということですが、過去の水害の関係から見て、岡田地区とか、中島地区、紀の川に隣接しているゼロメートル地帯のところについては、この軽減地区の対象になるのではないかなというふうに思うんですが、これについて、岩出市で県が指定するのであれば、県のほうに具申をするというような手だてをしないのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

まず、74の3の3か月ということですが、それがちょっと短いのではないかとありますが、74条の3が3か月ですが、75条の罰則規定は、現所有者が前条の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対して10万円の過料を科するということがございます。正当な理由がございましたら、それは延びるということがございます。

それに、今現在も、死亡した後に、岩出市のほうで調べまして、相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者届出書というのを出していただいております。この届けを相続人、私たちが調べた相続人とか、それとか死亡届の出していただいた方とか、いろいろそういうことを調べまして出していただくと、大体すぐに出していただけるということになっておりますので、3か月というのは妥当かなと思っております。

それから、浸水のほうの10条の2の浸水被害軽減地区ということですが、これはまず、浸水被害軽減地区に指定するときに、まず、洪水浸水想定区域内ということになっております。洪水想定浸水区域内というのが和歌山県で決められておまして、紀の川で言いましたら、橋本市、それから和田川、亀の川とか、日方川とか、いろいろずっとあるんですけども、決められた浸水想定地区に紀の川の岩出市が入っておりませんので、輪中堤とか、自然堤防もございませんので、そこには該当しないと考えております。

次に、法人税の件でございますが、先ほどもちょっと申しましたように、法人税でございますので、法人市民税のことは分かっているとおっしゃっていたんですけども、法人税のことでございますので、今回、グループ全体を1つの納税

単位として連結する連結納税制度というのから個別申告方式に変わったということ  
でございますけども、損益通算等、基本的な枠組みを維持しつつ、変わったという  
ことでございます。

今まで連結で東京の本社のほうでやっていたのを損益通算はしつつ、個別に法人  
税額を申告するということになったということでございます。

以上です。

○田畑議長　しばらく休憩いたします。

午後 1 時 20 分から再開します。

休憩 (12時07分)

再開 (13時20分)

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第23号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　議案第23号について質疑を行います。

前項の質疑のときと同様の内容ですので、ただ 1 点だけ、指定は誰が決めるのか。  
公示ですね、これについてはどこがするのか、この 1 点のみ質疑を行います。

○田畑議長　答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長　尾和議員の質疑についてお答えいたします。

指定は誰が決めることとなるのかとのことですが、浸水被害軽減地区の指定にお  
いて、水防管理者が行うものとなっており、水防法第 2 条において、水防管理者と  
は、水防管理団体である市町村の長、または水防事務組合の管理者、もしくは長、  
もしくは水害予防組合の管理者をいうと定義されております。

また、告知はあるのかとのことですが、浸水被害軽減地区の指定の際には、水防  
法施行規則第19条の3の規定により、公示及び土地所有者への通知を行うこととな  
っております。

以上です。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長　続きまして、議案第26号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　議案第26号について質疑を行います。

今回の名称の変更、移管の点であります。どのようなシステムで、どのような経過をとって検討され、変更されたのか。

それから、子ども・健康課、これは私の個人的な私感なんです。非常に分かりやすいということで、これだけ残された。なぜ変更しなかったのかということなんです。ほかの名称についても、支援課とか、援護課とか、いろいろあるんですが、一般市民の感覚として分かりにくいんですよ、実際のところ、役所の仕事というのは。だから、そういう意味では、分かりやすい言葉を名称にするというのが原則ではないかなと思うんですが、これについて質疑を行います。

○田畑議長 答弁願います。

生活支援課長。

○中井生活支援課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目の担当の変更につきましては、昨年度、生活福祉部の機構改革を行い、1年間、各課において事務を実施してきた中で、一部の課の事務が煩雑化するなどの問題が生じてきたことから、より市民に分かりやすく、効率的に事務事業に取り組む観点も含め、生活福祉部内で改めて検討した結果、係を所管する課の見直しを行ったものです。

具体的には、地域福祉課にありました総務福祉係と人権啓発係を生活支援課に、子ども・健康課にありました健康推進係を保険年金課にそれぞれ移管しております。これにより生活支援課を福祉業務の総務とし、地域福祉課は高齢者及び障害者に関する事業、子ども・健康課では子育てに関する事業、保険年金課では国保の特定健診等の保健事業と一般事業として実施している成人保健事業を一体的に実施できるようになり、市民により分かりやすく整備が図られたものと考えております。

2点目の子ども・健康課をなぜ変更したのかにつきましては、昨年度まで、がん検診や特定健診等の大人の健診事業を子ども・健康課と保険年金課に分かれて実施していたため、間違った問合せが多く見られておりました。そういった点も含めて検討した結果、子ども・健康課は、主に子供に関する事業を所管し、国保や後期高齢など、成人の来庁者が多い保険年金課に健康推進係を移管したため、変更したものであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 平たく言えば、先ほども若干申し上げたんですが、市民に分かりやすい、理解しやすい課の名称を呼称として表示をします。これは各地方自治体でも検討さ

れているんですけども、やはりそういう点では、まだまだやなというふうに思っていますので、これはそういう意見だけ申し上げておきたいと思います。

答弁は結構です。

○田畑議長 続きまして、議案第28号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第28号について質疑を行います。

まず、繰越明許費の補正という形で、防災公園建設事業があります。これについての内容、西のプールのところではないかなと思うんですが、どういう事業で、どのような内容になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、一般廃棄物処理手数料の増額が出てきておるんですけども、これについてはどういう理由で増額になったのか。

それから、農業人材補助金、これについては午前中の質疑にもありましたので理解できましたから、質疑の答弁は結構です。

それから、法定外公共物に関しても、これも答弁は結構です。

それから、土地売却収入の明細、これもありましたので、改めて答弁をいただかなくても結構です。

それと、岩出駅バリアフリーの負担金の問題であります。これについては、既に完成をしたということなんですが、当初のバリアフリーにおける予算見積りと、現行、完成した段階での金額の差がどれだけあったのか、そういう点で質疑を行いますので、ご答弁をお願いします。

それから、予防費のマイナスで1,500万円計上されております。これはどういう理由なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、県営ため池負担金について、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、公営住宅工事請負費のマイナスであります。これは業務と耐震化ということでお聞きをしておったと思うんですが、当初の見積りと、なぜこのような差額が出てきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、危険ブロック補助金についてですが、現行の制度で、危険ブロックの改修の件数と、実際に予算計上して1,000万円から計上されておったんですけども、實際上、この危険ブロック、岩出市で調査をされて、所有者に対してアプローチをするなり、取組をされてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、基金費の積み増しについてであります。これについては答弁は結構

です。午前中の中ではほぼ理解できましたので、これについては結構です。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の防災公園建設事業の内容についてお答えいたします。

防災公園建設事業は、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、災害発生時には一時避難所としての機能を備えた防災公園を建築するものでございます。

繰越明許費の内訳については、建築工事や土木工事などが主なものでございます。

続いて、岩出駅バリアフリー化の負担金で、当初予算と実際の比較の差ということで、岩出駅バリアフリー化の事業費2か年に対する市の予算額は、当初1億5,432万5,000円で、補助金確定後は8,465万5,000円となっております。

次に、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金につきまして、これにつきましては、実績としましては、令和元年度が交付決定10件で、補助金が236万2,000円となっております。

住民への周知等につきましては、広報紙や市のウェブサイトでの周知をはじめ高齢者を対象とした市のふれあい学級と、また教育委員会とも連携を図りながら、周知、啓発に努めております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 尾和議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

午前中の増田議員の質疑でもお答えいたしましたとおり、一般廃棄物処理手数料の増額理由といたしましては、令和元年度中に新たに物流センター等の大型商業施設ができたことや、経済活動により事業所から搬入された事業系一般廃棄物が増えたことによるものです。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 ご質疑にお答えします。

県営ため池負担金についてですが、これは県で実施している県営ため池整備事業費の減額に伴う市の負担金の減額となります。

続きまして、公営住宅工事請負費のマイナス理由についてですが、これは工事の確定によるものです。

なお、積算資料等により適切に積算はしていますが、入札参加者が企業努力等に

より、応札額が低かったことによる差が生じたものでございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

質疑の予防費のマイナスについてですが、これは予防接種委託料の実績に伴う減額となっております。子供の予防接種では、四種混合、小児用肺炎球菌、ヒブワクチン、B型肝炎などで、出生数が当初見込みよりも少なかったこと、成人では、高齢者肺炎球菌で接種者が少なかったこと、及び昨年度から新規事業である風疹の抗体検査及び予防接種で、当初見込みほど受診者が伸びなかったことによるものです。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 防災公園の事業なんですが、現在、着々と工事が進んでおるんですけども、これらの工事の内容について、詳細が決定された場合には議会にこういう内容で建設しますよというような親切心は岩出市はないんでしょうかね。だから、一々本会議の質疑で聞かないと答弁がされないということなんですが、例えば、現在の平米数、これは建屋の平米数、どういう設備内容があるのか。防災として機能した場合に、避難所というのもあると思うんですが、コロナ対策の問題で、収容人員が制約されるということ等もあって、何人ぐらい、防災公園の施設に受入れができるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、一般廃棄物の処理の問題ですが、当然、各事業所からはその処理費用については、費用として上がってきておると思うんですが、費用対効果の点でプラスマイナス、実態はどうなったのかということをお聞きをしておきたいと思いません。

それから、岩出駅のバリアフリーの件であります。これで見ますと1億5,000万円かかって、実際は見積りが1億5,000万円、実際は8,000万円、だから6,000万円の差額が出ておる、単純計算しましてね。なぜこのような見積りの差が出てくるのか。同様に、公営住宅工事請負費のマイナスについても、なぜこういうような予算の見積り、積算根拠を出して、企業努力、入札努力やと言われるんですけども、なぜこういうような開きが出てくるのか。そういう余裕の金があるのであれば、必要なところに使っていく。この市民目線で、市民に還元をしていくということにお金が使われるわけですから、そのような視点で、予算の見積り、積算根拠ももっと具体的に分かるように、市民が分かるような形ですべきだというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、予防費の点であります。予防接種、これも聞かなあかんのですけども、見積りが何件あって、實際上、接種をしたのは何件で、何件しかなかったのか、これらについて詳細にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、議会で質疑しないと答えが得られないということにつきましては、誠に申し訳ございません。

次に、防災公園の中身についてですが、機能につきましては、防災資機材を保管する備蓄倉庫をはじめ災害時にかまどとして使用可能なベンチや、テントとして使用可能なあずまや、自家発電設備や防災活動用の空き地、これなどを備えた施設といたします。

あと、収容人員ですけども、約200名を予定してございます。

それから、バリアフリー化でございます。これにつきましては、当初と大きな差があるということですが、これにつきましては、国の補助対象金額の減により市の負担金が減額となったもので、工事として、特にどこが減ったというものはございません。工事は全て完了してございます。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

費用対効果ということでしたけれども、歳入につきましては、歳出のほうで、4款2項1目クリーンセンター費の財源に充たっていると思っておりますけれども、ごみの減量化を進めている市といたしましては、ごみの量に跳ね返っているといえますか、ごみの量で手数料を頂いているというところになりまして、衛生手数料が増え続けるというところは少し問題があるかと思っております。

いずれにいたしましても、市としましては、事業系一般廃棄物も含めて、ごみの減量化を推し進めて、これからもまいりたいと考えております。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

当初見積りがどれぐらいあって、実績がどれぐらいあったかというご質問だったかと思うのですが、先ほど申し上げた予防接種の種類ごとで申し上げます。四種混合につきましては、当初見積り1,840人、実績は1,685人でした。小児用肺炎球菌ワクチンについては、当初見積り1,840人、実績は1,634人でした。ヒブワクチン

については1,840人の当初見積り、実績が1,631人、B型肝炎につきましては、当初見積り1,420人、実績が1,217人でした。高齢者の肺炎球菌につきましては、当初見積り883人、実績は402人でした。それから、風疹の抗体検査ですけれども、これ当初見積りは2,020人、実績は488人、あと、それに伴う予防接種は、当初見積り400人で、実績124人でした。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 再質疑にお答えします。

予算との開きというところなんですけれども、先ほどもお答えしたとおり、積算資料等により適正に積算はしております。ですが、入札参加者による企業努力等により、応札額が下がっているということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 一般廃棄物についてですが、費用対効果、金額は分かりますか。

それと、入札効果とよく市側は、執行部の皆さんは言われるんですけども、入札効果の基本的な考え方、スタンスに、私は疑義を感じておるわけでありまして。そういう点で、もっと市民に分かりやすく、市民目線で、これはこういうことで入札、企業努力というのは、それは一定の企業ですから努力もするでしょうけれども、当初予算の積算根拠、積算が、やはり甘いと言わざるを得ないと思います。これについてどのように考えておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総合保健福祉センター長。

○山本総合保健福祉センター長 すみません。クリーンセンターのごみという処理委託料の増額の件につきまして、費用対効果と言われましたが、クリーンセンターのごみ処理というのは、国民生活、経済の安定的確保に不可欠な業務でございます。費用対効果等を求めて残すということは絶対できません。岩出市内で発生したごみにつきましては、岩出市内で処理をする。一般廃棄物に限ってなんですけど、それがありますので、それが費用対効果、そういうのを求めておりませんので、そういう考えはございません。

○田畑議長 土木課長。

○矢代土木課長 再々質疑にお答えします。

当初の積算は甘いというお話なんですけれども、積算資料、市場価格等により適正に積算してございます。

○田畑議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第33号について質疑を行います。

今回のこの議案についてですが、職員手当として、超過勤務手当の内訳、超過勤務手当が計上されておりますが、この内訳についてお聞きをしたいと。

それから、人材派遣業務委託についてお聞きをしておきたい。

それから、特別定額給付金に関してであります。計上は54億円ということであるんですけども、岩出市の人口を考え、それと岩出市に居住されている外国の方等々を考えて、これでは、5万4,000人かなということなんです。実際上、特別定額給付金については1人10万円ですから、人口割にしてそれを計上するというのが普通ではないかなと思うんですが、これについてお聞きをしたい。

それから、子育て世帯の臨時特別給付金、これについて、その内訳をお聞きしたいと思います。

それから、補償金について、これをお聞きしたいと思います。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の特別定額給付金の関係の超過勤務手当の内訳ですが、8人の3時間30分、これを時間単価1,694円の超勤の割増し1.25掛けまして、その100日分、592万9,000円で算定してございます。

次に、人材派遣業務委託料についてでございますが、申請書の入力業務や電話対応などの業務を委託するため計上してございます。予算につきましては、2,000円の8時間掛ける98日間、これを10人に消費税を掛けまして、1,724万8,000円を算定しております。

次に、特別定額給付金54億円についてですが、令和2年4月27日時点での給付対象者5万3,852人に、出生や住所設定、または施設入所等児童等による不測の増を見込み、予算上の給付対象者を5万4,000人として、1人10万円で54億円を計上したものでございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑の4点目、子育て世代への臨時特別給付金8,054万円についてお答えいたします。

子育て世代への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症対策とし

て、国の制度に基づき子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和2年4月分の児童手当受給世帯に対し、児童1人当たり1万円を給付するための事業費となります。

なお、対象世帯へ、できる限り早急に支給するため、国の補正予算が成立した4月30日と同日で専決補正しております。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の5点目のご質疑にお答えいたします。

補償金383万4,000円の内訳についてですが、この補償金は、コロナウイルス感染防止により、3月2日から3月24日までの間、学校が休業したことによる学校給食関係事業者への補償金でございます。

内訳といたしましては、牛乳98万9,932円、パン加工委託料75万5,837円、米飯加工委託料102万5,605円、野菜106万2,200円の計383万3,574円となります。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 給付金の手当の1,694円と言われたんですが、それと人材派遣業務委託料、時給2,000円の8時間の1万6,000円、これらの金額の基礎となっているものは何でしょうか。

それと、委託料についてですが、これは契約をして、契約を交わした上で委託料としてどこに払っているのか、これをお聞きしておきたいと思います。

それから、特別定額給付金に関してであります。更生養護相談所等におられる方、あるいは岩出市に4月27日現在で戸籍がない方、いわゆる一般的にはホームレスと言われる等の方なんです。これらについては岩出市は把握をしておられるのか。もし把握しているとすれば、どのような形で、これらの更生保護者に対して、指導、手続をしているのか。ここら辺についてお聞きをしておきたいと思えます。

それと、この給付金については世帯主に給付されるということで、DVとか、それから別居している親御さん、これらについてはどのような手だてをして、手続を進めていっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず超勤ですけれども、これにつきましては、令和2年度の超勤対象者の職員の平均を取ってございます。また、業者への委託につきましては、委託先は、あおぞら株式会社となっております。その中での契約ということで2,000円としてございます。

あと、ホームレス等の把握につきましては、これにつきましては、あらゆるPRでございます。市の広報紙、またはウェブサイト等、または一般のテレビ放送等、そういうものを見ていただく。それによって周知いただくということしか把握できていないというのが現実でございます。ホームレスの把握というのは、今回は本人からの申請によるものでございますので、把握ということでは、特にございません。

あと、世帯主と別居、DV等でございますが、これにつきましては、県を通じて、各市町村と連携を取りながら、できるだけ皆様に行き渡るようにということで、いろいろ取ってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 DVの対象者、岩出市は何人と把握をされていますか。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 DVの対象者ですが、これにつきましては、岩出に住所を置いている方、この方が今回のうちでも払うような形になりますので、特に人数というのは把握してございません。本人の申請、これによるものでございます。これは全国的に連携を取ってしているものでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第34号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第34号についてお聞きをしたいと思います。

第24条の徴収猶予の特例として、おおむね20%以上減少したということですが、これはどのような形で証明すればよろしいのか。減少した内容についてどうするのかということでもあります。

それから、25条の寄附金税額控除の内容について、それから、請求権を放棄した者とあるが、どういう内容なのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えします。

ご質疑の1点目、おおむね20%以上の減少とは、令和2年2月以降の任意の1か月以上の期間において、事業等に関わる収入が、前年同期に比べておおむね20%以上減少している場合が、徴収猶予の特例の対象要件の1つとなるということでございます。

これにつきましては、どういうふうに証明すればよいのかということでございますけれども、法人であれば売上高、個人であれば事業の売上高、給与収入、それから不動産賃料の収入等になるんですけども、その売上帳とか給与明細、預金通帳等の写し、それから現金出納帳などを出していただいて、ホームページ、ウェブサイトのほうにでも徴収猶予申請書というのがございますので、それに書いていただいて、していただくということでございます。

次に、2点目の第25条における寄附金税額控除の内容は、新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請等を受けて中止したイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けることを放棄した場合に、イベントの主催者から交付される指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書、この2点の証明書をもって申告いたしますと、寄附金税額控除の対象となるものでございます。請求権を放棄した者というのは、イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡いたしまして、主催者から、先ほど申しました指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手した方がそれに該当します。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 20%以上減少、おおむねというのは、ちょっと概念がよく分からないんですが、おおむねですから、20%以下でもいいし、20%、おおむねというのはどういう範囲のことを指すのか、お聞きをしておきたいなと思うんですが。今、ご答弁の中で、証明書に代わるものとして、売上げとか、現金出納帳とか、いろいろ言われました。これについてですが、税務申告した後の昨年度と今年度の比較をして、現状はこうなっていますよというような部類も、そういう部類も入るのかどうか。

それから、25条の件ですが、イベントをやってて、イベントの請求権を放棄したということは、寄附金税額控除の点であります。これについては、年明けの確定申告の際に、寄附金税額控除の形で税務署に申告をするという手続きでいいのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

おおむね20%以上ということですので、先ほど申し上げましたとおり、ウェブサイトにも申請書というのを明記しておるんですけども、そこで計算されたところが、おおむね20%以上ということでございます。でも、20%未満の場合でも、聞き取り等の結果、納税者の置かれた状況が、十分に徴収猶予の特例に適用することが相当であるということであれば、そこは20%以下でもできるというようなことになっておりますけども、そこは今来である分につきましても、大体聞き取りによりましたら、20%以上ということに皆さんになってきておりますので、大体そこを基準としてやっていきたいと考えております。

それから、寄附金控除の件なんですけども、確定申告のときに、先ほど申しました2つの書類、証明書を持って行っていただければ、所得税のほうの寄附金控除も受けられますし、市民税のほうの寄附金税額控除も受けられるということでございます。

- 田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

- 田畑議長 続きまして、議案第35号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

- 尾和議員 議案第35号について質疑を行います。

附則の第16項、軽減措置についてであります。これも売上高に関して証明するものは何かということでもあります。

それから、今回の専決処分、今までの専決処分の内容を見ますと、コロナ問題に端を発した議案であろうと思うんですが、事実的経過において、専決処分をせざるを得なかった理由について、具体的に答弁をいただきたいと思っております。

- 田畑議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の質疑について、お答えいたします。

附則第16条の軽減措置について、売上高に関して証明するものは何かということですが、これは中小企業庁の認定経営革新等支援機関等が確認書を発行することになっておりますので、そして、その確認書の内容については、会計帳簿等で令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入が、前年同期と比べて減少していることを確認するとのことでございます。

それで、専決処分をしなければいけなかった理由ということでございますが、まず、新型コロナウイルスに関しては、4月30日に地方税法が通りまして、それから岩出市は5月1日に専決処分したということでございますが、なるべく市民の皆様早くこういう措置があるということをお伝えしようということで、専決処分したものでございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 専決処分を行った理由につきましてですが、条例等につきましては、法令等が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分を行わないと、法令と条例にそごが生じるためでございます。

また、補正予算に関しましては、これは元年度の減額等によるものですが、令和元年度の事業執行において予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の増減差額を基金に積み立てる等、次年度の財源とするためでございます。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連としまして、特別定額給付金、これにつきましては、迅速に実施する必要があるということで、国の補正予算が4月30日に成立しまして、本市におきましては5月1日からオンライン申請の受付を開始するため、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 専決処分の内容ですが、私は専決処分をしたら駄目とは言っていないんですが、基本を岩出市も考えていただきたいと思えます。

専決処分をやむを得ずせざるを得ないときは、議会が成立しないとき、それから113条のただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき、長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと等が上げられております。

私は、この条例、地方自治法の観点から言いますと、各地方自治体によってばらつきがあるわけですね。専決処分をするということは、議会の形骸化を生むと。専決処分する場合に、議会に緊急に招集して、そこで質疑、ただして、その上で採決をします。専決処分をしますと、あとは承認だけになるわけです。法的には、それが有効であると言われておりますが、民主主義の原点は、この本会議において質疑をし、討論して、内容を確認しながら、執行は進めていくべきだということを考えておりますので、今後については、専決処分をする場合については、議会の議を得

た後、議会における採決をした後に実施をしていく。万やむを得ない場合については、それは事前に議会に届け出るのが筋ではないかと思えます。

今回の専決処分に関して、各地方自治体でも専決処分にしないで、その都度、議会を開催して、議決を求めている地方自治体もあるわけですから、その点は市長のほうで十分今後については、余裕を持って、時間的配慮をしながら、議事を進めていただく。議長においても、そういう姿勢でやっていかなければ、議会そのものの、先ほども言いましたように、形骸化を生むということになりますので、その点については配慮すべきであるというふうに考えておりますので、議長のほうでも、この件については検討していただきたいと思っております。

何か答弁があれば言ってください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員おっしゃるように、議会の議決というのは、それが通常の形であると考えてございます。ただし、今回の件につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかということで、その理由につきましては、先ほど申し上げたような理由でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 これはくどいようですが、この議案そのものについては反対をすることではありませんけれども、事前に議会に諮るとというのが原則だということを認識をしていただかないと、議会がありながら、議会を軽視をしていると言わざるを得ないわけですから、その点について、市長のほうから、最後に答弁をしていただきたらと思うんですが、どうでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質疑についてお答えをいたします。

おっしゃられるとおりだと思いますけれども、万やむを得ずという場合もありますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いします。

○田畑議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 もう時間もありませんので、これで、次のやつについては委員会で質疑

をするということにします。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第22号から議案第48号までの議案27件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第48号までの議案27件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第30 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いします。

○福山副議長 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 福山 | 晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 尾和 | 弘一 |

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、和歌山地方法務局長、和歌山地方法務局岩出出張所長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

和歌山地方法務局岩出出張所は、岩出市及び紀の川市地域における不動産登記など、市民の財産の権利に関する業務を取り扱っており、市民にとっては欠くことのできない行政窓口の1つとなっております。

岩出市出張所の本局への統合については、国における行政改革推進の一環として進められているものでありますが、当該出張所の廃止は、岩出市及び紀の川市地域

に居住する市民の生活にとって多大な影響を及ぼすものであります。

よって、地域住民の利便性の確保の観点等から、和歌山地方法務局岩出市出張所を存続されるよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月22日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月22日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(14時12分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和2年6月22日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 諸般の報告   |                                                                 |
| 日程第2  | 議案第22号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第3  | 議案第23号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第4  | 議案第24号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第5  | 議案第25号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)                    |
| 日程第6  | 議案第26号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)                  |
| 日程第7  | 議案第27号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第8  | 議案第28号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号)                      |
| 日程第9  | 議案第29号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)                |
| 日程第10 | 議案第30号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                  |
| 日程第11 | 議案第31号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                 |
| 日程第12 | 議案第32号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                  |
| 日程第13 | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号)                      |
| 日程第14 | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例の一部改正)                              |
| 日程第15 | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて                                               |

(岩出市都市計画税条例の一部改正)

- |       |                    |                                                  |
|-------|--------------------|--------------------------------------------------|
| 日程第16 | 議案第36号             | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                            |
| 日程第17 | 議案第37号             | 岩出市手数料徴収条例の一部改正について                              |
| 日程第18 | 議案第38号             | 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第19 | 議案第39号             | 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                             |
| 日程第20 | 議案第40号             | 岩出市介護保険条例の一部改正について                               |
| 日程第21 | 議案第41号             | 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第2号)                            |
| 日程第22 | 議案第42号             | 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                      |
| 日程第23 | 議案第43号             | 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)                          |
| 日程第24 | 議案第44号             | 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)                         |
| 日程第25 | 議案第45号             | 市道路線の廃止について                                      |
| 日程第26 | 議案第46号             | 市道路線の認定について                                      |
| 日程第27 | 議案第47号             | 動産の取得について                                        |
| 日程第28 | 議案第48号             | 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら<br>に準ずる者とするに関する同意について |
| 日程第29 | 議案第49号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第30 | 議案第50号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第31 | 議案第51号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第32 | 議案第52号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第33 | 議案第53号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第34 | 議案第54号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第35 | 議案第55号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第36 | 議案第56号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第37 | 議案第57号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第38 | 議案第58号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第39 | 議案第59号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第40 | 議案第60号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第41 | 議案第61号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第42 | 議案第62号             | 岩出市農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第43 | 発議第2号              | 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出<br>について               |
| 日程第44 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |                                                  |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第22号から議案第48号までの議案27件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第49号から議案第62号までの追加議案14件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第2号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査の申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、説明員として追加の出席者の職、指名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第49号から議案第62号までの議案14件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

#### 日程第28 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○田畑議長 日程第2 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第28 議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件までの議案27件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案27件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月12日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第22号 専決処分

の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）のほか議案16件です。

当委員会は、6月16日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号）所管部分、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号）所管部分、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第45号 市道路線の廃止について、議案第46号 市道路線の認定について、議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について、以上17件、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号の所管部分、議案第31号、議案第32号、議案第33号の所管部分、議案第34号及び議案第35号は承認、議案第37号、議案第41号の所管部分、議案第43号、議案第44号及び議案第45号は可決、議案第46号は認定、議案第48号は同意しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）では、独り親の該当者数をどれくらいと見込んでいるのか。について。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）について、質疑はありませんでした。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）では、岩出市地方活力向上地域はどこか。について。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）について、質疑はありませんでした。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号）所管部分では、地方交付税の算出方法に関して、計算式はどうなっているのか。森林経営管理業務委託料に関して、実績なしとなった理由は。森林経営、森林環境を守るという面での認識は。について。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）について、質疑はありませんでした。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）では、残りの区画数は。基金積立金の必要額をどれくらいと見込んでいるのか。について。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号）所管部分では、特別定額給付金給付事業費における人材派遣業務委託料の業務内容は。特別定額給付金給付事業での課題や問題点は。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、制度の周知方法は。について。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）では、制度の周知方法は。について。

議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、総務管理費、一般管理費の需用費でのマスク等の購入に関して、価格が下落し差額が出ると思うがどうか。事業所支援給付金について、フリーランスの人も対象となるのか。また、現時点で検討している実施時期、申請方法などの内容は。道路新設改良費の用地購入費で、購入する場所はどこか。について。

議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）では、水道料金の減免は何月から何月までか。について。

議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第45号 市道路線の廃止について、質疑はありませんでした。

議案第46号 市道路線の認定については、金屋荊本線と畑毛7号線の幅員は。について。

議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月12日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）のほか議案12件です。

当委員会は、6月17日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号）所管部分、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号）所管部分、議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 動産の取得について、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第26号、議案第27号、議案第28号の所管部分、議案第29号、議案第30号及び議案第33号の所管部分は承認、議案第36号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号の所管部分、議案

第42号及び議案第47号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）では、課の名称が変わったのか、配置の変更もあったのか。市民に分かりやすい課の名称を検討すべきでは。について。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）について、質疑はありませんでした。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号）所管部分では、一般廃棄物処理手数料の増額に関して、1事業所当たりのごみ排出量はどうか。また、排出量削減に向けての認識と取組は。生活保護扶助費の減額理由は。また、昨年度と比較して申請件数と開始件数はどうか。予防接種委託料について、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響で接種を控えるという問題がある中、必要な接種の推進をどうしていくのか。社会福祉債の減額理由は。リサイクル工房運営委託料の減額の理由は。また、リサイクル工房による販売数等の実績は。新型コロナウイルス感染症による土曜学習教室への影響は。について。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）では、今後、保険料が引き上げられる場合、基金を活用する考えは。について。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、サービス事業費の減額理由は。紙おむつ支給事業の減額理由は。支給対象など事業内容は。成年後見人報酬助成の減額理由及び件数は。また、資料の保管年数は。について。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号）所管部分では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、会計年度任用職員の人数及び職員の配置体制は。また、手続の方法は。学校給食運営費の補償金の内訳は。また、支払先は。について。

議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、対象者の想定は。また、周知方法は。について。

議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてでは、個人事業者を対象外とする理由は。また、市独自で個人事業者を対象とする考えは。個人事業者から給与の支払いを受けている家族は対象となるのか。について。

議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、制度の周知方法は。また、国民健康保険との連携はどうか。について。

議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、住まいの困窮者緊急支援費の具体的な内容は。老人福祉費の食糧費に関して、独り暮らしなど、お弁当を取りに行けない方への対応は。独り親家庭等応援給付金の手続方法は。那賀病院分担金について、新型コロナウイルス感染症の影響は。総合保健福祉センターの改修に関して、工事費の内訳は。また、太陽光発電の発電量や蓄電池の容量、設置場所の構造は。児童生徒学習用端末等導入事業に関して、タブレット端末の供給事情を踏まえた今後の計画は。また、端末を持ち帰ることができるのか。新型コロナウイルス感染症の第2波を想定したリモート授業の考えは。について。

議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第47号 動産の取得についてでは、全ての教室への設置となるのか。また、現在あるパソコン教室はどうなるのか。教員の負担軽減など、整備による効果は。情報環境の発展性を見据えたプロポーザル方式による業者選定の考えは。また、情報化の進展に対する体制の充実は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正）の件、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市消防団員等公務災害補

償条例の一部改正)の件、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)の件、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)の件、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度岩出市一般会計補正予算第5号)の件、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)の件、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)の件、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)の件、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)の件、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度岩出市一般会計補正予算第1号)の件、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例の一部改正)の件、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)の件、議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第37号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第38号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第39号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第40号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第41号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第2号)の件、議案第42号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件、議案第43号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)の件、議案第44号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)の件、議案第45号 市道路線の廃止の件、議案第46号 市道路線の認定の件、議案第47号 動産の取得の件、議案第48号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件、以上、議案27件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案27件に対する討論を終結いたします。

議案第22号から議案第48号までの議案27件を一括して採決いたします。

この議案27件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第35号までの議案14件は、原案のとおり承認、議案第36号から議案第45号及び議案第47号の議案11件は、原案のとおり可決、議案第46号は、原案のとおり認定、議案第48号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第49号 岩出市農業委員会委員の任命について～

日程第42 議案第62号 岩出市農業委員会委員の任命について

○田畑議長 日程第29 議案第49号 岩出市農業委員会委員の任命の件から日程第42 議案第62号 岩出市農業委員会委員の任命の件まで、議案14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第49号 岩出市農業委員会委員の任命についてから議案第62号 岩出市農業委員会委員の任命についてまでの14件の提案理由の説明を一括して申し上げます。

現農業委員会委員の任期満了に伴い、後任の農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第49号、住所 和歌山県岩出市曾屋457番地、氏名 池田恆雄、生年月日 昭和23年5月31日生まれ。池田恆雄氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第50号、住所 和歌山県岩出市大町71番地、氏名 榎本治行、生年月日 昭和25年11月27日生まれ。榎本治行氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第51号、住所 和歌山県岩出市南大池126番地、氏名 亀井裕司、生年月日 昭和36年9月21日生まれ。亀井裕司氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第52号、住所 和歌山県岩出市安上179番地の1、氏名 勢田幸治、生年月日 昭和47年8月8日生まれ。勢田幸治氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第53号、住所 和歌山県岩出市岡田559番地、氏名 林 光彦、生年月日 昭和41年1月6日生まれ。林 光彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第54号、住所 和歌山県岩出市畑毛159番地の1、氏名 藤井雅司、生年月日 昭和22年3月7日生まれ。藤井雅司氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第55号、住所 和歌山県岩出市西野176番地の8、氏名 村山嘉伸、生年月日 昭和34年5月1日生まれ。村山嘉伸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第56号、住所 和歌山県岩出市畑毛156番地、氏名 吉村 学、生年月日 昭和45年8月7日生まれ。吉村 学氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第57号、住所 和歌山県岩出市中迫498番地、氏名 東 由美子、生年月日 昭和24年12月13日生まれ。東 由美子氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第58号、住所 和歌山県岩出市水栖659番地、氏名 臺 清子、生年月日 昭和28年3月21日生まれ。臺 清子氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第59号、住所 和歌山県岩出市根来1287番地の1、氏名 岸谷忠彦、生年月日 昭和18年3月15日生まれ。岸谷忠彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第60号、住所 和歌山県岩出市根来1348番地の1、氏名 鳥羽孝幸、生年月日 昭和29年7月11日生まれ。鳥羽孝幸氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第61号、住所 和歌山県岩出市山332番地、氏名 福山藤次、生年月日 昭和22年2月1日生まれ。福山藤次氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第62号、住所 和歌山県岩出市高塚89番地の8、氏名 奥田喜内、生年月日 昭和23年10月8日生まれ。奥田喜内氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

以上、ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

議案第49号から議案第62号までの議案14件に対する質疑の通告はありません。

以上で、議案第49号から議案第62号までの議案14件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第62号までの議案14件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第62号までの議案14件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第49号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり同意されました。

議案第50号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第51号に対する討論を終結いたします。

議案第51号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第52号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第52号に対する討論を終結いたします。

議案第52号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第53号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第54号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第54号に対する討論を終結いたします。

議案第54号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第55号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第55号に対する討論を終結いたします。

議案第55号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第56号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第56号に対する討論を終結いたします。

議案第56号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第57号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第57号に対する討論を終結いたします。

議案第57号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第58号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第59号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第60号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第61号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第62号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 これをもって、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第43 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第43 発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 和歌山地方法務局岩出出張所の存続を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、和歌山地方法務局長、和歌山地方法務局岩出出張所長に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第44 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第44 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月24日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月24日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時11分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和2年6月24日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○田畑議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、12番、玉田隆紀議員、4番、福山晴美議員、5番、梅田哲也議員、7番、福岡進二議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、16番、尾和弘一議員、14番、市來利恵議員、以上8名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

玉田議員。

○玉田議員 おはようございます。12番、玉田隆紀でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、災害時における避難所感染症対策について4点、子宮頸がん予防ワクチン接種について2点、質問をいたします。

まず初めに、災害時における避難所感染症対策についてですが、2019年11月22日に中華人民共和国の湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎、いわゆる新型コロナウイルスの最初の症例が確認されて以降、世界に拡大し、日本では1月27日に4名の感染者を確認されました。

それ以降、日本でも拡大し続け、安倍総理大臣は、2020年4月7日に、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を発表した後、4月16日には対象を全国に拡大、6月22日現在、国内の発生状況は、現在、感染者数

が803人、そして新規感染者数が56人、累計感染者数が1万7,916人で、残念ながら、貴い命を奪われた方の死者数が953人、そして病気を克服された方の退院者数は1万6,108人となり、緊急事態宣言も現在では全国で解除されました。

大変な状況下の中、危険と隣り合わせで感染治療に尽力いただいた医療従事者の皆様に感謝するとともに、残念ながら、お亡くなりになりました皆様に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の新型コロナウイルスにより様々なところで影響があり、新たな生活スタイルが模索されております。今回は、平時での状況で多くの被害が発生しました。しかしながら、毎年のように、日本の各地域で、地震や台風、集中豪雨など、想像を超える災害が発生しています。災害発生時、市民の命を守るのに重要なのが避難所です。しかし、現在は新型コロナウイルスの感染リスクを考えながら避難所運営をしなければなりません。

政府はコロナ禍を踏まえた防災・減災対策について、各地域での推進を改めて行うよう求めています。避難所体制では、公的施設のほか、ホテルや旅館等の活用も含めた分散避難や避難訓練、避難所では避難者の健康管理と感染予防のための衛生環境、備蓄品、避難所運営の訓練等、地方創生臨時交付金の活用の推進では、衛生環境対策に必要な備品の購入に活用されるよう、各自治体に呼びかけております。

避難所における衛生環境対策に必要な備品では、マスク、アルコール、手指消毒液、体温計、非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル、新聞紙、ハンドソープ、清掃用の家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、フェイスシールド、かっぱ、使い捨て手袋、ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、ごみ袋、バケツ、スプレー容器、蓋つきごみ箱、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティションだそうであります。また、自治体向けの避難所における新型コロナウイルス感染症への対応30項目のQ&Aなどが出ています。

そこでお聞きいたしますが、1点目、岩出市の避難所における感染症対策についてお聞きいたします。

2点目、マスクや手指消毒剤及びアルコール除菌剤の備蓄についてお聞きいたします。

3点目に、緊急時用に備蓄したマスクや手指消毒剤を市民に配布する考えについて。

4点目に、備蓄品の状況についてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 おはようございます。

玉田議員ご質問の1番目、災害時における避難所感染症対策についての1点目、避難所における感染症対策についてお答えいたします。

災害時における感染症対策を含む防疫活動については、岩出市地域防災計画に対応方針を規定しておりますほか、避難所運営マニュアルを作成し、避難所における感染症対策についての対応を規定しております。

具体例を申し上げますと、避難者スペースについて、世帯ごとに2メートル程度の距離を空ける、手洗い等の手指消毒や不特定多数の接触箇所の消毒徹底、発熱等発症者用スペースの設置などがございます。また、避難所用に間仕切り段ボールを追加購入し、さらなる感染予防対策も図ってまいります。

次に、2点目のマスクや手指消毒剤及びアルコール除菌剤の備蓄について、3点目の緊急時に備蓄したマスクや手指消毒剤を市民に配布する考えは、及び4点目の備蓄品の状況について、一括してお答えいたします。

市では、6月22日時点で、N95マスク3,360枚、サージカルマスク2万9,500枚、防護服90着、アルコール製剤用の消毒液を約318リットルなどを備蓄しております。これらの備蓄物資については、新型コロナウイルス等感染発生時における職員等による防疫活動等に用いるほか、災害時発生時における避難所での使用を想定しております。

○田畑議長 再質問を許します。

玉田議員。

○玉田議員 答弁頂きました。今備蓄されているマスクについては、災害時に避難者が避難された場合に配布するというお考えはあるということでもあります。ただ、日本では本当に地震が多く、また国民全体も地震に対しての避難に対しての備蓄に備えるという意識は非常に高いものとなっていると思います。ただ、今回のコロナウイルスの感染症については、本当に今まで経験したことのない状況下であります。当然、皆さんは、やっぱりふだんから感染症対策に向けての備蓄というのは一切やってないのが現状ではないのかなと思います。

そういう点では、避難所においては、いかに市民が、また市職員さんと一緒になって協力し合いながら、避難所を運営していくということは非常にやっぱり重要だと思います。当然そうなれば、避難者も前もって、ある程度はマスクなり手指消毒剤なり、ある程度は自分で備蓄していくという意識も必要ではないかなと思うとこ

ろから、そういった市民に対して、これからどうやって啓発をしていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

そしてまた、備蓄品については、先ほど答弁ありましたが、いろんな今まで以上にやっぱり備蓄品が必要になっている状況が生まれています。今後、備蓄品の拡充について、どのような考え方を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の影響下における市民に対する準備等の呼びかけを行っていくのかということですが、新型コロナウイルス感染症等の影響下における災害時の避難に際しては、市民皆様の協力が必要不可欠であることから、マスクの着用や手指消毒の徹底、感染対策品等の準備及び避難所への携行、避難所内での3密の回避、避難所以外の親類、知人宅への避難の検討などを啓発するチラシを作成し、広報7月号とともに全戸配布を予定しており、各種啓発に努めてまいります。

次に2点目、備蓄品の拡充の予定はあるのかということですが、感染症対策関連の備蓄物資については、手指消毒用薬品など使用期限があるものについては、随時使用して、ローリングストックに努めております。マスクについては、一定の数量を確保していると考えているため、追加の購入の予定は、現在のところございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田議員。

○玉田議員 次に、2番目の質問であります。子宮頸がんワクチン予防接種についてですが、子宮頸がんは子宮頸部にできるがんで、年間1万人近くの女性が発病し、約3,000人も女性が亡くなっています。子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルスの感染によるそうで、そのウイルスに効果があるワクチンがHPVワクチンであります。日本でも2009年12月に承認され、2013年4月より国の定期接種事業となりましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、国は2013年6月に自治体による積極的推奨の差し控えを行いました。現在でもその状況は変わらず、

既に6年が経過しております。

しかし、現在でもHPVワクチンは定期接種の対象で、接種を希望する小学校6年生から高校1年生相当の女子は、定期接種として受けることができます。厚生労働省はワクチンの正しい情報の周知を進めるため、リーフレットを作成し、自治体に使用を促しておりますが、リーフレットの認知度は非常に低く、また、無料で定期接種を受けられることも知らない方も多い状況です。

八王子市では、高校1年生相当の女子の保護者に向けワクチン接種の情報を提供、つくば市では、高校1年生相当の女子に個別による通知で情報提供をすることにより正しい情報を基にワクチンを接種を受けるか受けないかの選択ができております。

制度がある以上、選択できる環境が必要だということから、1点目に、予防接種の現状についてお聞きいたします。

2点目に、予防接種の情報提供及び個人通知の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 玉田議員のご質問の2番目の1点目、予防接種の現状についてと、2点目、予防接種の情報提供及び個人通知の考えについて、一括して回答いたします。

子宮頸がんワクチンの予防接種は、平成25年4月1日に定期接種となりました。しかし、接種後にワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、平成25年6月14日に定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの勧告が厚生労働省から出されました。これを受け、岩出市におきましても積極的な接種勧奨は差し控えております。しかしながら、定期接種を中止するものではありませんので、対象者のうち希望者があれば、有効性とリスクを理解した上で受けることができるよう体制は整えています。

情報提供及び個別通知については、令和2年2月の那賀医師会との予防接種検討委員会におきまして、対象者への個別通知について検討しましたが、接種勧奨を控えている中、個別通知をすると、積極的な接種勧奨となりかねないことから、対象者への個別通知は考えておりません。

なお、市のウェブサイトには定期接種として掲載しており、厚生労働省の情報も見ることができるようにしております。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長　これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告2番目、4番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。  
福山議員。

○福山議員　4番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

今回は、コロナ禍における小中学校の運営について2点と、外出自粛期間中の生活状況についての2点であります。

まず最初に、新型コロナウイルスの感染が拡大する中における小中学校の運営について質問します。

3月2日から春休みまでの間、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校を臨時休業するよう要請するという安倍総理の表明、また、緊急事態宣言が発令されるなど、今回の新型コロナウイルスの影響は、私たちの市民生活も制限されるなど、日常生活をはじめ特に経済面にも大きな爪跡を残したものと思います。

東京都をはじめ都市部においては、相変わらず感染者が発生しています。昨日、和歌山県内においても42日ぶりに1人の感染者が出ました。まだまだ終息はしていません。今後も引き続き感染の拡大防止に努めていく必要があります、第2波、第3波の到来を防いでいくことが、これからの課題になってくるものと思います。

そのような状況の中、国においては様々な支援策を構築し、新型コロナウイルスの影響、特に経済面での著しい影響を受けた方々の支援を実施しております。

岩出市におきましても、今議会に多くの支援策を補正予算として計上されております。大変ありがたく、市民の方々に喜ばれるものと思います。

こういった前提を踏まえ、今回の新型コロナウイルスの感染防止のため、小中学校においては、長い期間にわたり休校が続きました。そこで質問させていただきます。

まず1点目、長く続いた学校の休校期間において、児童生徒あるいは保護者に対してどのような対応をしてきたのか。また、現状の学校はどのような状況になっているのかをお伺いします。

2点目として、今後の対応についてです。いつまた感染者が発生するなんか誰も分からない中で、今後、岩出市内に感染者が発生した場合や学校関係者に感染者が出た場合、小中学校の運営はどのように考えているのか、お聞きします。

それから、今、通常授業が再開したとはいえ、休業期間が長く続いたことにより、通常時と同じ授業はできていないと思うんです。憲法第26条において、義務教育に

ついてうたわれていますが、今回の休業については憲法違反と言われていると聞いたこともあります。この点についてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の小中学校の運営について、ご質問にお答えいたします。

1点目の臨時休業中の対応についてであります。議員ご指摘のとおり、安倍総理の突然の休業要請を受け、県教育委員会から同様の要請もあり、3月2日から春休みまでの期間、全国の小中、高等学校、特別支援学校が臨時休業となりました。

この期間中の対応としましては、2月28日付で、保護者の皆様に対して、一斉休業の件とともに健康管理と不要不急の外出の自粛について通知してございます。また、3月11日付で、不要不急の外出自粛、家庭学習と感染予防について通知しております。この間、学校では各学年の学習内容における未履修部分の把握に努め、授業が再開されれば、すぐ学習できるよう準備をしていたところでございます。

春休み明けの4月7日に始業式を実施、4月8日には入学式を実施しましたが、実施に当たっては、感染防止対策として3密を避けるという趣旨から、規模縮小と時間の短縮で実施してございます。

その後は、緊急事態宣言を発令を受け、県教育委員会からの要請により、5月31日まで臨時休業とすることとしておりましたが、5月14日に和歌山県が緊急事態宣言の解除対象となり、5月18日から段階的な分散登校を始め、6月15日から通常授業に戻してございます。

この期間中につきましては、学力格差が生じないことを主に考え、全小中学校で教員が学習プリントを作成して、それぞれの学力補充に努めるとともに、さらなる充実を図るため、全学年の教科書に沿った教材を購入して、自宅での学習に有効に活用するよう配布したところでございます。

この休業期間中の結果として、岩出市では感染者は発生しておりませんが、大阪府内や近隣市において発生しており、学校の再開をどのように迎えるか、毎週臨時校長会議を開催して、文部科学省や県教育委員会からの通知やガイドラインに基づき検討を続けてまいりました。

主な検討内容は、保健管理に関することのほか、学習指導、学校行事、部活動、教職員の出勤、学校給食に関することなど、様々な場面を想定して意思統一を図ってまいりました。

また、感染防止を徹底するためには、家庭の協力が不可欠なことから、5月26日付で健康管理票の記入、マスクの着用など、保護者の皆様方にご協力していただきたいことについて協力依頼をしております。

教育委員会としましては、これまでの方針として、まず国や県の方針の基本に、今後起こり得る様々な場面を想定して、教育委員会としてどう動くか、学校としてどう動くか、そして保護者の皆様方にどう伝えるか、こういったことについて、校長会議や教育委員会に諮り、最終的には市対策本部に諮り、岩出市の現状に即して変則的なことや理解が得られないことは避けるという方針で対応してきたところでございます。

次に2点目、今後の方針についてですが、東京都や北海道、特に北九州市の事例でもありますように、今後も感染者がいつどこで発生してもおかしくないというのが現状でございます。これまでの感染症の先例から見て、第2波、第3波が必ず発生すると言われておりますので、感染防止対策には気を抜くことはできないものと考えます。引き続き学校と保護者の皆様方との連携の下、感染防止対策の徹底と学力の定着に取り組んでまいります。

今後の具体的な方針としましては、5月22日付で、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」が示されております。この中では、生活圏内の感染状況に応じた行動基準に基づき、様々な場面における行動指針が示されており、教育委員会としましては、この指針に従い、子供たちの健康と学力、両面でのバランスを取りながら、児童生徒の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、教職員の感染症対策も重要であり、基本的な感染症対策はもとより、職員室等での勤務の在り方や職員会議の在り方も含めて、責任と自覚を持った行動を求めているところです。

次に、岩出市内に、または学校で感染者が発生した場合ですが、この場合は、感染者発生状況にもよりますが、全ての学校を臨時休業とし、濃厚接触者等の調査が終了した段階で、保健所と相談の上、再開可能な学校から順次再開してまいりたいと考えてございます。

なお、議員ご質問に、今回の臨時休業については、憲法第26条にうたわれている教育を受ける権利違反であるとの指摘もあるということですが、この第26条には、義務教育に関する権利と義務がうたわれておりますが、第25条において、いわゆる生存権がうたわれております。今回の新型コロナウイルスの感染拡大では、多くの

方が亡くなられております。健康で文化的な生活を営む権利を侵害するものと捉えられるということもあり、義務教育課程の児童生徒の学力の定着もさることながら、命と健康を守ることが優先されるべきと考えます。

今後も感染状況を見ながら、児童生徒の健康と学力のバランスを取りながら、学校運営に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福山議員。

○福山議員 緊急事態宣言が発令されて、毎日、感染者の状況が変化する中、教育委員会の対応、また現場の先生方の対応も大変だったと思われれます。ようやく通常授業に戻り、子供たちが元気に登校している姿は、私たちにとっても本当にうれしいものであります。このまま新型コロナウイルス感染の終息を願うものでもあります。

今後、市内や教育関係者に感染者が発生した場合、感染拡大を防ぎながら、学力の定着という作業をしていくことは大変難しいことであると思いますが、子供たちの健康、命と学力という両面でバランスを取っていくことは、行政、学校だけでなく、各家庭の保護者の皆様方の協力も不可欠であると思えます。

今この状況に置かれている全ての子供たちの将来を考えると、やはり通常時と同じ教育を受け、同じ環境の中で勉強、スポーツ等にいそしんでいただきたいと思うのは私だけではないと思えます。

先の見えにくい中で大変難しいことだと思えますが、新型コロナウイルスに負けないで立派に将来を目指している子供たちの育成にご尽力いただきたいと思えます。本当に難しい中ではありますが、決意というか、お考えがあればお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

学校が再開しまして、子供たちの登校する時間がちょっと早くなっているということで報告を受けておりますが、これは休業期間が長く続いた中で、早く学校へ行きたいと、友達に会いたいという気持ちの表れかなというふうに考えております。

通勤の途中に、子供たちがランドセルを背負いながら集団で登校する風景、これ見慣れた風景でございまして、子供たちの笑顔、大変うれしいものでございます。

このまま新型コロナウイルスが終息し、子供たちの成長の障害にならないことを期待するものでございますが、我々としましては、引き続き感染防止を最優先に、いろんな場面を想定しながら、健康と学力のバランスを考えて対策を進めてまいり

たいと思います。

子供たちが感染する感染源というのは、大人からということになるのかなというふうに考えております。休業期間中も保護者の皆様方にも啓発をしてきたところですが、私たち大人一人一人が自覚と責任を持った行動を心がけたいというふうに思いますので、議員各位におかれましても、ご協力よろしくをお願いいたします。

学校行事におきましては、例えば、中学校においては、残念ながら、那賀地域のスポーツ大会の中止が決定するというところで、通常時と同様の行事ができない状況ではございますが、教育委員会としましては、北九州市の事例にもありますように、無症状の感染者がいる場合もあることから、いつどこで発生してもおかしくないという前提に立って、気を抜くことなく、絶対に感染者を出さないという決意で対応してまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山議員。

○福山議員 2点目、外出自粛期間中の生活状況についてであります。

1点目の高齢者の生活状況についてですが、本当にここ何か月間の間、今までに経験したことがない外出自粛生活を送っております。今まで何げなく過ごしてきたことができなくなったり、我慢しなければならなくなったり、戸惑いながら不安な生活を送られている方も多いことと思います。まして、高齢者の方たちにとっては、テレビから流れてくるコロナ情報には怖さを感じられていることでしょう。

私が参加している高齢者の集まりも、もちろんなくなりました。月に一度ですが、楽しみにされている人たちの顔を思い浮かべると、どうされているのか、心配でもあります。これからどれだけ続くのか分からない中、心配なのは、家の中での生活が長くなると、動くことがおっくうになってしまうということです。動かないことにより、体や頭脳の動きが低下してくると言われています。たとえ1人でもできる運動を意識して行い、いつかふだんの生活が戻ってきたときのことを考えて、今の自粛生活を頑張ってもらいたいと思います。

そこで、まず高齢者の現在の生活状況をお聞きしたいと思います。

2点目、児童虐待、DVの相談、通告の状況はについてですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛の要請、休業要請での収入減、また休校などによ

り生活不安やストレスが強まり、そのことで虐待、DVが増えているのではと考えます。全国の配偶者暴力相談支援センターには、4月に寄せられた相談件数は1万3,272件で、前年同月より3割増え、子供への虐待も全国で一、二割増であると言われていますが、コロナとの直接の関連は不明確とされているとありました。

先日、委員会でも岩出市はそういうのはなかったと答えられていたように思いますが、でも生活環境が変わった中での市の状況をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの福山議員のご質問の2番目、外出自粛期間中の生活状況についての1点目、高齢者の生活状況はについてお答えいたします。

外出自粛期間中の高齢者の生活状況につきましては、国からの不要不急の外出の自粛や緊急事態宣言の発令、またマスコミ等において高齢者が感染した場合、重症化するなどの報道があったこともあり、高齢者の方々においては、新型コロナウイルス感染症を予防するため、人が多く集まる場所を避け、外出を控える方が多くいらっしゃいました。

5月14日の緊急事態宣言解除後は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に注意しながらも、必要な外出の再開、また地域での介護予防の自主活動への参加など、以前から取り組んでいた趣味や運動などを再開する高齢者の方々が増えてきております。

続きまして、外出自粛期間中の生活についての2点目のご質問にお答えいたします。

児童虐待・DVの相談、通告の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小中学校の臨時休業の措置により、子供の在宅時間が大幅に増えるなど、子供の生活環境が大きく変化する中、緊急事態宣言に伴う外出自粛が行われ、今後の生活不安やストレスによる子供の虐待やDV被害等の増加が懸念される状況が続いております。

こういった状況において、本市におきましても、関係機関と連絡を取りながら、支援対象児童等の状況の把握に努めてきたところでございます。

ご質問の児童虐待通告の状況につきましては、4月は3件、5月は11件ありましたが、件数としては、昨年同月に比べて若干減少しております。また、通告の内容を確認したところ、新型コロナウイルスの影響が直接的な原因となっているケースはないように思われます。また、DVの相談につきましては、4月及び5月に相談

はありませんでした。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 では、1点目、高齢者の方たちが外出を控え、自宅で過ごす時間が長くなると、体力の低下、閉じ籠もり等が問題になってきます。先日、行政報告でもありましたが、それも含めて、市としての対応と今後の支援をお聞きしたいと思えます。

2点目、今年は敬老会がなくなり、楽しみにされていた方たちから、今年はあんな、でも仕方ないわという声をよく聞くんですが、たくさんの人が顔を合わす機会がなくなってしまいました。新型コロナウイルスとの闘いがまだまだ続くとされています。これからも続いていく自粛生活の中で、顔を合わす機会が少なくなってきます。でも、そんな中でも人と人とのつながりを忘れてはいけないと思えます。1人で自粛生活を頑張っていらっしゃる方もおられると思えます。市でも高齢者の方々に対し、感染予防やフレイル予防のチラシ等、様々な情報発信をされていますが、それに加えて、高齢者の方たちを元気づけられるような、例えば、メッセージを込めたチラシを配布する等の取組はできないものかと考えます。市としてのお考えをお聞きします。

3点目、児童虐待・DVは、新型コロナウイルスの影響が直接的な原因となっているケースはないとお答えを頂きました。でも、今後、第2波、第3波が予想され、新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ続くと考えられます。市としての今後の対応をお聞きしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、高齢者の体力低下が問題となっていることに対する市の対応と今後の支援についてお答えいたします。

高齢者の方については、外出を控える生活が続き、動かない状態が続くことで、心身の機能が低下し、虚弱な状態、フレイルになることが懸念されております。高齢者の方が自立した自分らしい生活を送るためには、新型コロナウイルス感染症の予防と併せて、フレイルを予防することが重要であることから、市ウェブサイト、高齢者として気をつけたいポイントを掲載するとともに、高齢者が安全に取り組むことができる運動、岩出げんき体操簡易版「シニア、さくっと運動」の動画を作成し、岩出市公式YouTubeに公開いたしました。また、インターネットを利用

しない高齢者の方もいらっしゃることから、6月号広報と一緒にフレイル予防のチラシを全戸配布しております。シニアエクササイズや岩上げんき体操などの介護予防の自主グループに対しましては、ご自宅の運動に取り組んでいただけるよう「シニア、さくっと運動」のチラシを全員に通知し、緊急事態宣言解除後は早く自主活動を再開したいという声が聞かれたことから、感染予防に配慮しつつ、安全に自主活動が再開できるよう、活動再開の留意点を作成し、グループ代表者に送付いたしました。

今後不安から過剰に外出を自粛することで、閉じ籠もりや体力低下等の問題を抱える高齢者の方が増加しないよう、高齢者に関わる民生委員・児童委員をはじめとした関係者などとも連携し、様々な機会を捉え、正しい情報を提供するとともに、相談対応など、必要な支援を引き続き行ってまいります。

再質問の2点目、高齢者の方へのほっこりするメッセージを込めたチラシを配布する取組ができないでしょうかということに対するお答えでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の第2波の感染に備える生活が続くことから、引き続き高齢者の方々が不安に感じないよう、必要な情報提供を行うとともに、チラシ等の作成に当たっては、高齢者の方が見やすく興味を持っていただけるよう、内容の検討を行ってまいります。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、様々な規制がある中での生活となりますので、高齢者の方々が少しでもお元気に過ごしていただけるよう、引き続き支援してまいります。

最後に、DV・児童虐待の件数がなかったことに対する第2波、第3波が予想されるコロナウイルスの影響についての市の対応について、お答えさせていただきます。

現在、緊急事態宣言が解除されておりますが、これまでの生活不安やストレスが解消されたわけではなく、また、第2波、第3波のおそれもあり、このような状況が継続されるものと考えております。市といたしましては、支援が必要な子供や家庭に適切に対応していくため、今後も関係機関との連携を強化し、児童等の状況の把握と虐待の予防に努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告3番目、5番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

梅田議員。

○梅田議員 おはようございます。

5番、岩出クラブ、梅田哲也です。議長の許可を頂きましたので、一般質問を一問一答形式でさせていただきます。

さて、今回の6月議会に上程されております補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策が中心となっておりますが、国の10万円の特別定額給付金54億5,200万円、子育て世帯への臨時特別給付金8,300万円を引いても、市の単独事業として7億800万と実に大きな事業規模となっております。

今回の新型コロナによる景気後退は、2008年のリーマンショックをはるかに上回る景気後退になると言われていますが、全ての国民に影響が及んでおり、今後の生活スタイルにも大きな変化が求められていく状況にあると思います。

また、国の定額給付金は、市民の皆さんにできるだけ早く支給することが求められていると思いますが、6月22日現在、既に96.6%以上の市民の皆様にお届けしているとお聞きしていますが、早期に市民全員にお配りできるよう、もう一頑張りをよろしくお願ひしたいと思います。

市民の方からも、本当に担当の方、大変やけど頑張つてよというお声もたくさん私に頂いておりますので、ご紹介をさせていただきます。

さて、岩出市のコロナ対策事業ですが、独り親家庭への支援、妊婦さんへの10万円の給付の支援、市民全員が対象の水道料金の基本料金減免、公共施設等への感染防止品の配布、3月からの学校休止に伴う関係業者への補償、事業者支援事業、小中学校児童生徒への学習用端末導入事業等々、非常にバランスの取れた対策になっていると思います。

今回の一般質問では、コロナ対策事業の中から、1点目、小中学校児童生徒への学習用端末導入事業、いわゆるGIGAスクールについてと、2点目、岩出市事業者支援事業についての2点について、少し深掘りしてお聞きしたいと思います。

それでは、1点目のGIGAスクール実現についてお聞きします。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、3月2日から長期間にわたり小中学校で休業が続きました。感染者が全国的に減ってきた中で、政府においては緊急事態宣言を解除し、休業を要請していた各種施設についても解除となってきましたが、北海道や北九州市の例にもありますように、第2波がいつ襲ってくるかわからない状況の中、感染防止への対策は、依然として気が抜けないのが現状である

と思います。

そういう状況が続く中、多くの企業においても休業を要請され、出勤できず、自宅でのテレワーク、学校においてはオンライン授業を実施している映像がテレビ等で報道されておりました。対面式ではなく、オンラインでの授業について、私は経験がありませんので、学力の定着という面で効果があるかどうか不明ではありますが、今回のように、学校が休業となる中で、学力の格差を生まないようにするためには、オンライン授業も1つのツールであるように考えます。

そこで、今回、今、文部科学省が進めているG I G Aスクールについて質問をしたいと思います。

まず1点目として、さきの議会では、市の方針として、年次計画的に全小中学校に1人1台パソコンをはじめ大型モニター等の機器を整備していくとお聞きしております。また、その方針の中で、令和元年度補正として、無線LANの整備等が計上されたと思いますが、今回の6月補正予算はどのような内容になるのか、お聞きをいたします。

次、2点目ですが、市の計画についてお聞きをいたします。もともと国ではソサイエティ5.0の実現を計画的に見直すと言われてはいますが、国の方針に変更があったのかどうか。また、今回の補正予算は市の計画の変更によるものかどうか、また変更したのであれば、どのように変更したのか、お聞きいたします。

3点目として、令和2年度の事業としては、どのような規模になるのか。いわゆる国が示すG I G Aスクールとして完成したものになるのかどうか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員のG I G Aスクールの実現についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目と2点目、一括してお答えさせていただきます。

G I G Aスクールの実現に向けた国の方針ですが、令和元年6月に学校の情報化を推進する法律が施行され、国や自治体が教育の情報化を進めなければならないと定められました。同年12月には文部科学省によりG I G Aスクール構想が提示されてございます。

また、令和2年度から実施される新学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力の1つであると位置づけられ、情報活用能力を育成するた

めには、学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること、さらに児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図とした処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を実施することと記され、ICTの利活用が重要なポイントとされており、法的、制度的な環境は整いましたが、この構想の実現には多額の費用が必要なことから、文部科学省では補助制度を構築し、2022年度までの期間で、全国の小中学校におけるGIGAスクールの実現を目指すとされており、岩出市におきましても、国の方針に基づき、岩出市教育情報化推進本部を設置し、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画を策定し、具体的には、令和元年度では全ての小学校5・6年生と特別支援学級に大型モニター等を整備、中学校にはタブレット型パソコンを各校20台ずつ整備、教職員には事務の共通化・効率化を図る校務支援システムを導入しました。

また、令和元年度からの国の動向に合わせ、令和2年度には小中学校への無線LANの整備、1人1台パソコンにつきましては、令和2年度に小学校5・6年生と中学校1年生、令和3年度に中学校2年生・3年生、令和4年度に小学校3・4年生、令和5年度に小学校1・2年生に整備するというように、年次計画的に機器の整備を図っていくこととしてございましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため学校が臨時休業となるなど、国においては、GIGAスクールの早期実現を目指し、これまでの方針を変更し、令和2年度中の1人1台パソコン整備を実現するための補助制度の拡充を図ってございます。

岩出市としましても、この補助制度が今年度のみということでございますので、これまでの整備計画を修正し、令和2年度での整備事業の完了を目指すことを決定したところでございます。

次に3点目、今後の展開についてであります。令和2年度の事業としましては、端末機器の購入として、小学校では、児童用2,992台、教師用99台、予備機として299台、計3,390台、中学校では、生徒用1,368台、教師用で41台、予備機が136台、計1,545台、合計4,935台を購入するものでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

梅田議員。

○梅田議員 岩出市としても、小中学生1人1台パソコンを実現していくという方針で大変期待しているところでありますが、報道されていたようなオンラインでの自宅学習について、聞くところによると、和歌山県内の小中学校ではほとんど環境が

整備されていないと聞いておりますが、全国的な整備率はどれぐらい整備されているのでしょうか。また、県内の整備率についてもお聞きしたいと思います。コロナ禍の中、オンライン学習が注目されておりますが、そもそもGIGAスクールの目的とは何であったのか。オンライン学習だけが目的で、多くの予算をかける必要はあるのか、改めてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染防止のため、全国一斉に小中学校が休業される中、学力の定着を願ったオンライン学習が報道されていたことは認識しております。また、新型コロナウイルスの蔓延がGIGAスクール実現のスピードアップを図ったものと思われませんが、現状においてオンライン学習が可能な環境が整備されている整備率、全国では設置者1,213のうちの60で約5%、和歌山県内では、これ県独自の調査でございますが、全学校で整備されているところが8団体で約2.7%、1校でも実施したところ9団体、30%、実施していないところが13団体で約43%ということでございます。

GIGAスクールのそもそもの趣旨、目的は、情報活用能力の向上と併せて、未来を背負う子供たちのプログラミング能力の養成でありまして、新型コロナウイルスの感染防止により、オンライン学習が注目されておりますが、今回の休業期間では、本市においては教科書に沿った教材を購入し、全児童生徒に配布したところですが、オンライン学習の成果については、まだ検証されておられません。学力の定着に、特に効果があるのかどうか、この点についてはまだ不明でございます。

今後のコロナウイルス等による学校休業の際の対応としましては、オンライン学習も1つのツールであるということは認識しておりますが、オンライン学習が全てではなく、ほかにも方法はいろいろとあると思いますので、さらなる研究を進めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

梅田議員。

○梅田議員 今答弁がありましたように、私もGIGAスクールそのものの趣旨は、世界の、いわゆるICT化の波に乗り遅れることのないように、日本の子供たちのコンピュータープログラミング能力の向上を目指して導入されるものと思っております。オンライン学習は、あくまでも二次的なものであって、授業本来の趣旨、目

的は忘れないようにしていただきたいと思います。

それから、今後、G I G Aスクールの実現に最も必要なことは、教える側の知識と技術であると思いますので、教員の皆さんへの研修は不可欠だと思いますので、教える側においても、扱えない教員がないよう、徹底した研修をお願いしたいと思います。

いずれにしても、世界の波に乗り遅れることのないよう導入されたG I G Aスクール構想、本市においても始まったばかりであります。綿密な計画の下、一日も早く習熟していただいて、子供たちの成長に寄与されることが肝要であると思いますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

本来の目的は、情報活用能力の向上と併せて、プログラミング能力の養成ということで、今回のコロナウイルスの感染蔓延の中で、オンライン学習だけを捉えて授業を進めていくという考え方はしてございません。

その上におきまして、議員ご指摘のとおり、教える側である教員の能力、その効果を図る上で重要な位置にあるのかなというふうに考えております。教育委員会としましては、大きな投資をして成果が出なかったというわけにはいきませんので、研修計画に基づきまして、教員の知識、技術等のレベルアップに努めてまいります。

○田畑議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時27分)

再開 (10時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田議員。

○梅田議員 次に2点目として、岩出市事業者支援事業についてお聞きをいたします。

国の持続化給付金は4月30日に国会で成立しました。この給付金は、今回のコロナ感染症により、特に影響を受けた事業者に対して事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金として成立したものです。

法人では最大200万円、個人では最大100万円給付され、5月1日から受付開始となりました。この給付金は売上高をベースにして、減少月を任意で選択でき、フリーランスも対象で、また、新規開業した事業者も利用できます。

つまり資本金10億未満の会社、さらに医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人も対象になり、該当事業者は幅広くなっています。支給金額は、前年の総売上げ、法人の場合は、前期の総売上げから、前年同期比で50%以上売上げが減った月の売上げ掛ける12か月の金額を引いて支給額を決定する。非常に簡便な制度です。

報道によりますと、6月12日現在で199万件以上の申込があり、149万社に対して、1超9,000億円以上の支給があったそうです。

スピード感には問題がありますが、新型コロナで大きな影響を受けた事業者にとっては、再起の糧となるインパクトのある制度であると思います。

さらに、5月15日より和歌山県でも同様な事業継続支援金制度がスタートし、6月15日現在、申請受理件数5,880件、申請金額12億1,252万円となっているそうです。また、2,145件、4億4,434万円が既に支出済みとなっているそうです。国、県合計で5名以下、個人事業所で120万円、同じ規模の法人であれば220万円が支給されます。私は連休前から10人以上の方から相談を受け、持続化給付金制度の骨子を説明させていただきましたが、現在、その中の方の約9割以上の方は、既に給付を受けておられます。業種も飲食店をはじめ寝具店、家具・家電販売店、自動車関連等、多岐にわたっております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響の大きさが分かります。ただ、その際、売上げの減少率が30%から40%の方が飲食業以外に多く、国の制度には乗りませんでしたが、今回の岩出市の事業所支援給付金制度は、コロナで売上げの減少でダメージを受けておられる全ての事業所にとって喜ばれる制度であると思います。これを踏まえてお聞きをいたします。

1点目、岩出市として、今回の給付金事業の売上げ減少率を30%から50%未満とした根拠についてお聞かせください。

2点目としまして、申請要件、必要書類、対象業種、想定申込件数についてお答えください。

3点目といたしまして、審査基準、支給日数のめどについてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 梅田議員ご質問の2番目、事業所支援給付金事業についてお答えい

たします。

まず1点目、売上げ減少率30%から50%未満とした理由についてですが、本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けたが、国の持続化給付金事業の対象とならない事業者を対象として、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金の支給を予定しており、国、県、近隣市の事例を参考に、売上げ減少率30%以上50%未満としています。

次に2点目、申請の要件、想定申込数についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一月の売上げが前年同月期で30%以上から50%未満減少した事業者で、2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続するもの、かつ本店所在地が岩出市内ある法人、または岩出市内に住所がある個人事業者でいずれも主たる事業所が岩出市内にあることを要件としています。対象とする業種につきましては、特に限定はしておりません。

また、想定される申込件数は、岩出市内事業者数を統計調査、資料及び商工会からの聞き取りから推計した約1,300事業者のうち3割、390事業者を見込んでいます。

次に3点目、審査の基準と支給日数のめどについてですが、給付金の交付申請の添付書類等につきましては、国の持続化給付金に係る手続などを参考に、給付金の交付要件の確認事項としまして、事業者確認や売上げ減少状況の確認できる書類の提出を考えています。

また、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続を目的とすることから、迅速な支給が必要であると考えています。

支給要件適合が確認された後、おおむね二、三週間で支給できるよう努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

梅田議員。

○梅田議員 私の相談を受けた感触によりますと、特に緊急事態宣言の発令された4月に売上げが昨年より急減した事業所が多いように思われます。そのときには売上げが半減以上になっていて、国の持続化給付金申請要件を満たすケースが多かったように思います。つまり市の制度を広く市民の方に知っていただき、多くの市民の方に利用していただくため、幅広くPRをすることが必要だと思いましたが、考えられている方策についてお答えください。

次に、その際、会員、非会員にかかわらず、今回の持続化給付金の申請のサポートをやっていただいて、非常に好評を得ております商工会にもPRをお願いしては

どうかと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

事業の周知方法につきましては、速やかに市ウェブサイトに掲載すると同時に、広報いわで7月号に概要の掲載、8月号に詳細の掲載を行い、市役所窓口のほか市公共機関でのチラシの配置並びに市内金融機関へのチラシの配置を依頼を行います。また、岩出市商工会の協力を得まして、6月中に全会員への郵送通知を実施する予定としてございます。

なお、商工会におきましては、相談窓口の開設と申請書作成補助のご協力を頂けるよう協議を進めているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡議員。

○福岡議員 7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、障害者施策についてと生活保護の現状についての2点お伺いいたします。最初に、障害者施策について質問いたします。

国内外を襲った新型コロナウイルスも、国内も一時緊急事態宣言が出され、不安とともに幾多の方面にも大きな損失をもたらしましたが、5月25日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、終息に向かって元気を取り戻すようになってきましたが、都市部では、依然、感染者が発生している状況であり、岩出市においても、第2波、第3波に備えての対応が必要となってくると考えます。

そこで、1点目の質問として、そのような状況の中、障害のある方への新型コロナウイルスに対する支援策について、岩出市では障害のある方、もしくは障害者施設に対して感染予防の支援をどのように行っているのか、お伺いします。

2点目、手話言語条例についてお伺いします。

平成23年に改正された障害者基本法や、平成26年に障害者の権利に関する条約の批准により手話が言語として位置づけられたことから、手話に関する理解と広がり

をもって、市民誰もが支え合い、安心して暮らせることのできる共生社会を実現するため、長年の悲願でありました岩出市手話言語条例が昨年9月に制定されました。関係者の皆様の努力、ご尽力、改めて感謝申し上げます。

さて、この岩出市手話言語条例の目的は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するとされており、また、第3条では、市の責務として、市は基本理念にのっとり、手話の理解の推進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、聾者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、必要な施策を実施するものとされております。

そのような状況下にある中、当市において、町の時代から手話通訳者を配置され、来客者への応対、イベント開催時等の手話通訳、また、この議場においても傍聴者が手話を必要とされた場合の手話通訳を行っていただくとともに、障害に関する予算措置についても拡充の方向にあると思っております。

また、事業として、手話の入門講座を昼間の部、夜間の部で開催するなど、市民の方から大変喜ばれております。

そこで2点目の質問ですが、手話言語条例第6条では、市の施策について記載されております。その中の第3号、手話による意思疎通支援に関することとされておりますが、市ではどのような意思疎通支援に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

また、同条例第3条では、市の責務として、手話の理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、聾者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため必要な施策を実施するものとしてされておりますが、当市では、手話言語条例制定後、新たに組み込んだ施策をお伺いいたします。

次に3点目、視覚障害者への支援については、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消をするための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目的とし、福祉分野における事業者が、障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮の提供についても示されております。

そこで3点目の質問ですが、視覚の障害のある方、また弱視の方など、来庁された場合、市としての対応及びどのような配慮をなされるのか、お伺いいたします。

次に、母子健康手帳については、母子保健法第16条において、市町村は妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないと規定されており、届出を出された方には、母子健康手帳を交付しなければなりません。近年では、男女共同参画の観点から、父親も活用できる親子健康手帳としての機能も有していると伺っております。また、市では、岩出市子育て世代包括支援センター「ぎゅっとふるいわで」を開設して、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援をうたっており、障害の有無によって分け隔てることなく、親子で使いやすい母子健康手帳を交付しております。

については、視覚に障害のある方が妊娠の届出がなされた場合、点字版母子健康手帳等の交付をされているのか。また、母子健康手帳の交付時など、障害のある方にはどのような配慮をされているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の1番目、障害者施策についての1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、障害のある方に対する支援はについてお答えいたします。

障害のある方に対する支援につきましては、県から岩出市内の障害福祉施設15か所に対し、市を通して、各施設20枚ずつのマスクの配布を行いました。また、日常的に人工呼吸器を装着している児童、呼吸障害により気管切開を行っている児童は、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすいこと、また重症化する傾向にあることから、対象児童の保護者に手指消毒用エタノールの配布を行いました。それに併せて、手指消毒液の入手が難しい場合の対策、医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応などの情報提供も行っております。

2点目の意思疎通支援の取組につきましては、具体的には、手話通訳派遣のことを指しており、条例制定前から、手話通訳者の同行を行っているところです。今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、県は感染拡大予防の観点から、タブレットを使用した遠隔手話通訳を実施しており、本市においても感染リスクが高いと判断した場合は、この事業を活用しているところです。制定後の新たな取組につきましては、本年3月のふれあいまつりにおいての手話コーナーの設置や、令和2年度事業として、小学校5年生を対象とした手話教室の開催などを予定しております。

たが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止や延期の状態にあります。

これに代えて、地域福祉課窓口到手話紹介コーナーを設置し、小中学生を対象とした手話のチラシを配布する予定です。また、市ウェブサイトにおいても、手話動画のページの開設等を行っております。

3点目の1つ目、市の方針についてですが、第2期岩出市障害者計画の基本理念、「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の実現に向け、福祉のまちづくりの機運の醸成、公共施設や道路の整備・充実、情報のバリアフリー化の推進等に取り組んでいるところです。具体的には、来庁される視覚障害者の方々の安全な歩行を確保するため、公共施設内のバリアフリー化のほか、点字ブロックの配置や案内板への点字表示、音声案内エレベーターの設置等の環境整備を図っております。

また、情報のバリアフリー化としましては、広報いわでを音声化した声の広報の作成配布、市ウェブサイトのウェブアクセシビリティ化を継続して進めています。

本市で作成しています各種計画につきましては、音声コードを付した印刷を行っており、音声で情報提供できるよう対応しているところです。

岩出図書館では、拡大読書器や拡大鏡を装備しておりますが、機器を使っても読者が困難な視覚障害の方々のために、ボランティアによる対面朗読やCD図書、音声ガイド付DVD、大活字本の貸出しを行っております。体の障害等で来館できない方への資料の郵送による貸出しも行っております。

そのほかにも保険年金課では、国民健康保険被保険者証と他のカードを識別できるように点字で保険証と印字したシールの配布を、岩出クリーンセンターではふれあい収集の実施なども行っております。

今後も障害のある方の社会参加を阻害するバリアの解消に向け、ハード面のバリアフリー化を進めるとともに、障害の特性に応じて必要な情報が得られるよう、情報のバリアフリー化も進めてまいります。

2つ目の母子健康手帳の交付時など、どのような配慮がなされているのかにつきましては、視覚障害者の方に対しては、点字版の母子健康手帳をお渡しできるようにしております。また、購入につきましても、母子健康手帳の改訂に合わせて行っており、母子制度の変更に対応できるようにしております。

なお、近年、点字版の母子健康手帳を交付した実績はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 当市における障害者施策について、様々な取組を行っていることが分か

りました。そこで2点について再質問いたします。

1点目は、今後、当市においても、高齢化の波は障害のある方にも当然影響を及ぼし、年々障害者の高齢化が進み、障害者支援も複雑かつ多様性が求められることが予想されることから、さらなる支援に対する工夫と知恵を求められると私は感じております。特に少子高齢化が進展する中、将来には高齢化等で視覚障害者が激増すると思われますので、視覚障害者がさらに住みやすいまちにするためにも、市としてはどう考えているのか、お伺いいたします。

もう1点は、全国手話言語市区長会があり、全国で596市区長が入会し、和歌山県では、和歌山市、御坊市、新宮市と隣接の紀の川市の4自治体が入会しております。市では、これまで参画する方向で検討した経緯があるのか、お伺いします。

また、全国手話言語市区長会に参画した場合、今後どのような取組を実施していくのか、併せてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、少子高齢化に伴い、視覚障害者の増加が考えられるが、住みやすいまちとするための市の対策についてですが、岩出市では、身体障害者相談員の制度において、ピアカウンセリングを行っております。この相談は、障害当事者が相談を受けることにより、途中で失明した方など、将来への不安を抱え、今後の生活に対する希望を失いかけた相談者に、実体験からアドバイスをしたり、様々な支援制度を紹介しております。

2点目の全国手話言語市区長会に参加するか否かというその考えについてでございますが、全国手話言語市区長会についてですが、この会は、手話言語法、情報コミュニケーション法の制定と、手話関連条例の拡充を通じて、聴覚障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、手話等に関する施策展開の情報交換等を行うことを目的としています。令和2年6月11日現在、全国で596市区長、10町村長が入会しております。この全国手話言語市区長会の入会につきましては、これまで具体的に検討した経緯はございませんが、その役割を研究した上で、本市の方向性を考えてまいりたいと考えております。

すみません。1点目の視覚障害者の方への取組で、ちょっと申し上げることが漏れておりましたので、再度答弁させていただきます。

視覚障害者の方が増加することに対する市の取組といたしましては、制度やサービスを取りまとめた障害者・児福祉のしおりを発行する際に、視覚障害者用の音声

コードであるSPコードをつけて冊子を作成し、視覚障害のある方にも情報提供できるようにしております。窓口の相談では、相談内容に応じて、職員が必要な情報を読み上げて、情報提供を行っています。簡単な点訳であれば、点字での情報提供も行うことができます。また、本市では、身体障害者相談員の制度において、ピアカウンセリングを行っています。この相談は、障害当事者が相談を受けることにより、途中で失明した方など、将来への不安を抱え、今後の生活に対する希望を失いかけた相談者に、実体験からアドバイスをしたり、様々な支援制度を紹介しています。

今後も障害のある方の社会参加を阻害するバリアの解消に向け、相談体制や情報提供の充実を図ってまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 最初の質問でも申し上げましたが、障害者施策を考える前提として、国では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、各自治体においては、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる共生する社会の実現に向けて、着々と取り組んでいただいていることと思います。

そうした中、岩出市の障害者差別解消法の取組については、どのような事業を行っているのか、お伺いします。また、さらにもう一步進めて、具体的な取組ができないでしょうか、お伺いします。

そして、全国手話言語市区長会へ参画することにより、各種方面から情報を得られるものと私は考えますので、ご検討をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 障害者差別解消法の取組についてなんですが、障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、市はパンフレットによる啓発やDVDの上映、学習会等で法についての周知に努めてきたところです。平成30年に障害を理由とする差別の解消を推進するための岩出市職員対応要領を制定し、この要領を基に、和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザーを講師に招き、全職員に研修を行いました。また、紀の川市と合同で、関係機関や人権擁護を担う方々を構成員とした障害者差別解消地域支援協議会を開催し、弁護士等を講師に迎えて、障害者差別解消法について、障害者差別について、障害者の意思決定支援と成年後見制度についてのテーマでお話を頂き、様々な社会的障壁や差別事案についての情報共有と意見交換

等を行っております。

今後も関係機関と連携・協調しながら、障害のある方や家族と地域社会との関係構築に努めてまいります。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 福岡議員の再々質問の全国手話言語市区長会の加入についてでございますが、本市の方向性、この市区長会についても本市の役割等も研究した上で、本市の方向性を今後考えてまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 続きまして、2番目の生活保護の現状について質問いたします。

生活保護には、憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とされております。

一方、生活保護においては、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活を維持するために活用することが求められるとともに、就労可能な方にとっては、就労による自立を目指すことが重要であると言われております。

しかし、昨年末から新型コロナウイルス感染症の急拡大や、それに伴う緊急事態宣言等により、我が国の経済は悪化し、失業等で十分な収入が得られなくなり、保護を要するケースが出てくることが予測されるとともに、高齢化により収入が減少傾向にあると思われることから、今後、生活困窮者が増加することが予測されます。

そこで、1点目の質問として、現在、当市の保護世帯数及び保護人員、また昨年度と本年4月からの生活保護相談件数及び相談の結果、生活保護申請に至った件数についてお伺いいたします。

次に、ケースワーカーにつきましては、社会福祉法第16条により、市においては生活保護世帯80世帯につき1名であり、生活保護受給者とケースワーカーとの関わり方は非常に重要であると考えております。

2点目の質問として、当市のケースワーカーの資格別の人数及び1人当たりのケースワーカーが担当している世帯はどれくらいか、お尋ねいたします。また、市としてのその対応で十分できているのかどうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、生活保護の現状についてお答えいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護世帯数は増加しているのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活費や家賃等の支払いに不安を感じている方からの相談が大幅に増加し、昨年4月、5月の相談件数の合計は33件でありましたが、今年度4月、5月の相談件数の合計は71件に増えました。

一方、生活保護の申請件数は、昨年度4月、5月の合計は16件、今年度4月、5月の合計が15件と、ほぼ同数となっております。また、生活保護世帯数及び人数につきましても、令和2年3月末で311世帯、380人、5月末で310世帯、378人と、ほぼ横ばいとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数は大きく増加したものの、生活保護世帯の大きな増加につながっていないのは、緊急小口資金や総合支援資金等の貸付けや住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症対策として支給要件が拡大されたため、これらの制度の利用につながったことが大きな要因になっていると考えております。

続いて2点目、ケースワーカーの資格別の人数及び担当人数につきましては、現在、生活保護係は、係長の査察指導員が1名、ケースワーカー4名の計5名体制で対応しています。資格につきましては、査察指導員及びケースワーカー5名中4名が社会福祉主事の資格を持っており、残り1名につきましても、現在、社会福祉主事の通信課程を受講中となっております。

また、担当数につきましては、社会福祉法において、被保護世帯数が240世帯以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すことに、これに1を加えた数が標準として定められておりますので、担当数はケースワーカー1人当たり80世帯以下ということになりますが、令和2年5月末現在、岩出市の被保護世帯数は310世帯ございますので、担当数は1人当たり77.5世帯となっております。対応につきましては、それぞれの世帯の状況に応じ、ケース訪問格付基準に基づいて、AからDの4ケースに分類し、原則、訪問により状況を把握し、必要な対応を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数の増加への対応につきましては、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けに必要とされていた市から社会福祉協議会への連絡票が省略されるなど、事務手続の簡素化が図られたため、社会福祉協議会への相談だけで貸付けを受けられるようになったことから、窓口での相談に

つきましては、お待たせすることなく対応できているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 当市における生活保護の現状について答弁頂きました。その中で、ケースワーカーが4人で、ケースワーカー1人当たりの担当世帯が77.5世帯との答弁がありました。被保護世帯の定期訪問の実施は、生活保護法第28条で、保護の実施機関は保護の決定または実施のため、必要があるときは要保護者の資産状況、健康状態、その他の事項を調査するため、要保護者について、当該職員にその居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることとされております。

こうした定期訪問の目的に沿って、被保護世帯に対する適切な保護と自立の促進を的確に行っていくためには、被保護世帯の状態に応じた適時適切な生活状況等の把握と自立に向けた指導が必要であり、このため被保護世帯の状態に応じた頻度で定期訪問することが大切であると考えます。

そこで、当市として、被保護世帯への定期訪問の実施頻度はどれぐらいか。また、それはどのようにして決定されているのでしょうか、お伺いします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 被保護世帯の定期訪問につきましては、国の通知に基づき作成しているケース訪問格付基準により、AからDの4ケースに分類し訪問しております。Aケースは、毎月1回以上の訪問を要するケースで、収入の状況を毎月把握する必要がある世帯や継続して就労指導を要する世帯、常時配慮を要する世帯などが該当します。Bケースは、2か月に1回以上訪問を要するケースで、稼働能力の有無を定期的に把握する必要がある傷病者世帯などが該当します。Cケースは、3か月に1回以上訪問を要するケースで、長期にわたり稼働能力の活用が見込めない世帯等となり、高齢者世帯などが該当します。Dケースは、6か月に1回以上の訪問を要するケースで、施設入所あるいは長期入院している者のみの世帯が該当します。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 定期訪問につきましては、例えば、高齢者の世帯等、Cケースでは、年4回の3か月に1回以上との答弁がありました。以前から全国的に生活保護世帯に関わる様々な事件等が報道されていまして。また、最近では独り暮らしの高齢者が新型コロナウイルスに感染して自宅で亡くなっていたという悲しい報道もされてい

ました。当市においても、高齢者家庭や独り暮らしの家庭が多くなると思いますが、何か問題が起こってからでは遅いと思います。

そこでお伺いいたします。市では、法により訪問回数等は決めているのかと思いますが、特に見守り等が必要な世帯については、今後、定期訪問を増やすべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、緊急事態宣言が全国に出され、収入が減収されるなど、生活保護になるケースも増加してくると思われれます。今後、市としてどのような対応をしていこうと考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 訪問基準は、業務上の目安であり、特に生活状況や健康状態の把握が必要な場合などは、必要に応じ訪問回数を増やす、あるいは電話で状況を確認するなどの対応を行っております。また、状況に応じて介護サービス等の利用につなげる、あるいは民生委員・児童委員と連携を取るなどの対応を行う場合もあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に不安を抱えている方につきましては総合支援資金等の貸付け制度や、家賃の支払いにお困りの方には住居確保給付金等の必要な制度につなげるとともに、保護が必要な方には必要な保護を実施してまいります。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告5番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、臨時休校中の分散登校・学童保育について3点、GIGAスクール構想前倒しについて3点、生活困窮者支援について2点、福祉タクシー券について2点、お伺いいたします。なお、この質問の中には、さきに質問に立たれた議員方のご質問と重複するところもあり、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い致します。

では、1点目の新型コロナウイルスによる未曾有の出来事が世界中を巻き込んでおり、日本では令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。当初は、トイレットペーパーなどの紙類が店頭から姿を消し、マスク不足、消毒液不足等、混乱を極めました。緊急事態宣言が発出される中、不要不急の移動の自粛が要請され、

ステイホームの日々が続き、学校も臨時休校になりました。

文科省は、感染症対策を徹底した上で、分散登校を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要と指摘し、進路指導の配慮が必要な最終学年である小学校6年生と中学3年生、また、教師による対面での学習支援が特に求められる小学1年生が優先的に学習活動を開始できるよう配慮を求めました。

また、児童生徒数の多い学校については、分散登校の工夫についても言及しておりますが、本市では子供たちの3密を避け、学びを保障するための分散登校ではどのような工夫をされたのかを1点目として、お伺いいたします。

次に、保護者が仕事を休めないなどの理由で、学童保育を利用する児童もいましたが、学童保育の実態、保育時間、児童数、指導員数についてお伺いいたします。

3点目として、緊急事態宣言や外出の自粛が解除され、経済活動が再開された韓国や中国の武漢では、再び集団感染が報告されました。現在、世界中で新型コロナウイルス感染の第2波が恐れられていますが、再びコロナ禍が起こった場合の対応についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 1点目と3点目について、一括してお答えいたします。

まず1点目ですが、5月の18日から分散登校を実施するに当たり、学校に滞在する時間を1週間ごとに段階的に増やしてまいりました。中学校では、学年別に登校日を設定しておりましたが、小学校では、兄弟姉妹が同じ日の同じ時間に登下校できるよう、居住地区別ごとに3または4つのグループに分けて登校日を設定してございます。

登校に当たっては、各家庭で毎朝の検温と体調チェックを健康観察票に記入していただき、学校に提出するようにして、検温できていない児童生徒は教室に入る前に学校で検温をしてございます。6月の1日からは給食を提供し、午前と午後の2つのグループに分散して、毎日登校といたしました。

3点目、コロナ禍第2波が起こった場合の対応についてですが、具体的な方針としましては、6月16日付で更新されております文科省発出の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に従い、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続してまいります。

岩出市内、または学校において感染者が発生した場合、学校医や保健所と相談の上で臨時休業及び学校再開の判断をまいります。臨時休業が長引く場合は、分散登校についても検討まいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2点目の学童保育の実態についてお答えいたします。

まず、開所時間ですが、小学校の臨時休校が始まった令和2年3月2日から分散登校が終了した6月12日まで、日曜日及び4月29日、5月3日から5月6日を除き、午前8時30分から午後7時まで開所しております。

次に、臨時休校中の学童保育児童数についてですが、3月の学童保育登録者数は414人で、1日当たりの利用人数平均は全体で210人、1施設当たりでは35人、4月の登録者数は500人、1日当たりの利用人数平均が全体で229人、1施設当たりでは38人、5月の登録者数が503人、1日当たりの平均利用人数が全体で192人、1施設当たりでは32人になります。

次に、学童保育指導員数ですが、3月2日時点で74人の指導員が学童保育に従事しており、ローテーションを組んで、1施設4人から5人で保育を実施しています。

3点目、コロナ禍第2波が起こった場合の対応についてですが、学童保育においては、第2波により再度臨時休校となった場合には、保育が必要な保護者に対応するため、3月から6月と同じように、小学校と連携を図り、感染防止対策を十分実施し、開所していきたいと考えております。

また、今後の感染に備え、国庫補助を利用し、本会議で採決いただきました令和2年度一般会計補正予算（第2号）に、学童保育施設に、マスク、消毒液などを備蓄するための予算を計上させていただいております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 コロナウイルス感染の第2波が起こらないことは願うばかりではありませんが、コロナ禍第2波が起こり、臨時休校が長引く場合は、また分散登校も検討されるということでもあります。分散登校の仕方なんですけども、保護者の中には半日ずつの毎日の分散登校よりは、隔日の1日ずつの分散登校のほうが仕事のシフトが組みやすいという声も聞かれるんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

もう1点、臨時休校中の学童保育についてですが、他市では午後2時までは学校の教室で先生が児童を見守り、午後2時からは学童保育の指導員が見守るというふ

うに、本来、学校に行っている時間帯は学校、放課後の時間帯は学童保育で対応と  
していたケースもありました。途中からは、本市でもそのようになったとは思って  
はいますが、どうして午前8時半から午後7時までの学童保育で当初対応となっ  
たのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

分散登校の仕方の問題でございますが、文部科学省の分散登校の例ということ  
では、隔日の1日ずつの登校例というのでも示されてございます。公平に1週間の中  
で3日ずつという登校となりますと、土曜日の授業ということも考えなければなり  
ませんので、午前、午後の半日登校ということを実施したところではございます。

それから、今回、我々気にしたのは新入生、小学校の1年生、初めて登校する  
ということですので、やはり事故等の関係もございまして、兄弟姉妹がある家庭に  
ついては、お兄さん、お姉さんと一緒に登校していただくことが適切ではないかと、  
こういうことではございます。

それから、学童保育の2時から変わったという話ではございますが、文科省発出の  
教育活動の再開に関するQ & Aでは、臨時休業中に学童保育が開所をするという判  
断が市区町村においてなされた場合において、人的体制を確保する観点から、学校  
の教職員が各教育委員会などの職務命令に基づいて、学童保育における学習指導や  
生徒指導に関する業務に携わることが可能であると、こうなっております。

子ども・健康課からの要請を受けまして、教育委員会といたしましても、子供の  
居場所確保のために教職員に協力を依頼したところでございます。本市の場合は、  
小学校内に学童保育の施設がございまして、教職員が学童の施設及び体育館など  
の学校施設を活用して、学童保育を継続して実施したところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 G I G Aスクール構想前倒しについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校に伴い、パソコンを使ったオンライ  
ン学習が注目されました。政府は、当初、小中学生に1人1台のパソコンやタブレ

ット端末を確保し、学校内に高速大容量の通信ネットワークを構築するというGIGAスクール構想を4年間かけて行う予定でしたが、今年度内へと前倒しするよう補正予算を計上しました。

本市でも、年度内に整備を行うことになったわけですが、1点目として、学校にICTが入る目的と導入するメリットについてお伺いします。

次に、学校の先生方は、児童生徒が登校してから下校するまで、ほとんどの時間を職員のデスクではなく、教室や廊下、体育館やグラウンドで過ごすため、ICTに詳しくなる環境に置かれていない状況であります。せっかく導入したICT機器なのにほとんど使用しなかったり、操作方法が難しくて、利用する際にはICTに詳しい一部の先生に聞かなければならないといった問題点も予想されますが、教員のICT活用指導力向上のための対策はどのようにされているのかをお聞きいたします。

3点目としまして、全児童生徒にパソコンやタブレットが行き渡るということは、このたびのコロナウイルス感染拡大のような事態が起こり、登校できない状態であってもオンライン学習で学びを保障することができるのではと期待されますが、本市でのオンライン学習に対する展望についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 GIGAスクール構想前倒しについての1点目、ICTが入る目的と導入するメリットについてお答えいたします。

ソサエティ5.0時代に生きる子供たちにとって、社会のあらゆる場所で活用されるICTを活用する能力を育み、子供たちの可能性を学校教育において広げるため、国においては、児童生徒1人1台端末環境の早期実現が望まれてございます。

本市におきましては、平成30年度に策定いたしました岩出市教育情報化推進計画において、基本的な学習スタンスを大事にしつつ、ICT等の先端技術を活用した授業改善を図り、新たな学びを創造し、子供たちの確かな学力と生きる力を育むことを目的に掲げてきました。

具体的には、新学習指導要領において、情報活用能力が重要視され、ICT環境整備の必要性が唱えられる中、小学校で教科化となりました外国語、平成31年度より県内小中学校で実施されていますプログラミング教育、高校での情報化の必修化に伴い、小中学校においてタブレットパソコンや大型提示装置が必要と考えてきました。

メリットといたしましては、まずICTを活用することにより、授業中の課題の配付・回収、児童生徒一人一人の考えを一度に把握し、効果的に提示するなど、授業の中で効率化を図ることで、より主体的に考え、より考えを深める時間を確保することができます。さらに、視覚に訴えることで、学習課題への興味・関心を高めたり、学習内容を分かりやすく説明することにも有効であり、個別学習やグループ学習においても、教育的効果も期待されます。国の調査からも、ICTの活用により、児童生徒の集中や意欲、達成感において効果が見られ、学力向上への効果が明らかであると言われております。

2点目、教員のICT活用指導力向上の対策はについてでございますが、令和元年度、大型提示装置を整備いたしました小学校の5・6年生の担当教員を対象にアンケート調査を実施してございます。ICT機器を授業で使用する頻度が、ほぼ毎日から週数回と回答した割合が約8割ありました。児童の興味・関心を高めたり、学習内容をまとめさせたりするために、コンピューターや提示装置を活用して、資料などを効果的に提示できるという質問には、95%ができる、ほぼできると回答しております。

また一方で、児童に互いの意見、考え方を共有させたり、比較検討させたりすることができるというのは60%、グループで話し合っただけで考えをまとめさせたり、協働してレポートや作品などを制作させたりすることができるかと答えたのが35%と低くなっております。課題も見られ、教員のICT活用能力の向上は必須のものと考えてございます。

令和元年度の研修実績としましては、タブレットパソコンや実物投影機といったICT機器の基本的使用についての研修に始まり、大阪市や京都市といったICT教育先進校への視察を含め、約150人が研修に参加しております。

令和2年度は、児童生徒1人1台端末を見据えて、ICT機器の基本的使用方法から先進校の効果的な活用まで、教員のICT活用能力に応じてレベル別の研修を計画的に実施してまいります。

続いて3点目ですが、現在、新型コロナウイルスの感染防止により、オンライン学習が注目されております。本市においても新型コロナウイルスの感染拡大等により、長期の休業が必要となった場合の学習手段について、総合的に検討しているところでございまして、オンライン学習についても、その1つの手段であると認識してございます。引き続き研究を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ただいまお答えいただきました中で、長期休業が必要となった場合の学習手段の1つとして、オンライン学習もその1つと考えると。今後、また研究を進めていかれるということですが、オンライン学習を実現する上での課題をお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

課題ということですが、オンライン学習を実施するためには、まず各家庭のインターネット環境ですね、つなぐ環境が必要になるということで、その点について、当初の機器の設置について、国の補助もありますが、その後の月々の回線使用料、これ各家庭の負担となりますので、実施するに当たっては、保護者の理解をいただく必要があると考えてございます。

この点を踏まえまして、現在、各家庭のインターネット環境の状況調査を進めているところでございます。また、持ち帰り可能とした場合でも、パソコンの使い方やセキュリティの対策であったり、有害サイトへのアクセスできないようにする設定など、いろいろなルールづくりが必要になると考えてございますので、引き続きオンライン学習について検討してまいりたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 生活困窮者支援についてであります。

今国会では、社会福祉法等改正法が成立いたしました。これは80代の親が50代のひきこもりの子供を支える家庭では、生活困窮と介護が一緒に生じる8050問題や、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアなど、住民の複雑化・複合化した課題に対する必要性が一層高まっている現状を見据え、相談内容ごとに住民がたらい回しされる事態を防ぎ、包括的な支援を行えるよう改正されたものです。様々な相談を受け止めて、寄り添い続ける断らない相談支援体制を構築することなどが目的です。

これまでは別々の制度に基づいて、使い道の決まった補助金が交付されている介護、障害、子育て支援、生活困窮などの分野について、財政支援を一体的に実施す

る仕組みが導入され、既存の各相談支援機関が分野をまたぐ課題に対応しやすくなるということですが、1点目、本市ではどのような取組が行われるのかについて、お聞きいたします。

また、様々な問題で困っている人は誰に相談すればいいのか、どうすれば困り事が快方に向かうのか分からず悩んでいることが多いのではないのでしょうか。行政に相談してみたらどうかと助言できる人に出会えれば一歩進むと思われませんが、独りで悶々と悩み困っている人の声をどのようにすくい取っていくのかを2点目としてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、生活困窮者支援についてお答えいたします。

1点目の社会福祉法等改正法の成立により、市ではどのような取組が行われるのかにつきましては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。これにより令和3年4月から重層的支援体制整備事業が、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。新事業の内容は、いわゆる断らない相談支援体制、つながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援の3事業があり、実施を希望する市町村の任意事業となっております。これらの事業は、高齢者、障害者、子供、生活困窮の分野など、従来それぞれ別々の制度の下、実施されている相談事業や居場所の場などを生み出す事業を一体的に実施することにより、制度のはざまのニーズへの対応も含み、多様な形での支援が創出される枠組みとなっております。

本市におきましては、現在、それぞれの制度において連携を図りながら事業を実施しているところではありますが、これらの3事業を一体的に実施するには、市、地域、関係機関などをコーディネートする新たな仕組みづくりなどが必要であること、また、新事業に係る詳細については、これから順次示されていくとされていることなども踏まえ、今後、同規模の市町村の実施状況も参考にしながら、本市に合った実施方法について研究してまいります。

続いて2点目、困っている人の声をどのようにすくい取っていくのかにつきましては、広報やウェブサイトなどを通じて、相談窓口を周知しているところではありますが、生活に困っている人などは社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な場合があるため、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、状況把握に努めてまいりますとともに、生活福祉部各課のみならず、市が徴収する税や各種料金など

の担当課とも連携し、対象者の把握に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 昨年、厚生文教委員会では、神奈川県座間市を視察させていただき、生活困窮者に対する断らない支援について学ばせていただきました。また、本年1月には和歌山県の公明党女性局で大阪府豊中市を視察し、生活困窮者自立支援の実践についてお話を伺いました。豊中市では、地域ボランティアや民生委員・児童委員などが対応する福祉何でも相談窓口をおおむね小学校区ごとに設置し、地域住民とともに見守っていく取組が功を奏し、課題解決につなげています。

この新事業は、自治体の手挙げ方式で実施していくこととなっておりますが、一部の自治体にとどまることなく、全ての自治体で実施できるよう、国や都道府県の市町村に対する助言や情報提供義務も明記されております。国や県の助言や情報提供を活用しながら、実施に向けた取組についての考えをお伺いいたします。

もう1点、先ほどは同規模の市町村の実施状況も参考にしながら、本市に合った実施方法を研究するとお答えいただきましたが、現時点で、同規模の市町村で断らない相談支援体制で、先進的な取組をしている市町村について把握されているのかをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 改正法による新事業につきましては、断らない相談支援を含む3事業を全て実施する体制が必要であり、今後、国等からの情報提供を参考に研究してまいりたいと考えております。

また、断らない相談支援につきましては、これまでも地域共生社会の実現に向けた取組に関する実践事例集などにおいて、福祉に関する相談のワンストップ受付の取組など、先進的に取り組んでいる市町村の事例が情報提供されておりますので、これらを活用しながら情報収集しているところであります。

また、県内9市においては、令和2年4月から有田市が福祉の包括的な相談窓口として福祉相談室を立ち上げましたので、これらの実施状況などを参考に、研究してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 次に、福祉タクシー券についてお伺いたします。

本市にお住まいの視覚障害のある方から、タクシー券が、年間10枚頂けるが、10枚だと往復使うと5回しか利用できない。橋本市や紀の川市のように、もう少し枚数を増やしていただくことはできないのかとの声を伺いました。

早速県下8市を調べたところ、和歌山市は、1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方は1枚500円の利用券を24枚、下肢・体幹・視覚障害1・2級の方は30枚配付しています。また、橋本市は、基本料金を年間25回分、紀の川市は、基本料金を1枚として年間20枚、海南市は、基本料金相当額のタクシーチケットを年間12枚つづり、有田市は、基本料金を年間28回分の割引券、御坊市は、基本料金相当額の助成券を年36回、田辺市は、運賃500円券を年間20回分、新宮市は、基本料金を年間30回分、それぞれの市の考え方や方針によるのか、財政によるのか、とても違いがあります。いずれにいたしましても、本市が10枚と少ないのが現状です。

そこで、1点目、タクシー券の活用状況、対象人数、申請人数、年間利用枚数についてお伺いたします。

2点目としまして、年間10枚としている根拠についてお伺いたします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福祉タクシー券についての1点目、タクシー券の活用状況についてお答えいたします。

令和元年度の利用状況は、対象人数878名、申請者385名、計3,850枚を配付しております。このうち実際に利用されたのは1,186枚で、約31%の利用率となっております。

基本料金を年間10回分の10枚とした根拠でございますが、福祉タクシーの制度が始まった当初、公共交通機関及び交通手段を持たない障害者の方の社会参加を促すために、タクシー料金の一部を助成するという考えが基で始まっており、移動手段を持たない方に対して、行動範囲の拡大を支援するという観点から、他市町村の状況を把握した上で10枚としております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 先ほども申し上げましたが、10枚では往復使うと5回分です。せめて視

覚障害者など、外出が困難な方に、月に1回の社会参加を支援するという観点から24枚配付してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福祉タクシー券の利用率が半数に満たない状況ではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える生活が続く中、障害者の方々の閉じ籠もりを予防し、フレイルを予防し、社会参加の促進を図る上で、交付枚数を増やす方向で検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の4番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時58分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、全世界的にコロナウイルスが発生している中での一般質問となります。各種の取組面は、多くの議員の方からも通告があるように、市行政の取組や政治姿勢では、市民の命と暮らしを守る視点が行政として大切だと考えます。

今回、私が取り上げるのは、新型コロナウイルスによって、大津市において、市の窓口業務をはじめ本庁舎が全面閉鎖となった状況が生まれました。この点において、岩出市の窓口対応を他山の石という視点でなく、いつ岩出市もこのような状況となっても不思議ではない危機管理面から質問を行うものです。

大津市では、市職員が相次いで新型コロナウイルスに感染し、クラスター、感染者集団というものが発生したことを受け、本庁舎を4月の25日から5月の6日まで全面閉鎖が行われて、業務を停止した状況が出てきています。

幸い岩出市においては窓口を閉鎖するという事態になっていませんが、今日、岩

出管内で20代の方がこのコロナウイルスに感染したという報道もされてきています。いつ大津市のように職員が感染するか分からない状況も続いており、油断はできません。他の自治体のことと見るわけにはいきません。今回の大津市での新型コロナ発生においての窓口体制について、岩出市としてどのような教訓を得たのか。また、今後、岩出市がどう対応を考えているのかをお聞きするものです。

まず1点目に、自治体運営の在り方という面で、新型コロナ発生において、大津市役所における窓口閉鎖の教訓は、岩出市としてどう捉えているのか。この点をまずお聞きをします。

2点目として、大津市では、4月11日以降、都市計画部と建設部の職員、計11人の感染が判明し、20日から建設部の約140人を自宅待機とし、人との接触機会を減らすために、消防職員と企業局職員を除く本庁舎の約1,200人を対象に、2交代勤務を行い、市民への周知や庁内準備の日数を考慮し、25日からの全面閉鎖を決めたということでした。

大津市では、保健所や市内36か所の支所については開くということを行いました。コロナ対応や住民票の発行など、生活に密着した業務は支所体制の中で続けることができた。大いに役立ったとしています。支所機能がなければどうなっていたか分からないということが言われているのです。

岩出市においては、住民票、印鑑証明など、市民生活に関わる市民課窓口については本庁だけの体制であり、複数発行体制ができる支所という機能は持っていません。今後、支所機能体制の必要性があると考えます。市の考えはどうかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、これまでも、私たち日本共産党市議団は、幾度となく住民の利便性の向上を図る上でも支所体制として、住民票や印鑑証明の発行などができる体制を、総合保健福祉センター内に設けるべきではないかという提案もしてきました。しかし、当局として、総合保健福祉センターとの距離を考えてみても、本庁まで来ていただくのに不都合なことはないと考えますと、かたくなに改善対策を取ることにはされてきませんでした。

今回の新型コロナウイルス発生によって、改めて支所機能充実の必要性が求められています。改めて総合保健福祉センターに市民課窓口の設置対応、これを求めます。当局の今後の対応についてお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1番目、新型コロナ発生における窓口体制についての1点目から3点目まで、一括してお答えいたします。

市職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合においても、各種行政サービスを継続する必要があることから、岩出市業務継続計画に基づき、業務を継続するための体制を確保しております。住民票発行をはじめとする各種窓口業務についても、当該所属職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう当該業務を経験した所管外の職員の選定や郵送での対応、それと会議室等を利用して別室での窓口対応の実施などを想定しており、複数発行体制の整備の考えはございません。

また、総合保健福祉センターへの支所機能についても、業務遂行に必要な基幹情報システムや情報ネットワーク体制等を既に構築しており、本庁舎の代替庁舎としての機能を果たすことが可能となっております。

支所につきましては、行政区域が比較的広い自治体や合併等による行政サービスの低下を防ぐことを目的として設置されている場合が多く、本市においては、現在、支所を設置する考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 相変わらず支所という体制を取ろうという考えすらないという点は、非常に残念かなというふうに思うんです。今、郵送対応というようなことを言われていましたけれども、現実的には、私、今回の大津という部分のところで起きたというこの教訓を、私が岩出市がしっかりと本当に教訓として学んでいるのかなというふうに思うところがあります。

そういう点では、そもそも支所機能というものをつくっていくという必要性がないということ自身はどうなのかというふうに思うんです。先ほども言いましたけども、郵送対応なんかでできるんだと言うんだけど、本当に今の支所機能を持たないという状況の中で、本庁の窓口機能が機能しない場合、その場合にはどう改めて対応を取っていくのか、この点、ちょっと再度改めてお聞きをしたいと思います。

それと、市民課として業務ができなくなる場合のリスク、こういう点については、現場としてどのような改善が求められると考えているのでしょうか。この点もお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今回、窓口に飛沫感染予防ということなどの対応策、こういうものも行われてきたわけなんですけど、現実的には設置するまでにはかなり日があったような気もするんです。この点からは、危機管理面という点での取組面で、市民課と

してはどういう認識というんですかね、そういうことを現時点で、窓口対応の飛沫感染対応、これについてはどのような認識を持っておられるのかという点、この3点お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、大津市のケースを教訓としてということで、支所機能のお話でありましたが、当然のことながら、岩出市では、新型コロナウイルスは、うつさない、うつらないという対策の下、現在は各職員、毎朝体温を検温し、体温に異常がある場合は出てこないようにするというふうな日頃からの準備も行っております。

それと、先ほどの支所機能の話ですが、総合保健福祉センターには、さきの答弁でもお答えいたしましたが、基幹情報システムや情報ネットワーク体制を構築しておりますので、万が一の場合は、準備をすればそこでも住民票の発行などは可能となります。ただ、常設としての支所対応というのは検討していないということでございます。

それと、2点目の市民課が業務ができなくなるリスク、これは今お答えしたとおり、そういう支所機能というのも、総合保健福祉センターで準備をすれば可能ということでございます。

3点目の飛沫防止対策に、今現在、各窓口に木製の型枠で造っております。これは日にちがあったというご指摘頂いたんですけども、実は当初はやはりこういう、今現在、議場にも設置されております。アクリル板の購入を検討したんですが、その時点では在庫がないという状況があったことから、いち早く飛沫防止対策をするということで、木枠を造ってシートを張るということでの対応をしたところでございます。日にちがあったというのは、第1点目には、当時、アクリル板の在庫がなく、なかなか発注しても購入できない状況が続いたということがございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 支所機能という面、こういう点では、今お答えいただいたのは、あくまで総務部長のお考えだと思うんです。実際、現場で働く、現場の窓口で働くという、そういう方というのが、やはり一番大事だと思うんですね。

現実的に、現場で働いている方の声、これについては、例えば、課長として、現実的に現場で働いている方の声として、今回のコロナ問題についての課題と問題点、

職員同士の中でもいろんな話合いというものが多分されてきていると思うんです。

その点については、こういった取りまとめというようなものなんかはされているのか、また、こういう問題点をいつ検証するのかと。同時に、来年度以降にどう反映していこうというような形をしているのか、現場の声という点については、どうされていこうとしているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、最後に市長にもお聞きをしたいんですが、現実的には、今の現状を改善する必要があるんだというふうに私は認識をしています。総務部長のほうでは、あくまでも複数の発行体制、支所体制というのは取らないんだということを言われるんですが、市長としては、今回のコロナ問題についての支所機能面という点ではどのように感じておられるのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

市としては、十分検討した上で答えたのが総務部長の案でございます。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

市民課としまして、新型コロナウイルス感染症につきましては、課内会議を実施いたしております。来庁者の多い時期でありましたので、窓口の飛沫感染防止の対策を早急にしてほしいとの声が上がリ、要望した結果、先ほど部長の答弁にもございましたとおり、窓口のほうに飛沫感染シートを設置していただいております。

あと、各種証明書発行につきましては、休日証明書発行予約、休日夜間ボックス、郵送等による請求について、案内等し、3密を防ぐ対策で実施しております。現時点での窓口の飛沫感染防止対策ですが、毎日、業後には窓口のカウンター、ボールペン、番号案内等、全て消毒のほうしております。

○増田議員 ごめん、議長。取りまとめという点はどうなのかという点と、来年度以降、どうしていくんかという、現場の取りまとめというのはいつ行って、今後どうされていくのかという点はお答えいただけてないんで、現場ではどういう体制を取っていくんかという点、この辺お聞きしたいと思うんです。

○田畑議長 分かりました。総務部長。

○増田議員 総務部長、関係ないで。現場やで。取りまとめているんやったら答えてください。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

各窓口の職員の現場での声の取りまとめということでございますが、これにつきましては、岩出市では新型コロナウイルスの対策本部を設置して、最初の答弁でお答えをいたしました、岩出市の業務継続計画の作成など、各窓口の意見を聞き、その中でどういったことをすべきかということも意見をその場で吸い上げて、対策本部において、こういう判断ということをしてございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 次に、公園管理について質問を行います。

新型コロナウイルスの下、家に閉じ籠もりがちな子供たちや保護者は、今思いっきり体を動かしたいと、公園で遊びたいと思っている人もたくさんおられます。岩出市における公園の管理については、公園のできた、造られてきた経緯の中で、事業部、教育委員会管轄など、複数の部署で管理を行っています。公園にある遊具に危険性があるかないかは調査されていますが、基本的には、この点検、調査はどのような体制で調査をしているのか、この点をまずお聞きをします。

2点目として、公園遊具に関しての点検・調査において、点検業者に対してどのような調査内容を依頼しているのか。また、市にどのような報告をしてくれているのか、調査項目をお聞きしたいと思います。

3点目として、大きな公園で子供を伸び伸び遊ばせたいという保護者も多くいるわけなんです。岩出市においては、さぎのせ公園、大池公園という公園がこの部類に入ります。これまでも、さぎのせ公園には駐車場があるが、大池公園には駐車場がなく駐車場を造ってほしいという市民の声、この声なんかも取り上げてきましたが、当局は、大池公園については、近隣の方の利用を考えているとして、市当局は整備についての考えを持っていません。しかし、多くの市民の皆さんは、駐車場の整備を願っているわけなんです。この声に、私は応えていくべきだと思います。

私は、大池公園の北西にある四ヶ字所有の土地を所有者の理解を得て活用させてもらえないのかなと。土地の所有者に協力を願えないのかなというふうに思うのです。現在、この土地はゲートボール場の看板も設置されていますが、その上に駐車場についての申込というようなことなんかの張り紙なんかも書かれているわけなんです。現在の状況は、入り口は封鎖されています。誰も駐車場として利用もされていない状況があるんじゃないでしょうか。

岩出市として、この場所を借り受ける、こういうことなどで、まさに土地の所有者と岩出市双方に利便性が生まれるんじゃないかというふうにも考えます。市としての今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

4点目は、大宮神社にある公園については、現時点で滑り台については、一番上の部分に穴が幾つも空いており、遊具自体の改善が求められている現状があると感じています。質問のすり合わせのときに、大宮神社の公園は、市の管理ではない公園だということも聞きましたが、劣化対策や遊具周辺の整備、こういう点については、市としてはどのような考えを持っているのか。また、整備が必要な状況ではないのかなというふうには感じないのかなというふうに私は思っています。

そもそも大宮神社は、日本武尊を主祭神として、和銅5年（西暦712年）に熱田神宮より勧請、つまり神仏の分身・分霊を他の地に移して祭ることがされて、大宮神社が創建されて、当地の産土神となりました。産土とは生まれた土地という意味で、その土地を守護してくれる神様というそうです。

中世、高野山金剛峯寺を下った興教大師覚鑿が、根来寺開創に際して、康治元年（1142年）に仏法の守護神として神祇官八神が祭られて、幾つかの神社の祭神になり、鳥羽上皇の勅願所というところに定められたそうです。

しかし、天正13年（1585年）の豊臣秀吉による根来攻めを受けて、社殿が焼失をし、現在の社殿は江戸時代に紀州藩士の徳川頼宣によって再建されたと言われているような神社です。要は、このような由緒のある神社なんです。

こういうような大宮神社内の公園について、市としてどのような感覚で、この公園というものについての認識を持っておられるのか。

そして、私が今通告させていただいたような点については、どのような市の対策を考えているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、公園管理の在り方について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、公園管理について、点検・調査は、基本的にどのような体制で調査をしているのかについてお答えいたします。

事業部管理公園につきましては、団地内公園は、3年ごとに専門業者による遊具点検を行っております。また、さぎのせ公園及び水栖大池公園は、使用頻度が高いことから、毎年度、同点検を行っております。

なお、点検の結果により、遊具に不具合があった場合は使用禁止措置を行い、順次計画を立てて修繕をしております。

次に2点目、点検・調査に対しての報告項目はについてお答えいたします。

遊具の点検内容は、一般社団法人日本公園施設業協会が規定する定期点検総括表、定期点検表に基づいて実施し、報告することとなっており、主な内容につきましては、構造部分のがたつき、腐食、破損、部材の磨耗・欠落・緩み等の確認、使用継続の可否の判定となっております。

次に3点目、大池公園に駐車場をという声に、池西北にある土地の活用についてお答えいたします。

平成30年9月議会で田畑議員にご答弁いたしましたとおり、水栖大池公園を開設するに当たり、公園の日常管理等を担う水栖大池保全委員会と駐車場の必要性について協議したところ、管理上の問題等もあり、必要ないと意見がまとった経緯があることから、市としては、池西北にある土地を駐車場として活用する考えはございません。

次に4点目、大宮神社にある公園は、滑り台の劣化対策や遊具も増やすべきなどを行うべきではないかについてお答えいたします。

増田議員ご質問の公園につきましては、民間が所有する土地であり、岩出市の管理する公園ではございません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育委員会の管轄では、大宮緑地総合運動公園と東公園プール、該当いたします。

まず、大宮緑地総合運動公園につきましては、遊具等はございませんが、芝生などに小石あるいはガラス片など危険な物が落ちていないか確認をしております。

東公園プールには、滑り台1台、4人乗りブランコ1台、うんてい1台、砂場1面、三段鉄棒1台を設置しており、点検については、職員により、年1回、腐食具合やねじの緩みによるぐらつきの有無等の点検を行い、不具合が生じた場合は、直ちに使用を中止し、修繕を行っております。

また、草刈りや剪定等も実施し、公園整備に努めております。

今後も点検を実施し、診断結果に客観性が求められる場合は、有資格者により再点検を行うなど、安全に使用していただけるよう努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 幾つかお聞きをしたいと思います。

遊具の点検という面においては、遊具というのは公園だけでなく、保育所にもあります。点検するときは、先ほど、3年ごととかいうことも言われていましたが、保育所や小学校、各自治会における公園、これについても点検場所として点検依頼をしているのでしょうか。これが1点です。

もう1つ、市が管理しない私の施設、認定こども園や、今言われた公園などにおいての遊具の点検管理という点では、管理協定というようなものなどが結ばれているのでしょうか。認定こども園などの遊具は、どのような点検体制となっているのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

3点目には、大宮神社の公園です。私は、この通告を出して、金曜日の日に事前のすり合わせというものなんかもさせていただきました。今、部長のほうから、市の管理する公園でありませんと、一言で言われました。私、通告出して、危険ですよ、こんな状況なんですよということを言ってから、今のこの時点でも、あの大宮神社の公園について、市はどのような認識を持って調べたのか、どんな状況だったのか。市として、こんな対応しましたよ。そういうことすら答弁がありませんでした。本来なら、こんな危険な公園の状態があるんだったら、増田議員さん、市が調べて、これこれこういうような状況だったんで、こういうふうにします。こういうようなことを私だったら、金曜日の時点で報告します。ところが、一般質問のこの時点になってでも、現状認識についてどうなのかというようなことすら言われません。非常に残念な思いをしています。

利用される方は、市のものなのか、また個人のものなのか、こういうものは分からないんです。危険なものは利用できないから何とかしてほしいというふうに思っているんです。この大宮神社の中にある公園、設置されたのは、先代の宮司さんかどうかは分かりませんが、神社に公園を造られたこの思い、この思いを酌み上げる対応を私は取っていただきたいと思うんです。

代表者、言わば責任者である神主さん、会社で言えば社長に当たるというふうになるんですが、この方に権限がどこまであるのかは私は分かりませんが、少なくとも何らかの改善対応というか、危険防止の対策、こういうものなんかが要るんじゃないでしょうか。

実際には、和歌山県の神社庁、和歌山市の和歌浦にあるわけなんです、ここの許可を得なければ何もすることができないのか。市としてもどこまで調べられたのかは分かりませんが、私、少なくとも、先ほどの市の管理する公園ではありません

というような認識でいること自体が、市の見識が問われるんじゃないかというふうに思うんです。

あの公園、実際に調べられたんですか。その辺のところはどうか。改めてお聞きをしたいと思います。

大池公園については、私は、四ヶ字の方ですか、その方と話し合っ、必要がないというようなことを言われたんですが、それは現実的には、市としての見解でしょう。住民の皆さんの気持ちというのも、私はもっと理解していただきたいというふうに本当に思うんです。実際に、あの公園、使いたいけども、やっぱり不便なところがいっぱいあるんだと。ぜひともこの駐車場整備という点で、してもらえないかというのが、やっぱり多くの住民の皆さんの願いなんですね。そんな中で、現実的には、あそこの土地、言わば遊休地というてええんか、遊んでいるというてええんか、有効活用が本当にされてないという状況があるんじゃないのかなというふうに、私は本当に思うんですね。

その点では、市として必要ないという部分がどこから出てくるのか。市民のために前向きになって努力をする、こういう考えに立たれないのが、なぜなのかという点、この点について再度お聞きをしたいと思いますというふうに思っています。

以上、4点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問にお答えします。

事前の通告を頂ければ資料は用意しておったのですが、急なご質問でしたので、ちょっと細かいところまではあれですけども。保育所の遊具に関しましては、2年に1回、点検を行っております。もちろん毎日、保育士による点検も行っております。これらは全て児童福祉施設の基準が決まっておりますので、それにのっとり、保育所、認定こども園ともに行っております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 小学校の遊具ですけども、各小学校で、毎月定期点検を行い、その結果を遊具等点検表に記入し、月初めに教育委員会に提出させております。また、年1回、専門業者による点検を行っております。点検の結果、緊急性を考慮して、順次修繕してございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

市管理以外の公園の遊具につきましては、市からは自治会に対して指示はしてございません。

それと、大宮神社の公園の遊具の件なんですけども、大宮神社の公園の所有者は、増田議員言われるように、宗教法人大宮神社となつてございます。民間の土地において、個々に設置された遊具につきましては市で把握しておりませんし、所有者の責任において適切に管理すべきと考えております。

なお、大宮神社に設置してある遊具につきましては、以前、宮司さんから点検等の相談があったことから、その後、適切な管理については話を行っており、今回の増田議員からの一般質問を受けまして、再度伺ったところ、管理責任、遊具の必要性について、この公園につきましては、地元の子供さんが遊ぶということで、地元区と協議して、撤去の方向で話を進めるとのことでした。

それと、水栖大池公園の駐車場整備の再検討につきましては、水栖大池公園につきましては、農村地域の住民のために、憩いや地域活動の場を提供することを目的として設置したものであります。遠方からお車でお越しになる来場者は想定してございません。また、今回の一般質問を受けまして、日常管理を担っていただいている水栖大池保全委員会に駐車場新設について、改めて相談したところ、管理負担の増加、近隣住民の影響等も踏まえて、当初の意見に変更はないとのことでした。

以上のことから、市において再度検討する考えはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 2回目のときにも若干触れたんですが、認定こども園なんかの私の施設、そういうところなんかは管理協定というようなものなんかは、事故なんかも含めて、想定した場合とか、いろんな形で管理協定というものなんかを結ばれているのか、それ以外にも、今、市のほうで、大宮神社みたいな公園については把握してないということも言われたんですけども、現実的には、把握しないでいいんでしょうか。現実的に、例えば、そういった市が管理しない公園、公園について、いろんな条例とか規定とか、そういう部分なんかが必要ではないんでしょうか。

現実的に、先ほど、大宮神社さんとも話をしてきましたというようなことも言われました。この間、設置した当時から、そういう場合なんかについて、管理協定というんですか、市としての管理規定や条例、こういうものを本来ならば、その当時からきちんと条例化なり規則化すべきではなかったんでしょうか。今の話だったら、今の岩出市においては、そういう市が管理しない部分についての管理については、

何もそういう持ち主さんと規定なんかも決めていないというようなふう聞こえたんですが、市として、市が管理しない、そういう部分の施設とか公園、これについてはどんな規定で、今後進めていくつもりなんでしょうか。この点、最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質問にお答えします。

そもそものご質問が公園管理ということであったかと思うんですが、最初から保育園のことを聞いていただくのであれば、最初から言っていただければありがたかったんですが。認定こども園につきましては、認定こども園のほうで点検のほうは行っておりますし、また、市と県とどちらとも監査のほうを年1回行っておる形になっております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えします。

私有地に設置している公園につきましては、市で関知する考えはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 3点目の質問として、根来寺における入山料に関する質問をさせていただきます。

まず、市長にお聞きをしたいと思うんです。私は、根来寺周辺については、市としても学術・文化ゾーンとしての認識をされて、市民の癒やしの場所としても、緑が多く、静観なたたずまいと、市民の皆さんに利用されている地域だというふうに思っています。

まず1点目として、市長においては、根来寺周辺という地域、これは岩出市民においてはどのような地域であるというような認識をされているのか、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

2点目として、数多くの方が根来寺に来られているわけですが、根来寺の散策において、入山料が徴収されるようになりました。このことによって、根来寺周辺にはちょっと行きにくくなったと。今は行かないようにしているんだというような方の声も聞きます。言わば、入山料については、市民にとっては大きな負担になっている、そういうような状況が今生まれてきています。私は、せめて岩出市民の方に

対しては、入山料の軽減策、また利用者に対しての補助や減免対応というようなものを考えてはどうなのかと思います。この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、皆さんもご存じのように、県の緑花センターなどは、高齢者の皆さんなんかには無料というふうになっています。入山料そのものについては根来寺さんが取っているわけなんです、せめて岩出市の高齢者なんかに対しては、無料にしてほしいという声も多いんですが、根来寺さんへの協力依頼というような点は、市として考えないんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の3番目、根来寺の拝観料についての1点目、根来寺周辺とは、岩出市民においてどのような地域だと認識しているのかについて、お答えをいたします。

根来寺周辺地域は、新義真言宗総本山根来寺の歴史に培われた歴史文化的遺産が残る文化・文教地域であり、歴史文化と並び豊かな自然とも併せて、岩出市唯一の観光資源でもあります。岩出市民の皆さんにとって誇るべき財産であると認識をしております。

なお、詳細については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の3番目、根来寺の拝観料について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、根来寺周辺とは岩出市民においてどのような地域だと認識しているのかについて、お答えいたします。

根来寺周辺地域は、文化・文教地域であり、岩出市の歴史、文化、観光の中心であります。国宝であります根来寺大塔はじめ重要文化財の大師堂、不動堂、光明真言殿、大伝法堂、大門、行者堂、聖天堂、それと旧県議会議事堂「一乗閣」など、1つの国宝、8つの重要文化財が存在し、歴史遺産を保護・伝承すると同時に、観光面においては、これらの文化財を活用し、根来寺と協同で観光地としての魅力向上を図り、観光による経済活性化、地域振興を目指しております。

次に、2点目、3点目について、一括してお答えいたします。

入山料の徴収に関しては、一宗教法人の裁量によるものと考えますので、行政による許認可の必要はなく、市において関与すべきものではないと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 幾つか、これもお聞きをしたいと思うんですが、今も言われたように、裁量権は、やっぱり根来寺にあると思うんですね。そのときに、実際に根来寺さんが入山料を取るようになったときに、市に対して、今度、根来寺として入山料というふうな形として取ることになったんだというような報告みたいなものなんかはあったんでしょうか。これ1点です。

同時に、逆に、市として、なぜ根来寺さんで入山料を取るようになったのかというようなことなんかは、逆に根来寺さんに問合せというようなことなんかは、その理由についてなんかをされたんでしょうか。この点をまず1点をお伺いをしたいというふうに思うんです。

もう1点は、旧和歌山県議会議事堂、県の施設なんですが、ここについては、入館料の減免というのが岩出市でされてきています。旧和歌山県議会議事堂の条例の中の第6条に、次の各号のいずれかに該当するときは入館料を免除するものとする。1番目に、身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を提示した者が入館するときと、もう1点は、市内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校並びに高等学校が保育活動や学校教育活動として入館するときとされています。

私は、せめてこういった方たちが根来寺に入山する場合、こういう場合は旧和歌山県議会議事堂で入館料の免除しているような、市としての入山料に対する免除制度というんですか、こういうものを私は市がやっぱり考えるべきではないかなというふうに思うんです。この点について、入山料そのもの自身は根来寺さんのものだけども、市として、この入山料に関しての市民に対する減免制度、こういう点について考えるのか、考えないのか、今後検討していくのかということなんかを市としてどういうふうに認識しているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

入山料、報告はあったのか、理由を問うたのかというご質問ですが、法令に基づくものでありませんけれども、連絡はございました。詳細な理由につきましては、公的な報告を受けてございません。

ただいま県議会議事堂の減免規定の話をしたんですけれども、県議会議事堂につ

きましては市の管理施設となつてございます。

根来寺の入山料の補助を行えないかというご質問なんですけども、根来寺は、広く考えれば一民間の施設であります。民間施設の日常的な利用料金等に対しまして、市から補助や補填を行う考えは、現在のところございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 非常に残念な答弁、返ってきたなというふうには思っています。午前中に奥田議員のほうから福祉タクシー券制度、こういう制度の質問がありました。その中では、やはり社会的弱者に対してのそういう制度というやつを、答弁を聞く限り、前向きに改善していく、こういうような内容だったと思うんですね。

私は、岩出市として、なぜ岩出市民の皆さんに対して、入山料というのは、確かに根来寺さん独自のかけてるやつだけでも、それに関係して、住民の人が、やっぱり大きな負担になっているんだから、補助制度という部分をやっぱり検討してはどうかというふうに、ずっと質問もしてきたんですが、全くそういうふうな考えはないというのは、違いというのが、どこに違いがあるのかなというふうに、やっぱり思うんですよ。

本当に岩出市民の皆さんに負担軽減策、また、いろんな面で生活向上につながっていくというのかな、そういう形のことを考えないというのが非常に残念なんですけども、そういう点では、先ほど県議会の話したけども、例えば、幼稚園とか保育所、小学校とか中学校、特に根来のお寺さんなんかは、保育所の皆さんなんかもよく行かれるんじゃないかなというふうにも思うんです。

そういう点では、やっぱり市の保育所なり小学校の子供たち、中学校の子供たちなんかは、根来寺さんに行ったときには、市として、やっぱりそれは免除してあげるといような視点にならないのが本当に残念なんですけども、そういうことは、私は再度改めて見直して行ってほしいと思うし、これは教育委員会なんかにも改めて聞きたいんですけど、そういう小学校とか中学生の子供さんが、岩出市の一番の観光名所というのか、一番の売りでしょう。そういうところに行くときに、学校に対して、そういう部分の補助というようなことなんかをする考えはないですか。この点、最後にちょっとお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

福祉タクシーの件なんですけども、福祉の目的等、公的な施設をもって実施する補助制度は別のもと考えてございます。寺院の入山料につきましては、公的サービスの対象とは別なものであると思っております。

それと、根来寺なんですけども、たくさんの方が訪れる初詣の時期や紀州根来寺かくばん祭りの開催など、入山料を無料にしていると聞いてございます。それと、早朝や夕方以降につきましても徴収は行っておらず、境内を散策することも可能と、併せて聞いております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、小学校、中学校等々、入山する場合の対応ということなんですけども、この場合は、教育委員会のほうで根来寺さんと協議をいたしまして、無料にさせていただくようにお話をしております。

また、根来寺の入山料については、団体の場合は割引があるとか、いろいろとそういう減免制度もあるということでございますので、小学校で団体で行く場合とか、これは無料にさせていただくようにお話をしているところでございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時30分から再開します。

休憩 (14時13分)

再開 (14時30分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず第1点についてであります。今回は障害者雇用、2番目に、複合災害発生時における避難計画、3番目に、学校再開後のコロナ感染に関して、監査の業務について、紙おむつリサイクル事業について、孤独死・自死への本市の対策について、土砂災害危険区域の固定資産税減免について、7項目について質問を行います。市当局の誠意ある前向きな答弁を期待して、質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1点、障害者雇用についてであります。

私は、2016年6月議会において、障害者就労施設からの物品等の購入等をはじめ岩出市の雇用率及び雇用者数を質問しました。その際、法定数は、平成26年6月1日現在、4名であり、実雇用率は2.46%であり、達成しているとのことでありました。2018年の9月議会において一般質問し、障害者雇用の点について、再度質問しました。このときには、中央官庁等々において、雇用者数が実際には事実でなかったということもありまして、地方自治体、国とも障害者雇用に対する認識が問われたときでありました。2018年の12月議会において、私は、法定雇用率が不足をしているという事態に対して、1名雇用すべきであるということが明らかになりました。今後、1名の雇用計画のスケジュールを答弁ください。

今回で3回目の質問をしたわけでありまして。市の答弁は、その議会において、総務部長及び市長は、法定雇用率を満たしていない。今後、法定雇用率の確保を目指すようにしていくと、この議場において発言をされました。また、12月議会では、総務部長は早期に年度途中からでも採用したいと答弁をされたのであります。

最近のわかやま新報の新聞において、和歌山労働局が、2019年度の雇用状況について、法定雇用率を達成していない岩出市、橋本市、古座川町、白浜町の和歌山県内4市町に実施勧告を出し、採用計画の作成を求めているのであります。当市にとって明らかに不名誉なことであり、法を守るべき自治体を守らない。この件については強く抗議するとともに、答弁を求めたいと思います。

今日までの経過と、なぜ法を守らないのか。雇用率は満たしているのか。

2番目に、労働局からの実施勧告と採用計画作成をしてきたのか、その点について市当局の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の雇用率は満たしているのかについてですが、市では、身体障害者を対象とした職員の募集を令和元年10月27日、12月1日と2回実施いたしましたが、2回とも応募者がゼロという結果であり、現在、雇用率は満たしておりません。

2点目、労働局からの実施勧告、採用計画作成についてですが、令和元年6月18日付で、障害者採用計画通報書を提出し、その結果、令和2年3月12日付で和歌山労働局長から法定雇用率を達成するよう勧告を受けております。現在、雇用率は達成されておりましたが、今後も障害者採用計画のとおり、雇用率を達成できるよ

う、地方公共団体の責務として、引き続き障害者を雇用するように努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、総務部長のほうから答弁をされましたが、この障害者雇用の促進に関しては、基本的人権を守る、障害者の雇用促進をするという立場から、市の政策として、地方自治体の責務として、この問題を重視をしているわけであります。いかに岩出市が障害者に対する認識が甘いのか。今の答弁では謝罪の一言もありません。私は、この2年間、この問題について質問をしてきたわけですから、その経過について、今、総務部長のほうから募集を2回実施したけども、応募者がいないということでありました。そしたら、雇用率を達成しなくていいかということであります。まさしく岩出市の姿勢が問われていると言わざるを得ないのであります。

働く障害者は年々増え、50万人に達し、企業の半数が法定の雇用率を達成している現状の中において、さらに雇用率を引き上げていく。そして、精神障害者も対象者に加え、さらに就労拡大に取り組む大事なこの時期であります。

私たちは、この責任と義務において、岩出市の姿勢を改めていただきたい。強く求めたいと思います。

その上で、今日までの責任と義務について、再度、岩出市の基本的な考え方をお聞きをしたいと思います。

さらに、募集の方法について、どういう募集をしてきたのか。募集をしたけども、応募者がゼロだから仕方がないという姿勢を改めていただきたいのであります。障害者雇用は、地方公共団体は2.5%として、都道府県の教育委員会は2.4%を達成するよう勧告が出ているわけですから、これを達成していく。細心の注意を払い、最大限の努力をしてきたかという問題であります。この点について、再度、岩出市の考えをお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、市としては、現在雇用率を達成していないということは、地方公共団体の責務としては果たせていない状況であるということで、その責任はあると考えております。ただ、市のほうも何も手だてをしなかったということではなく、先ほどもご答弁の中で言わせていただきましたが、令和元年の10月27日、12月1日と2回、

身体障害者を対象とした職員の募集、ホームページ等でやりましたが、結果的には応募者がゼロであったということでございます。

採用試験を実施して、応募者がいない現状、また、実際受験されて合格者があったとしても辞退されるというようなことも考えられることから、雇用率達成は非常に厳しい状況であると考えております。

しかしながら、先ほども申しましたが、障害者雇用率を充足できていないということは、深く認識をしているところでございます。引き続き障害者雇用率の充足に向けて、応募を続けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 基本的な姿勢で、私は一番問題なのは、民間であればペナルティーとして、1人に対して課徴金という形で納付しなければならない制度があるわけです。地方自治体は、それがなければやらないんだというように捉えざるを得ないわけですね。岩出市は、その課徴金については、地方自治体は納めなくていいという認識はあるのではないだろうかと思うんですけども。

まず最初に、部長のほうから答弁あったんですが、2年間、何をしてきたかということで、私はまず最初に、岩出市民に対して、誠に申し訳ないと、謝罪を始めてから答弁をすべきでないかなと思うんですね。やはりお役所仕事というのは、そういう認識でおられると言わざるを得ないのであります。

まして、岩出市の基本方針には、障害者の人権やそういうものを守っていくと大見えを切って、パンフレットに書いているわけですから、最低の法律を守る、これが基本姿勢にないと、何事も岩出市民からの信頼を得ないし、岩出市の行政に対して不信感を持つということになるかと思うわけでありまして。

岩出市の精神・身体障害者、何人おられるんですか。岩出市の在住者だけでも、近隣の市町村でもいいと思うんですけども、別に岩出市民の方が障害者の雇用に応募するということが、ないと思うわけでありましてから、別に他の市町村から応募されてもオーケーだと思いますし、岩出市の障害者、担当課で今何人把握をされておりますか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在、障害者の雇用率が達成されていないことについて、謝罪をすべきではない

かということをございますが、現状、雇用率を達成できていないということは現実でございしますので、その点については雇用率が達成できるように、これからも努めるということをございます。

それと、民間の事業者であればペナルティーがあると。地方公共団体はペナルティーがないからそういう状況になっているのではないかというようなご質問であったかと思いますが、市としましては、ペナルティーのあるなしにかかわらず、障害者の雇用率を達成するということは、法律で決められていることをございますので、今現在は、確かに達成はしておりませんが、採用試験等も実施してきたところをございます。尾和議員がおっしゃられていた、市内だけにこだわることはなくというようなお話もありましたが、広報の方法については、またそれぞれ検討していきたいと思いますが、引き続き採用試験の実施をしていきたいと考えてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の障害者の方ということで、現在、身体障害者手帳を1級から6級までの方で、全体で平成28年度、1,847名でございます。

○尾和議員 議長、身体障害者だけじゃなくして、精神障害者も雇用したらこの枠に入るんで、精神障害者も含めて、別々に回答してください。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度で344名でございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 2番目の質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がりを見せ、今後、収束傾向に見えても、再び感染の拡大も予測されております。こうした予断を許さない状況の中、これから台風シーズンや水害、地震などの災害の発生と、そのおそれがある場合、市は避難勧告・指示などの避難所の発令とともに避難所を開設し、避難者を受け入れることが必要になります。

間もなく大雨、気候変動の季節を迎える中において、市はどうしていくのだろうかとは私は考えております。地域や避難所となる施設の事情に配慮して、マニュアル等を作成し、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよ

う、避難方法など、住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資、資機材、要員の配備や役割分担、手順の確認など、敏速かつ着実に備えておくことが求められます。

これまでの災害における避難所の環境に鑑みると、3密、密閉、密集、密接となりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあると言えます。また、ワクチンや治療薬が確立してない現状では、より一層の感染防止に努めなければなりません。3つの密のおそれがある避難所の運営をどうするか。指定緊急避難場所の運営について、可能な限り感染防止対策に留意する必要があります。

市民の命と健康を守るために、前例のないこの危機にどうしていくのか、そういう観点から4点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、避難行動計画をどうしていくのか。

2番目に、避難所の感染予防と備蓄はどうなっているのか。さらに、避難所収容人員の見直しについてどうするのか。

それから、3密への対策をどうするのか。

避難所の見直し、及び長期避難となった際の感染対策はどうされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の2番目、複合災害発生時における避難計画についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、本市においては、いつ発生しても不思議でない南海トラフを震源地とする巨大地震や中央構造線を震源とする巨大地震、また近年多発する風水害などが懸念されます。

このような状況下において、避難所開設時には、密閉、密集、密接のいわゆる3密の回避を図るため、避難者同士の距離の確保をはじめマスクの着用や手指消毒の徹底、間仕切り段ボールの設置などの感染症対策を実施することとしております。

また、風水害時等において、事前に開設する避難所についても、従来より拡大して開設することとしております。

詳細につきましては、総務部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、複合災害発生時における避難計画についてお答えいたします。

1点目の避難行動についてですが、災害発生時における避難行動については、自

分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助が重要となり、避難所や浸水想定区域などを示した防災マニュアルを全戸配布するなどし、市民への啓発に努めております。

また、新型コロナウイルス感染症対策としましては、避難所での密集を避けるため、親戚、友人、知人宅などへ避難することも広報してまいります。

次に、2点目の避難所の感染予防と備蓄、避難収容人数の見直しについて、3点目の3密への対策について、一括してお答えいたします。

避難所での感染予防については、岩出市地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づき、避難所におけるマスクの着用をはじめ手指消毒の徹底、避難者同士の距離の確保などの対策を実施することとしております。

感染予防対策に係る備蓄物資についても、マスクや消毒液、間仕切り段ボールの備蓄を行っております。

避難所の収容人員についても、避難者同士の距離を確保する観点から、従来よりも広く、1人当たりの面積を拡充して計算を行っております。

また、避難所での3密の回避や感染予防物資の事前準備及び避難所への携行、避難所以外への避難の検討などについて、市民への啓発を行うため、広報7月号と同時に啓発チラシの全戸配布を予定しております。

次に、4点目の避難所の見直し及び長期避難となった際の感染対策についてお答えいたします。

避難所の見直しについては、避難者同士の距離を確保する必要があることから、風水害等における事前開設避難所を通常よりも拡大し、開設することとしております。また、避難生活が長期になる場合においても、岩出市地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づき、避難所での感染防止に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、避難行動計画については、今、自分自身の命を守るということは、それは当然だと思うんですけども。

避難所収容の見直しについてであります。社会的距離を保つソーシャルディスタンスという言葉で表現をされております、一般的には。そうしますと、その距離からいうと、大体2メートル四方というようなことも言われております。そうしますと、今までの避難所計画の収容人員、これは抜本的に見直す必要があると思うん

ですが、この点についてはどうされるのか。

それから、マスク、段ボール、仕切りの点なんですけど、これについて、それを置くことによって収容人員も変わります。これについてどうされるのか。今、部長は拡大してということなんですけど、避難所の場所を増やすのか、現行のまま避難所指定をしているところに来ていただくのか、そこら辺が明らかではありませんので、拡大するというのはどういう意味で言われたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3密の問題でありますけど、この3密という言葉は、調べますと、新義真言宗、密教、弘法大師の時代からあったらしいんですけど、仏教用語らしいですけども、その3密、密閉、密集、密接、この言葉を安易に使わず、この点について、具体的に市民に広めていくということが大切ではないかなと思います。

それから、部長が避難するときには、友人や知人のところに避難してくださいということらしいんですけど、これについてもどうしていくのか。全く一般市民の方についてはどうすればいいかということで、そういう方がおられる場合は行けるんですけども、いない場合はどうするのか。ここら辺の対策を取らないと、現実的には解決しないのではないかなと思っておりませんが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、まず新型コロナウイルスの問題について、一番今問題になっているのは、いわゆるPCR検査と抗体検査の問題が言われております。岩出市において、新型コロナウイルスを事前に把握するために、このPCR検査や抗体検査を実施をして、事前につかむという姿勢は持っておられるのか、これについてお聞きをしておかなければなりません。

それから、必要な物資でありますけど、午前中の答弁では、必要な物資は整っているというように聞くことが答弁で理解をしたんですけど、今の物資で十分間に合うのか、再度見直しをしていく必要があるかと思っております。

最後になりますが、この複合災害における発生時の避難マニュアル、これは岩出市はもう既に作っておられるのか、多くの市町村で、あるいは和歌山県も最近出たところありますけど、兵庫県や大阪、京都、奈良、そこら辺についてもマニュアルを作って、各市町村にそれを指導しているということをお聞きをしておりますが、避難所運営ガイドラインのマニュアルについて、現在、岩出市は作成中なのか、作成したのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず避難場所の具体的な想定についてですが、従来は避難所における1人当たりの面積を岩出市では3.5平米で見えておりましたが、これを4平方メートルで換算して、収容人員の想定を変更しております。

それと、事前の開設避難所を通常より拡大と、具体的にどういうことかということですが、これについては、台風等、事前に災害が予測される場合に、避難準備等の発令までに開設する施設ですが、従来では、あいあいセンター、総合体育館、公民館、サンホール等の10か所でしたが、今回、改正後にはそれにプラスして、小中学校8か所を追加してございます。

それと、避難所の運営マニュアルについて、これはもう既に作成をしてございまして、今回、新型コロナウイルスの感染拡大の結果、一部の修正というのが県のほうからも基準が示されておりますので、この6月に、既に、例えば、先ほど言いました避難所における1人当たりの面積を拡大するとか、そういうところの修正は行ってございます。ちなみに、避難所運営マニュアルについては岩出市のホームページでも、今、修正した分を掲載しているところでございます。

すみません。もう1点、先ほど3密のお話もあって、具体的にどういうことかということですが、先ほどの答弁でもお伝えをいたしましたんですが、7月に広報7月号と同時にチラシの全戸配布ということで、そこで災害時の避難についてということで、まずは事前の備えということで、マスク、体温計、除菌シートなどを備える。避難所の密集を避けるために、親戚、友人、知人宅など、避難することも検討すると。

避難所での過ごし方、これは3密と言っているんですけど、それぞれ換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話をする密接場面というようなことを避けましょうというふうなチラシを作成しております。

それと、親戚宅にという、実際そういう身を寄せられるところがあるかどうかということについても、それを判断するための避難行動判定フローというのを同じくチラシにつけておまして、それで市民の方が取るべき避難行動をフロー図で確認をしてもらおうと、そういった形のチラシを広報紙とともに配布する予定にしております。

すみません。もう1点、必要な備蓄物資が足りているかということですが、これは午前中の答弁でもお伝えいたしましたが、6月22日時点ではN95のマスク3,360枚、サージカルマスク2万9,500枚、防護服90着、アルコール製剤等の消毒

液を約318リットル、これを備蓄しており、新型コロナウイルス感染発生時における職員の防災活動に用いるほか、災害発生時における避難所での使用を想定しております。

現時点では、この備蓄物資の想定でいけるのではないかというふうに考えてございます。ただ、現実的に足りないというような、もしケースが生じるようであれば、それはその都度柔軟に物資の備蓄量の検討をしてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

PCR検査を岩出市のほうでも事前につかめるようにというお話でしたが、PCR検査の所管につきましては県、この管内では岩出保健所となっておりますので、我々としましては保健所の協力をしていくという形になります。

○尾和議員 抗体検査とかPCRはしないということなんですか。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 PCR検査とか抗体検査というのは、市のやる業務ではなくて、県のほう、保健所のほうで扱っている業務になりますので、我々のほうとしましては、保健所が協力要請あれば、それに協力していくという形になると思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総花的に言われるとあれなんです、具体的にまた聞きますが、拡大をして、小中学校を8か所ですかね、設置をするということですけども、これ、部長、どこに収容するんですかね、体育館ですかね、教室ですかね。体育館であれば、全国的にも冷暖房の設備がないんですよ。夏は暑い、冬は寒い、こういう実態に直面すると思うんですけども、小中学校の8か所と言われたところは、今空調ある小学校の教室を想定されて言われたのか、体育館を想定されたのか、お聞きをしておかなければなりません。答弁ください。

それと、新型コロナウイルスについては、感染防止のために、感染者と分けざるを得ないんですよ。感染者がないということになれば、今言われたように、1人4平米ですか、それで対応するということになると思うんですけども、感染者が出た場合に、感染者を区別をしてやりますと、さらにスペースが取れなくなります。

また、標準世帯で1人2平米とかということと言われるんですけども、1人世帯とか2人世帯、あるいは3人世帯、4人世帯、5人世帯によって、このスペースが

また考えざるを得ないということも発生してきますが、これについてはどのようにされるのか、具体的にご答弁を頂きたいと思います。

それから、これ3回目の質問なんですけども、堀口の防災公園ありますよね。これの図面を頂いて見たんですが、出入口が1か所と南西方面に1か所あるんですけども、もっと出入口を増やす必要性がないかなど、私はあの図面を見て思うんですが、そこら辺についてどうされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の小中学校の避難場所の想定ですが、これはまずは体育館を想定しておりますが、状況に応じては、やはり冷房の効く教室等への移動。

○尾和議員 ちょっともう1回。

○大平総務部長 想定としては体育館を想定してございますが、現実に被害があって、集まっていた際に、先ほど言われたような冷暖房がない状況でということであれば、そこは必要に応じて教室も利用するという形で考えてございます。

それと、居住空間の整理については、マニュアルにも記載しているんですけども、世帯ごとに4平米取れるように、例えば、2人世帯であれば連結して、その場所を取るといような形で、世帯ごとに考えていくということと、感染症の疑いのある方が出た場合は、パーティションでその部分を区切って、一般の避難者とはゾーンと動線を分けると、そういった対応をするということとで考えてございます。

それと、防災公園の、今の図面での出入口のお話ですが、これについては現状どおり、この設計どおりの対応を考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問を行います。新型コロナウイルスの影響と対策についてであります。

3か月間にわたって休校したこの事態に対して、過去にない未曾有のことであり、教育現場において大きな負担をもたらしていると思います。段階的に再開されても学習の遅れや体力、学力の低下、社会や家庭の問題や課題が発生をしております。学校においては、この現状を真正面から捉えて取組がされていると思います。この事態に当たり、多様な人が力を合わせて、教育崩壊にならないよう最善を尽くすこ

とが求められると思います。

学校において、さらに教育委員会においての役割は重要であると考えております。教師は、感染予防、教育課程の再編成、子供のストレス解消など、失われた時間への取組が最も大切であります。これらの具体的な対策を市においてスピード感を持って対応していただきたいと、そのように思っております。

まず第1点は、現在の学校における課題についてどのように認識されているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、小中学生の学校の給食問題であります。安全性を確保するためにどのようにしていくのか。

3点目は、感染予防について、その対策はどうか。消毒液、マスク、音楽室での取組。

4番目に、オンライン教育に関して、現在の取組、タブレットの支給と活用についてどうされようとしているのか。

5番目に、空調使用時の課題として、夏休み計画と修学旅行についてどうするのか。

6番目に、教職員の長時間労働について、働き方改革として方針が出されておりますが、改善した点と今後の取組についてご答弁を頂きたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の学校再開後のコロナ感染に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の現状の課題でございますが、基本的な感染対策としては、国から示されております衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき、児童生徒はもとより教員の感染防止にも努めているところでございます。

課題につきましては、昨日も岩出保健所管内で、大阪府内に勤務している方、感染者の報道がございました。大阪府へ通勤・通学している市民が多い岩出市としては、終息していない中、感染者や濃厚接触者が出ないかどうか、これをいつも気にしているところでございます。

学校の運営につきましては、保護者の皆様のご協力を得て、毎日の検温など体調のチェックに努めていただき、大いに助かっているところですが、学校においては、子供たちの体調の変化には常に気を配るなど、健康管理に努めているところでございます。

また、学びの保障という面では、臨時休業期間が続きましたので、教材を配布して対応してまいりましたが、学力の定着について検証するため、学力テストを既に実施してございます。

次に、給食の安全確保ですが、給食についても衛生管理マニュアルに示されておりまして、学校給食を実施するに当たっては、学校給食衛生管理基準を改めて徹底するとともに、児童生徒は食事の前の手洗いと飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないようにして、会話を控えて、食事を取るように指導をしてございます。

感染予防については、児童生徒、教員は全員、まず各家庭での検温と健康チェックをした上で、学校内ではマスクの着用、様々な場面での手洗い、また、感染源を断つという意味では、教員による教室などの消毒の徹底を行っております。

次に、オンライン学習についてであります。今議会におきまして、1人1台パソコンの購入予算のご承認を頂きましたが、現段階では、オンライン学習が実施できる整備には至ってございません。

オンライン学習につきましては、梅田議員、奥田議員のご質問にもお答えいたしました。各家庭でのインターネット環境の違い、また、設置後の回線使用料の問題、持ち帰り使用の際のセキュリティー対策や有害サイトにアクセスできないようにする設定など課題がございますので、今後も検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

次に、空調使用時の課題についてですが、常時、少し窓を開けて、換気しながら使用したり、休憩時間に換気を徹底したりしながら使用してございます。

夏休み計画は、県教育委員会の県立学校の対応に準じまして、8月8日から16日までの9日間としまして、これについては、既に保護者にも周知をしてございます。

修学旅行につきましては、現在のところ、実施する方向で検討中でございます。

最後に、職員の長時間労働についてということでございますが、平成31年1月25日に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、これが令和2年1月17日の指針に格上げされたことを受け、本市においても、令和2年3月臨時教育委員会において、教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則を制定しました。その中で、超過勤務時間の上限を定め、教職員の業務量の適切な管理を行ってございます。

令和2年3月からは、校務支援システムの運用により、各職員のパソコンで出勤時間を入力することにより、客観的に勤務時間を把握しております。また、月別

の集計表は管理職が把握しておりますので、月45時間を超える職員には管理職が聞き取りを行い、面接指導をした上で、教育委員会に報告するようにしてございます。

働き方改革においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、児童生徒の登校時間の制限や中学校部活動指針の遵守などにより、職員の意識改革は進んでおります。また、ICT機器の導入による教材作成の効率化や、スクールサポートスタッフなどの人的支援により、長時間労働の解消に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 まず、学校管理の課題について求められたということなのですが、回答頂きましたが、今現在ある学校管理の問題点として、後から列挙しましたが、学校給食の在り方について、私は、向かい合って食べないとか、食事中は黙って食べて、そうはいつでも、小学生、中学生。小学生にそのことを話ししても、そううまくまい具合いかなかなど、実感として持っております。それらについてどのようにされるのか。

それから、感染予防で、消毒液、マスク、これについてはあると言われるんですけども、設置をするということなのですが、私は一番心配しているのは、音楽室で歌えない、それからリコーダーなり吹けない、こういう実態が今、全国的にも起きていると言われております。そういう点でどのような教育方針を持っておられるのか、これを聞いておかなければならないと思うんですが、それについてご答弁ください。

それから、オンライン教育で、自宅にインターネット回線のあるところとないところ、これがあるかと思うんですが、オンライン教育でタブレットを支給して活用というても、コンピューターあっても、実際上は保護者の家で全てが全てインターネット回線を接続しているということは現在どれぐらいあるのか、未回線がどれぐらいになっているのか、つかんでおられれば、ご答弁ください。

それから、空調の使用の問題で、せっかく空調を設備して、この夏は涼しいところで勉強できるなという気概があったんですけども、密閉を避けるという意味で、空調をつけても半減をすると、こちら辺について、どのように循環をして、教室の流れを取ると。左右に窓を開けて、空気の流れをつくるというようなことも言われておりますが、こちら辺について、具体的に取れるのかなと思っておりますが、こちら辺についてお聞きをしたいと思えます。

それから、修学旅行なんですけど、中学校はディズニーランドでしたかね、東京

のほうですよね。まさしく感染の、いまだに20名前後が発生をしているという状況の中で、中学校の修学旅行の行き先について、再検討する必要があるのではないかと思うんですけども、府県間の交流についてはオーケーが出たけども、あえて東京のほうに修学旅行を実行するということが得策かなと思っておるんですけども、そこら辺も抜本的に再度見直し、検討をすべきではないかなと思っておりますが、お聞きをしておきたいと思います。

しかし、中学生の皆さんは楽しみにしている、一生に1回しかない修学旅行ですんで、思い出多い旅行にさせていただきたいのはやまやまなんですけれども、それによって感染をするということになれば、また後世に課題を残すということもありますので、教育委員会においては、学校等々と協議をして、慎重の上にも慎重に取り組むべきではないかと思いますが、これについてご答弁ください。

それから、教職員の長時間労働についてですが、資料を頂いたら、去年は70時間、80時間という、中学校で資料を見たら、実際には発生しているんですよ。私は、この問題について、もう何回もこの場所で、具体的に長時間労働、過労死ラインを超えているという教師がいてるということについては改善をしてほしいということで申し上げてきた1人でありますけれども、今日、PCで出退勤を管理するというものでありましたが、このPCの起動時点で集約をして校長が管理をしているということでしょうけども、意図的にパソコンを起動しない、切断しないということになれば、意図的に、例えば6時やけども、4時頃、パソコンを切断しておけば、それが出退勤の時間になるということでは、実際の実働と長時間労働のかみ合いもしませんので、そこら辺をどのようにコントロールするのか。結果的には、長時間を減らしていくということの取組をもっと具体的に答弁を頂きたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、給食の食べ方の問題でございますが、今のところ、児童生徒、よく言うことを聞いていただいておりますが、話をせずに、静かに前を向いて食べているという現状でございます。

それから、オンライン学習の関係で、各家庭の接続状況ですけれども、これにつきましては、現在、各家庭に対してアンケート調査を行っておりますので、集計、またそのうちできるかなと思います。

それから、教室の空調ですけれども、先ほどもお答えしましたが、授業時間におい

ても、少し窓を開けながらクーラーを入れる、また、その日の天候にもよるでしょうけども、休憩時間に換気をして、授業中は閉めてクーラーを入れると、いろいろと、今回については柔軟な対応をしているということでございます。

それから、修学旅行でございますが、もともと10月中に実施をしております。今年も10月に実施予定でございますが、中には、ちょっと遅れて2月に実施するということを検討している小学校もあるということです。

旅行先につきましては、これまで小学校は奈良・京都方面、中学校は東京方面ということでしたが、当然のことながら、コロナウイルスの感染状況、これ見ていかなければなりません。現段階でございますが、小学校で紀南方面とか、中学校では関東以外を検討している学校もあります。ただ、まだ、コロナの感染状況を見ながら決定をしていくということになります。

それから、教員の長時間労働のお話でございましたが、この3月、4月、コロナ感染ということで、学校休業ということでございましたので、今入れております校務支援システム、この辺の見方というんですか、時間の加減というものにつきましては、通常の勤務とは異なりますので、あれですけども、今回、対象教員275名のうち、月45時間以上勤務した職員というのは、3月はありませんでした。4月は14人、5月が3人ということでございます。

先ほど、1回目の答弁で申し上げましたが、教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則を定めておまして、この中で、第2条で、教育職員の業務量の適切な管理ということで、超過勤務時間の上限、1か月45時間、1年間で360時間と定めております。第3条では、予見することができない業務に対して、一時的、または突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、年間720時間と定めたものでございますので、教職員の健康管理、こういったことについても十分対応してまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員のご質問の音楽の授業についてですが、尾和議員おっしゃるとおりに、今現在、合唱を控えたりとか、リコーダーの飛沫感染がある授業を控えたりっていう現状ではございます。各学校においては、年間指導計画の見直しを行いまして、できるだけ後のほうに回したりとか、あと、ある中学校は中庭で合唱をしたりとか、工夫をして実施しておるところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 何回も言うのもあれなんです、修学旅行ですね。今のお話では実施をする方向で、関東以外のところを考えているということをお聞かせいただきましたが、旅行会社等の窓口で、もう6月、7月ですよ。宿泊施設とか交通手段とかいろいろやっていく中で、今の段階でそれが実現可能なのかなど。かなりの生徒が行くわけですから、それが可能かどうか、私はちょっと疑問に思うんですけども、そこら辺は、実際、任せてくださいということなのかなと思うんですけども、最終的にいつ頃、これは明らかになるのでしょうか。お聞きをしておきたいと思います。

それから、長時間労働の問題ですが、4月で15名、5月で3名出ると。よく言われんですけども、新型コロナウイルスの関係で仕方ないんだと。これは、私は、それを隠れみのにしなくて、もっと長時間については真剣に、教育委員会としても学校と打合せしながら、長時間オーバーしないように最善の努力をすべきだというように思いますから、その点については再度言っておきたいと思います。

それから、タブレットとPCのあれなんです、最近出た、ネット上でも新聞でも出ているんですけども、オンライン学習で小学生は疲労感が増大していると、増大する傾向にあると、これは群馬大学の調査で出てきておりました。そういう意味でも、今日のコロナウイルスと関連して、小学生の疲労感、そこら辺をどのようにして解消していくのか、それも併せて検討を教育委員会のほうでしておかなければならないと思うんですけども、市の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、修学旅行の件でございますが、さっきも申しましたが、今年は行き先の決定について、コロナウイルスの感染状況、これも大きな課題となります。東京方面、ちょっと苦しいかなというふうに思っております。もう少し状況を見なければならぬということでございます。

また、行き先についても、これ検討する必要があると思いますが、交通手段とか宿泊所、これについても検討する必要がある。中学校については、200人以上行くということになりますので、2班に分けて、修学旅行も視野に入れておられるところでございます。

いずれにしても、保護者の皆さんの考え方もございますので、先ほど、いつまでということをお聞きいただきましたが、これは旅行会社さんとの関係もございまして、その期限については、旅行会社と詰めていきたいと思っております。

それから、長時間労働の関係ですけども、先ほど申しましたように、規則も制定をいたしまして、規則に従いまして、長時間労働の縮減に努めてまいります。

それから、オンライン授業で子供たちが疲労感をとということでございますが、オンライン学習そのものについて、我々、先ほどから答弁しておりますように、いろいろと研究しなければならない課題がございますので、疲労感ということまで今のところは考えてございませんが、オンライン学習の実施という部分についての課題について、まず検討してまいります。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時55分から再開します。

休憩 (15時37分)

再開 (15時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、4番目の質疑を行いたいと思います。

まず、監査業務についてであります。

岩出市の監査業務についてであります。まず、基本理念をしっかりとつかまえておくという立場から、そういうスタンスから、今回の監査業務についての一般質問を行います。

近畿圏の全国的なオンブズマン会議でもよく監査業務について議論をするわけですが、監査というのは、誰のために何をチェックするのかということが一番大切であります。監査は誰のために行われるか、監査責任は誰に対して負うべきかについて、地方自治体の本旨から、当然地域住民を念頭に置くという違いがあります。これらの定義を踏まえて、自治体監査の実情を見ると、住民への配慮よりも、むしろ首長や中央官庁など、住民以外の利害関係者を意識した制度運営となっており、地方自治の観点から見て、大きな問題であります。地方主権時代にふさわしい自治体監査の基本コンセプトとして、まず住民本位であるということが上げられているのであります。

今年の4月1日から監査基準というものが設けられて、岩出市においてもその制度が導入されておりますが、最小の経費で最大の効果を基本に監査することであり

ます。地方自治法でいう、県や市町村など地方公共団体について定めた法律の中にあります。登場するのは第2条第14項で、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉と増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されております。岩出市における監査基準について、新しく制度が導入されました。これについて、岩出市の監査委員としてどのように感じておられるのか、ご見解をお聞きしたいと思います。

まず第1に、監査内部統制力を持つ監査委員としては、今年度の方針についてお聞きをしておきたいと思えます。

2番目に、監査基準において、当市の課題及び重要変更事項についてどうなのか、この点についてお聞きをしておきたいと思えます。

3番目に、今日まで、行政監査の実施件数及び財政援助団体等の監査の実績についてお聞きをしておきたいと思えます。

まず、監査委員の事務局及び監査委員としての立場というものが、今、地方自治体の中で問われているんですけども、監査委員、監査事務局というのは、行政から一歩立場を変えて、立つ位置が違うわけでありまして。他の地方自治体においても監査委員、監査事務局というのは非常に重要な場所でもありますし、そういう意味から、今、岩出市における監査事務について、先ほど申し上げた3点についてご答弁を頂きたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の監査業務についてお答え申し上げます。

第1点目の今年の方針はどうかっていう点でございますが、お話にございましたように、令和2年3月、今年3月に岩出市監査基準というのを策定いたしました。今年度は、この監査基準に基づき、市の事務事業が法令に従って適正に執行されているか。適合性、正確性の観点、さらに、お話にもございました、支出した費用に見合う効果を上げているか。行政全般にわたって経済性、あるいは、効率性の観点に留意して監査等を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の監査基準において、当市の課題及び重要変更事項についてでございます。お答え申し上げます。

人口減少や少子化、高齢化の進展が見込まれ、さらに昨今の感染症対策、あるいは複合災害等のことが予想されておりますが、非常に厳しい経済情勢、あるいは行財政環境が続いてございますが、限られた財源で無駄なく効率的に執行して、住民

サービスの向上を図ることが行政に求められております。

このため、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置いた監査等を実施し、監査の質の向上を図っていく必要がございます。岩出市監査基準第7条に規定された監査計画の実施により、監査結果等が事務事業の改善、適正化に資するよう、監査の実効性を高めてまいります。

3点目の行政監査の実施件数及び財政援助団体等監査の実績でございますが、過去3年間において、行政監査及び財政援助団体等の監査は実施してございません。

以上でございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 代表監査委員が今、ご答弁頂きました。岩出市の監査基準で、第2条の2項に行政監査という項目があります。「事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査をすること」ということでもあります。3項では、財政援助団体等の監査について、この目的に沿って監査をすることということがうたわれているわけでありまして。従来から、財務監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等の審査については可とするものでありますが、今、代表監査委員が答弁されましたように、過去の行政監査についてはゼロだったということは、今後は許されないと思うんですよね。今年度のこの監査基準に従って、やるのか、やらないのか。やっていくという方針なら、その点について可とするものでありますが、それすらしないということであれば、監査委員の役割というのは半減してしまいますし、それだけ重要な役職であるということをご認識していただいて、監査を適正にやっていただくことを求めたいと思います。

それから、私は、決算とか予算とかがっていうのを常に見とるんですが、監査委員にこれだけはやっていただきたいと思うんですが、よく決算書を見ると、入札効果で企業の努力によって差額が出てくると。それが何十%も出てくるような入札結果、これは監査委員としてどのように感じておられるのか。あまりにかけ離れているわけですよ。実際の予算と決算の中に。少なくとも、プラスマイナス10%ぐらいであれば許容範囲だと思うんですが、それ以上の開きが決算書の中に出てくると、補正予算の中にもそういうことが多々出てくるわけですよ。これらについて、監査委員はもっとメスを入れるべきだと思うんですが、それについてお聞きをしておきたいと思います。

監査基準の中で私は一番求めたいのは、外部監査という制度が存在するわけですよ。監査委員だけじゃなくして、外部監査の専門の外部監査制度も、私はこの際提言をしておきたいと思うんですが、これは代表監査委員が答弁をできない部類であるわけですが、代表監査として、所見があればお聞きをしておきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点目の行政監査のほうですね。それにつきまして、お答え申し上げます。

行政監査につきましては、今、この基準に行政監査という言葉ができております。これは一応、基準の中で行政監査という項目を置いておるわけでごさいます、法律上は、これは必ずしなければいけないというものではございませんで、必要があれば私どもでやりますよと云っている。

もう一つは、現実に定期監査、あるいは月例、そのほかの決算審査等におきましても、行政監査という観点、視点を持ちまして、常々監査を行っているところでございます。

そして、2点目の入札との差額につきまして、これは、私どもは入札の、あるいは積算基礎の専門家でございませんで、一応監査する立場の中で、おっしゃった点についても質問させていただきますが、それぞれの事案によりまして、逆に言えば、足りない部分もあるでしょうし、あるいは、今おっしゃられたように、乖離がある部分もあると思います。これにつきましても、納得のいく説明を説明時に求めるわけでごさいます、現実問題、非常に、先生のおっしゃられるような10%内というのは、きっちりいかない場合もあるかと思えます。大きな工事につきましては、別途工事監査というのを、ここ四、五年なり3回ほど実施してございませんで、その中でも、いろんな専門家の方から、ご質問なりご指導頂いております。そういった中で、今後とも、大きな事業等についての検討の中で、工事監査等も含めて検討してまいりたいと思えます。

それから、3点目の専門員の件でございませんで、監査専門員、これは現在での設置は考えてございませんで、法律上は地方自治法において規定されておる、設置は可能でございませんで、もし必要があれば置くことができると、こういう考えでおります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 1点だけ、代表監査委員にあれしたいんですが、入札問題で開きがあるということを行いましたけど、マイナスはないんですよ。余っとるんですよ、全て。流用とかあれを出ているというのは、予算の中で出てきてないんですよ。決算の報告でも補正予算でも、全部余ってきとるんですよ。だから言っているんですよ。だから、ここにメスを入れないと、私もしょっちゅう言うんですけども、入札会社の努力によって、これだけの予算が余りましたと。そしたら、その予算が余れば、ほかのところへ使えるわけですよ。過大に見積りを出して、予算取りをして、結果的に残るということでは、最小の経費で最大の効果を上げる、ほかに流用できるわけですから、そういうところにもメスを入れていただきたいということをお願いしとるわけです。

それと、行政監査についてなんですが、行政監査の問題については非常に重要な問題でありまして、今、計数の監査は当然なんですよ、数字が合うというのは、合わなければ問題ですから。行政監査に踏み込んだ各地方自治体でその取組を精力的にやっている地方自治体もあります。そういう意味から、公平中立な立場で、代表監査委員にはご苦勞をかけますが、ぜひ岩出市の健全な発展と市民の幸せのために監査業務をして、取組をしていただきたいということを求めておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 質問にお答えいたします。

1点目の工事の差額ですか、入札差額についてでございますが、逆に足りない場合ということを申し上げました。それは理論上あり得るということで申し上げただけでございます。おっしゃられるとおり、できるだけ精査した上で、実態に近い査定なり見積りというのをするのが当然だと思います。ただ、いろんな努力によって減らせている部分もあると思いますが、なかなかきっちりいかないというのが現状だと思います。土木関係、事業関係の今後の監査についても、その点にも十分留意しながら、監査の立場でいろいろとやってまいりたいと、このように考えます。

行政監査について、おっしゃられるとおり、住民の福祉の増進、向上について、監査委員という立場から、いろんな監査ございますが、行政監査という重要性、必要性というのは十分把握しておりますが、実態的に我々の今の現状の中で、行政監

査に特化して、それだけでやるというのはなかなか非常に厳しい面もございますので、できる限りの範囲の中で対応してまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　5番目の質問を行います。

今回は、一般廃棄物、産業廃棄物に絡んで、紙おむつのリサイクル事業について、私は提言と対策を求めていきたいというふうに思いまして、紙おむつに特化をして質問をさせていただきたいと思っております。

我が国の大量生産、大量消費によって、3Rというものが今求められております。家庭ごみを中心とする一般廃棄物に占める容器包装廃棄物は、容積比で60%、重量比で20%から30%に達していると言われております。

今日、急増する高齢者の中で我が国は、1970年に総人口に占める65歳以上の割合が7%を超えて高齢化社会になり、1994年には14%を超え、高齢化社会の真ただ中に入ります。その間、僅か24年で、他の先進国に例を見ないスピードであります。また、今後の高齢者人口は、2015年には25%を超え、国民の4人に1人は65歳以上の高齢者という時代がやってまいりました。1988年の厚生省の推計では、要介護・寝たきりの高齢者の合計は、2000年の140万人から、2025年には270万人と倍増すると言われております。これら的高齢者の排尿・排便に介護が必要であり、その多くは日常的に紙おむつを必要としているのであります。

紙おむつの生産量は19年間で7倍、転換率はほぼ上限に対しての乳幼児おむつに加え、高齢社会の到来で紙おむつの生産量は大きく伸びております。2000年の紙おむつの生産トン数は、34万トンに対して、統計を取り始めた1982年の約7倍に増加をしているのであります。

ごみ処理の課題として全体的な事項と具体的な点について答弁を求めると同時に新しい提案をしたいと思っておりますので、この点について前向きな、真剣な答弁を期待して質問をさせていただいているわけであります。

まず第1点は、今日、ごみ袋の有料化に伴って、一般ごみと事業系ごみの実績、過去5年間の増減についてどういう推移をしているのかお聞きをしたいと思います。

2番目は、プラスチック製品の減少化への取り組みについて、今日までどのような取組をしてきたかであります。

3番目は、食品の廃棄・ロスへの対策について、現状と方針を求めたいと思います。

4番目に、紙おむつの点ですが、紙おむつ・パット等々の分別収集と資源化への取組について、先進的な他の地方自治体を参考にして、岩出市においても取組をし、いかにして一般廃棄物をなくして減少させていくかという課題が今求められておると思います。その点についてご答弁を頂きたいと思います。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員、5番目の1点目、家庭系ごみと事業系ごみの実績と過去5年間の増減についてお答えします。

平成27年度、家庭系ごみ総排出量1,391万4,890キログラム、対前年度比67万7,320キログラム、4.87%の減、事業系ごみ総排出量443万1,590キログラム、対前年度比9万7,810キログラム、2.21%の増、平成28年度、家庭系ごみ総排出量1,331万7,960キログラム、対前年度比59万6,930キログラム、4.48%の減、事業系ごみ総排出量453万8,300キログラム、対前年度比10万6,710キログラム、2.35%の増、平成29年度、家庭系ごみ総排出量1,323万850キログラム、対前年度比8万7,110キログラム、0.66%の減、事業系ごみ総排出量472万5,570キログラム、対前年度比18万7,270キログラム、3.96%の増、平成30年度家庭系ごみ総排出量1,344万7,540キログラム、対前年度比21万6,690キログラム、1.61%の増、事業系ごみ総排出量556万3,630キログラム、対前年度比83万8,060キログラム、15.06%の増、令和元年度、家庭系ごみ総排出量1,328万430キログラム、対前年度比16万7,110キログラム、1.26%の減、事業系ごみ総排出量602万4,240キログラム、対前年度比46万610キログラム、7.65%の増となっております。平成27年度と令和元年度を比較しますと、家庭系で63万4,460キログラム、4.56%の減、事業系で159万2,650キログラム、35.94%の増となっております。なお、平成30年度に家庭系ごみが増加しておりますのは、9月の台風21号の影響によるものであります。

次に、2点目、プラスチック製品の減少化への取組についてお答えいたします。

プラスチック製品のうち、ペットボトルや容器包装リサイクルに係るその他プラスチック類は資源ごみとして収集しており、収集量の傾向としては増加傾向であります。近年、海洋プラスチックごみが増加するなど、環境問題が大きくなる中、市では、クリーン缶トリー運動や市内小学校4年生を対象にした環境出前講座などに取り組み、不法投棄の防止やごみの減量分別の徹底に取り組んでいるところです。

また、本年7月から、プラスチックごみの削減を目的に、スーパーやコンビニ等でのレジ袋の有料化が全国で開始されることで、プラスチックごみ削減に対する意識の向上が図られるものと考えております。

市といたしましても、市民、企業、行政が一体となって取り組むことが重要であることから、「広報いわで」や市ウェブサイトなどで周知・啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目の食品の廃棄・ロスへの対策、現状と方針についてですが、食品ロス削減、食品リサイクルの促進は、自給率が低いとされる日本国内においては重要な問題であると認識しております。

市では、市内の食品加工業や大手スーパー等を訪問し、お弁当やお総菜などの販売量の調整や値引きによる売りきりを推進することで、食品残渣として廃棄処分することのないよう助言・指導を行い、市の減量化対策にご理解をいただいているところでございます。引き続き、多量排出事業者への助言・指導に取り組んでいきたいと考えております。また、食品ロス削減の取組として、3010運動のチラシを作成し、市内飲食店や市商工会、各種団体に対して、啓発を行っております。

次に、4点目の紙おむつ・パット等の分別収集と資源化への取り組みについてお答えします。

市では、使用済み紙おむつを可燃ごみとして焼却処分しているところであり、現時点では、具体的な再資源化に向けての取組は行っておりません。近年の高齢化に伴い、紙おむつの消費量は年々増加傾向であることから、令和2年3月に環境省において、使用済み紙おむつ再生利用等に関するガイドラインが策定されるなど、全国的にも課題となっております。

紙おむつの素材は、上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成され、再生利用等により、パルプ等への有効利用が可能とされており、紙おむつ製造者によっては、独自技術により、再生利用に取り組んでいることは承知しております。

しかしながら、衛生面や使用済み紙おむつ再生利用等技術を有する企業の情報が不足していることもあり、適正処理の確保などに課題も多いことから、現時点においては、まず情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、ごみ問題についてご答弁頂きました。一般ごみと事業系ごみの推移なんですけども、この有料化が導入されてから、一般ごみ、家庭から出ているごみ、

事業系ごみ、総じて、そんなに減少しないよ、有料化したからといって、目標値を設定したと思うんですね、有料化した時点で。目標値を達成したのかどうか、この数字からですね、部長のほうで判断をされておると思うんですが、達成したかという点であります。当然、自然増というのはありますから、住宅開発とかいろいろな形で人口の増加に伴って出てくる部類はありますが、総じて、そんなにごみの減量化ってというのは、目に見えて、そんなに成果が上がらないという統計も、過去のこの議場でも一般質問をしてきました。ごみの問題を研究している大学教授の論文などを読みますと、有料化しても絶対的なごみの量は減らないんだということの指摘どおり、岩出市においてもその現象は出ているのではないかなと思うんですが、それについてどのように考えておられるのか。

それから、プラスチックの問題であります、これは海洋投棄で、ミクロのプラスチックが海洋に流れ出て、鯨とか魚類の胃の中に入って、それが循環して人間の口に入るということが発生して、社会的にも、世界的にも、今問題になっているわけであります。減少化に向けて、さらに強力な推進を求めておきたいと思います。

それから、食品の廃棄・ロスの問題であります、今、コンビニ等でも発注統制をしながら、天気の場合と雨の場合で発注数量を変えたり、いろいろな催しのときには多く発注をして、店頭にもそんなに、必要以上に多く、おにぎりとか、弁当とか、サンドイッチとか、そこら辺についても、必要最小限度の数量に抑えて商品ロスの取組をしてるというのは目に見えて理解をしとるんですけども、さらに商品ロス、賞味期間の関係でロスが発生している。ここら辺の処理についても、事業系の団体、量販店に運動を進めていただきたい、そのように感じております。

それから、紙おむつの件ですが、今、環境省が出したということによっておられます。今、先進地域で二、三、私ちょっと例を挙げたいと思うんですが、福岡県で今取組を積極的にやっております。この紙おむつで、医療関係の施設、成人施設ですよね。それから介護施設、それから乳幼児の医療施設、それから保育施設、さらに紙おむつの点でいえば、犬とか猫が高齢者になったら、おしめをかけて散歩している方も多いいですね。これらの廃棄物が全て焼却処分で一般廃棄物として出てきております。岩出市におけるこれらの施設の数量をチェックすべきではないかなと。データを持っておられるのであればデータを上げていただきたいんですが、これ福岡市で、年間それらの合計をすると7,862トン、福岡県内でいえば、市町村合わせて1万2,239トン出ております。これらをリサイクルをして今進めようとしてるんですけども、それと福岡県では、大木町の形で紙おむつ専用回収ボックスを設

置して、週2回、回収をしております。この回収の年合計が84万トン、実績として出ていると。それから、鹿児島県の志布志市のケースでいえば、ユニ・チャームというのが、その企業と連携をして、再生協定を結んで、紙おむつの再生実験を開始したと言われております。それから、鳥取県の伯耆町のケースでは、ここでは人口が1万2,000ぐらいですから、岩出市の5分の1ぐらいの人口しかないだろうと思うんですが、年間120トン、紙おむつが出ているという統計が出ております。

まず手始めに、部長ね、この紙おむつについて実態を精査すると、把握をするという意味で、持っておられるんやったら今日答弁を頂きたいんですが、その実態把握をしていただけませんか、まず取りあえず。そして、近隣の市町村と協力して紙おむつのリサイクルの取組をぜひ実施をしていただきたいと思うんですが、まずそれについて、今上げた点についてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、有料化がスタートしてから目標は達成したかについてでございますが、家庭系の有料化に伴う可燃系ごみにつきましては、1人1日当たりの排出量に換算いたしますと、有料化前の平成23年から有料化がスタートした令和元年度、去年の実績では17.7%というところの減量となっておりでございます。目標としましては25%ということで、目標のほうは達成してございませんが、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、海洋プラスチック、廃プラスチック廃棄物につきましては、現在増加傾向にはございますが、クリーン缶トリー、また分別の徹底等で減量化のほうに向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

食品廃棄物ロスにつきましては、事業者への働きかけというところにつきましては、事業所には直接訪問して、発注調整や食品残渣、特に食物の無駄を省くというようなところに重点を置いて指導助言等を行って、減量のほうに取り組んでいるところでございます。

紙おむつの数量ということでございますが、紙おむつにつきましては、現在、一般廃棄物という位置づけでございますので、数量等につきましては、把握をしてございません。また、事例等につきましても、各自治体で行っているところは承知してございますが、処理に対する適切な確立というものをもう少し情報収集をしていかなければならないものと考えてございます。

すみません。実態につきましては、現在、そのような適正な処理についての確立等の情報等について、まだ不足しているところもございますので、紙おむつに特定しての実態把握については現在考えてございません。

○田畑議長 生活福祉部理事。

○山本生活福祉部理事 先ほど生活環境課長が申したとおり、医療系と介護系の紙おむつの実態調査ということになります。紙おむつにつきましては、今のところ、一般廃棄物ということでやっております。議員おっしゃられてる紙おむつのリサイクルにつきましては、まだ現在のところ、国内で流通しているか、リサイクルの輪ができておりません。廃プラスチック、その他プラスチックにつきましても、中国とか、その辺へ輸出していたことが原因でマイクロプラスチックの問題も出ております。ですから、紙おむつにつきましても、国内でリサイクルの輪、国内で流通全部できる、リサイクルもできる、そういう状況になりましたところで、市としては考えていきたいと思っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 実態調査を・・・。

○田畑議長 実態調査はしておりませんということですから。

○尾和議員 部長に言うとりんやけど、部長、取組せんのか。

○田畑議長 しないということでした、さっきは。

○尾和議員 いやいや、議長が答弁すること違う、こっちが・・・

○田畑議長 もう答弁済んでるから、課長が。

○尾和議員 いや、済んでない。私は理解してないから、もう一遍聞いとるんです。

答弁してください。実態調査だけでもやったらどうかな。

○田畑議長 生活福祉部理事。

○山本生活福祉部理事 すみません。私、理事でございますが、部長級でございます。

うちの環境部の環境のほうは、私が答えたことは部長が答えたことと同じになりますので、今のところ、そういう実態調査は行いませんと、部長級で私が答えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 誠に残念です。私は、それをすぐやれとは言っていないわけです。どれぐらい岩出市で出てるのかという調査ぐらいはやるべきだと思うんですが、それをしない理由は、各介護施設とか利用施設にデータ送って、これちょっと調べてほしい

と、どれぐらい出てるのか、年間通じてやれとは言っていないんです。例えば、来月やりましょうと、来月どれぐらい出てるのかなということを経済統計としてつかんでいただきたいということをお願いしとるわけですから、それについては、市長、どうですか。これは前向きに、一遍やってもらえませんか。我々、もう10年、20年先には紙おむつをする年代ですよ。年代の時代の人が見て、やはりそれはやっとうとうと、廃棄物をなるべく少なくしていこうということを取組をするということすらやらないんですかということをお聞きしているわけですから、その調査ぐらいは、ぜひ市長、やってください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の医療施設、介護施設、乳幼児の病院、あるいは保育施設等への調査でございますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、衛生面や使用済み紙おむつ再生利用等の技術を有する企業の情報が不足していることもありまして、適正処理の確保などに課題も多いことが見込まれますから、現時点においては、まず、この事業の情報収集に努めていきたいというふうに考えておりました。施設のごみの排出量の調査については、現在のところ考えてございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 6番目、パスします。時間ないんで。

○田畑議長 はい。じゃあ、続きまして、7番目の質問をお願いします。

○尾和議員 残りはまだ4分切りましたんで、申し訳ないですが、6番目はまた次回に回すということにしたいと思います。

7番目の土砂災害危険区域の固定資産税の減免についてです。

岩出市内においては、固定資産に関して、6月議会において、浸水被害地区内において特例措置が創設されました。しかし、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された場合、他の自治体では減免措置による30%の減免が2014年頃から実施をされてきております。そこで、次の点について質問をします。

まず1点目、岩出市内において、イエローゾーンとレッドゾーンの区域は何か所あって、その面積は幾らあるのか。その対策についてどうか。

それから、3番目に、減免制度の創設、導入についての考えをお聞きしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の7番目、土砂災害危険区域の固定資産税減免について、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、岩出市内には何か所あり、その面積はどうかについてですが、岩出市では、区域指定権者の県により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40か所、そのうち特別警戒区域を含むところが30か所、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は44か所、特別警戒区域は全ての箇所に含まれて指定されております。

面積につきましては、土石流に区分される土砂災害警戒区域は161万6,313平米、うち特別警戒区域は7万768平米、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は77万1,079平米、うち特別警戒区域は41万7,228平米です。

次に、2点目、その対策はどうかについてですが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の区分指定を受け、県事業の急傾斜地崩壊対策事業の採択要件である、1、急傾斜地が自然斜面である、2、傾斜角度が30度以上、急傾斜地の高さが原則として10メートル以上、3、急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれがある家が10戸以上密集している、4、住居の移転適地がないこと、5、急傾斜地等の所有者が県に工事に必要な用地を無償で提供するなどを満たす場合、申請により、該当するかどうかにつきまして、県の助言を頂きながら現地調査を行い、該当すれば、県に対し、申請等事業を進めてまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目のご質問にお答えいたします。

3点目の減免制度の導入はどうかについてですが、土砂災害警戒区域について、固定資産税の減免を現在岩出市では行っておりません。しかし、他市町村において、土地評価額の減額補正を行っている団体もあることから、当市としましても、令和3年度評価替えて土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンのほうですけれども、の補正を検討しているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総務部長ね、令和3年度というたら、来年度ですよ。評価替えに伴ってということですが、導入するに当たって、枠として何%ぐらい減額という、そこまで現時点で答弁できますか。よろしくお願いします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

評価額の減額補正、どの程度でということ、具体的にというご質問だったかと思いますが、補正方法については、現在実施をしている他市町村の状況を見ながら補正の検討をしているところでありますので、まだ具体的に何%というところまでは、現時点では決まっておりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 この土砂災害危険区域、レッドゾーンとイエローゾーンあるんですが、レッドゾーンについては、私権の侵害になりますし、非常な制約が発生をしております。通常の課税と同じ比率にするということはやはり問題があると思いますし、そういう意味では、浸水被害のところにあるように、同様に各市町村では、レッドゾーンの区域については固定資産税の減免を実施しているということでありますので、ぜひ、令和3年度実施を強く求めて、質問を終わります。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

確かに、レッドゾーンに指定されているところには制限がかかるということもございまして、先ほども答弁をいたしました。他市町村の状況も踏まえまして、いわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域への補正を検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とし、次の会議を6月25日木曜、午前9時半から開催することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月25日木曜、午前9時半から開催することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

延会

(16時49分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第5号）

令和2年6月25日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

6月24日の会議に引き続き一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田畑議長 日程第1 一般質問を行います。

通告8番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

○市来議員 おはようございます。

最後の質問となりますが、よろしく願いいたします。14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大第2波に備えて、1つ目は、コロナ危機が示した政治、社会の問題点についてです。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルスの感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、この感染症に対し、最前線で今もなお献身的に戦っておられる医療関係者の皆さんに敬意を表します。

新型コロナウイルスの世界的感染大流行パンデミックに対する懸念の対応が地球規模で続けられています。感染は五大大陸全体に広がり、6月1日現在、感染者が616万人を超え、死者40万人に迫り、なお世界全体では勢いが衰えていません。また、各国で医療崩壊が起こり、感染対策のための経済社会活動の大幅縮小などによって、人々の暮らしと経済が深刻な事態に陥っています。

今回のパンデミックに対して多くの識者から新自由主義の終えんが唱えられ、社会の在り方を問い直す議論が広がっています。新自由主義とは、全てを市場に任せればよいとして、小さな政府で医療、福祉、公共サービスの縮小や民営化を主張する経済学説で、1980年代から多くの先進国がその政策を採用してきました。これによってグローバル経済が加速される一方、富の一極集中、非正規雇用の増大と貧困と格差の拡大など、各国で問題となっています。

医療崩壊が起きたイタリアやスペインは1990年代から医療費の公的支出が削減され、イタリアでは人口1,000人当たりの病床数が半減していました。我が国でも1980年代、中曽根内閣以降、この政策が推し進められ、医療や社会保障費の削減政策によって日常的な医療の逼迫状態を生み出し、診療報酬の削減で医療現場の疲弊

は限界を超え、勤務医の長時間過密労働は深刻な事態となっています。また、1994年に847か所あった保健所は2019年には472か所に激減し、今やPCR検査もおぼつかない事態となり、病床削減によって陽性と判定されても入院できずに命を失うという痛ましい事態も起きています。

全国で感染が疑われてもPCR検査を受けられない、重篤患者が出ても病院のベッドがない、医療従事者は無防備で感染の危機にさらされながら患者を診なくてはならない。休業要請に応じても減収を補うだけの補償もない、このような事態がなぜ起きているのか、その解決のためにどのような政治の対応が求められていると考えるのか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、コロナ禍で危機に直面する中小企業、個人事業所の現状と支援について。

今回、感染拡大が始まり、4月7日の緊急事態宣言を前後して、外出自粛や休業要請が広がり、すぐに日々の暮らしや営業を続ける資金に困窮する人々や業者が悲鳴を上げました。自粛要請に応じて休業あるいは営業時間を短縮した中小業者はもちろん、休業しない業者もかつて経験したことのない売上の落ち込みに苦しみ、また売上がゼロになっても、家賃など固定費を支払わなければならない、多くの事業者が経営の危機に直面しています。こうした事態は市内の事業所にも大きく影響があり、様々な職種、個人事業者などからも相談を受けました。

岩出市内の中小企業、個人事業者の現状、実態はどうか、また市の事業所支援給付金について国の持続化給付金の申請については、手続等が大変で支給まで時間を要しました。市で行う場合、手続の複雑化を解消し、申請には相談窓口を設けて、諦めることのないよう行う考えについて市にお聞きをいたします。

3つ目は、医療介護分野への新型コロナウイルスの影響と支援について。

感染を避けるため、病院、医院、また介護、福祉等の利用者が利用を控えることや、感染予防策のための支出増、検診の先送りなどの事業収入の減少などにより、医療機関、サービスを提供する事業所、福祉施設の収益減少が深刻になっています。医療崩壊、介護崩壊とともに事業所が立ち行かなくなる経営崩壊の危機が迫っている。

5月15日、全国介護事業所連盟が1,862事業所に行った緊急調査の集計結果で、通所介護事業所では90.8%、ショートステイでは76%が影響を受けていると答えています。2月と4月の比較では10%から20%の減収と答えた事業所が、通所介護で38%、訪問介護では40%となっています。また病院団体の全国調査によると、4月

の病院収入は前年同月に比べ1割減少した。約3分の2の病院が赤字となっており、特にコロナ感染症の患者を受け入れている病院は深刻で、赤字の病院は約8割に上るといふ報告があります。経営を圧迫する要因には、コロナ患者の治療に伴う負担増があり、重症患者には医師、看護師を通常よりも手厚く配置して対応しなければならない、スムーズな患者受入れのために病床を空けておく必要もあります。医療機関や福祉施設の経営危機が起きれば、地域医療の崩壊につながりかねません。基幹病院の那賀病院では、感染症受入れのためのベッドも確保されており、市民への影響を及ぼしかねない問題です。那賀病院の現状、また市内の医療機関や介護事業所についての現状はどうかお聞きをいたします。そして、市としての支援策についてもお答えください。

4つ目は、コロナの影響は市民生活にも影響を及ぼしています。仕事が減った、失業したという方、派遣やパートで働いていたが仕事が減ったので休業を求められたなど、たくさんのそういった声を聞いてきました。これから先の収入減による今後の生活の不安を抱えている世帯が増加しているのではないかと考えます。市民の生活の状況、コロナでの影響をどのように見ているのか、また実態をつかんだ上で積極的市の追加支援策の考えをお聞きしたいと思います。

5つ目に、国保の傷病手当金についてです。

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた仕組みで、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給される制度です。もちろん新型コロナウイルスに感染した場合等でも制度を利用できるため、被保険者は安心して仕事を休み、報酬に代わる給付金を受け取ります。この制度があることで、感染拡大の防止効果も期待できるわけですが、国民健康保険にはそもそも傷病手当金制度そのものが存在せず、加入者は仕事を休んでも生活の保障はありませんでした。

そのため国は、新型コロナウイルス感染症の防止を図る目的で、国保の加入者にも傷病手当金を支給できるように、各自治体への財政支援を開始しましたが、支給対象者は被用者、いわゆる雇われている人に限定されるため、例えば美・理容業を営み、夫が国保の被保険者の場合、傷病手当金は被用者の妻には支給されますが、夫には支給されません。国保の加入者は飲食店、フィットネスクラブのインストラクターなどをはじめ、小さな個人経営店も多く、コロナ禍での影響を強く受けた個人事業主、一人親方が多いことも特徴の一つです。

個人事業主は営業の自粛や収益の減少に伴う支援策を活用しても、なお困難な状

況にさらされてしまいます。今後の感染に備えて、傷病手当金は本市独自に被用者以外の加入者、個人事業主にも支給できるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

6番目は、今後の感染拡大に備え、PCRセンターの設置こそが市民の安心・安全につながり命と健康を守ることにつながると考えます。設置についての市の見解をお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

市来議員、新型コロナウイルス感染拡大第2波に備えてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、コロナ危機が示した政治、社会の問題点について市長の見解を問うについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対し、今、市として進めるべきことは、困っている、不安を抱えている皆さんが一日も早く平穏で安心な日常を取り戻せるよう、高齢者や子育て世代の皆さんなど、そして事業者の皆さんの立場に寄り添ったきめ細やかな施策を誠実に実行することが第一であると考えております。全国緊急事態宣言が解除となり、また都道府県境をまたぐ移動の自粛要請が全面解除となり、今後は経済社会活動と感染防止を両立させるという新しい生活様式を定着させる取組を行っておりますが、現在も感染拡大は予断を許さない状況下にあります。

そのような状況の中、6月17日、大阪府で新たに4人が新型コロナウイルスに感染し、クラスターが発生した可能性があるとの報道され、また一昨日、岩出保健所管内で20代の男性1名の感染が確認されました。今後、第2波、第3波の懸念があります。気を緩めることなく、状況把握に努めるとともに、万が一、緊急な事態になった場合、適時的確な判断のもと、感染拡大防止対策に取り組めます。

また、国においては感染拡大による影響に対する支援の強化のほか、第2波に備えた新しい生活様式への対応に向けた支援として、新たに第二次補正予算も成立をし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4億8,086万8,000円が岩出市に配分されることとなりました。新たな財政出動による追加的な支援策などの検討を進めてまいります。

つきましては、引き続き議会の皆さんとともに安全で安心して暮らせるまちづくりのため、精いっぱい取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜り

ますようお願いをいたします。

詳細につきましては、担当部長からご説明をいたします。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の2点目、市内の中小企業・個人事業所の現状と支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による影響の現状について、市内事業者が受けた影響につきましては、個人情報もあり、市で正確に把握することができませんが、商工会や事業者からの聞き取りにより、ほぼ全業種について外出自粛による客足の減少やサプライチェーンの毀損による商品、資材の入手困難などにより売上げや受注の減少など何らかの影響が生じているものと聞いております。

また、支援策としましては、国、県では経営相談をはじめ、特別貸付、利子補給制度による資金繰りの支援、持続化給付金などの給付、生産性革命推進事業などによる設備投資、販路開拓支援、経営環境の整備などに様々な中小企業や個人事業者への支援事業を展開しており、これらの支援事業と併せて、本市では今回新たに国の持続化給付金事業の対象とならなかった岩出市内の事業者を対象として30万円を限度額として事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金の支給を開始するなどにより、市内事業者の支援を行ってまいりたいと考えています。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 3点目の医療・介護分野での影響と支援につきましては、医療分野への影響としては、那賀医師会岩出班によりますと、市内医療機関への患者は全般的に減少傾向にあるようです。中でも耳鼻科、小児科に対する影響が大きく、4割から5割程度患者が減っているとのことですが、個々の医療機関の経営状況までは把握できません。こうした状況の中で、オンライン診療を実施している医療機関は、岩出市内に2か所あります。

また、支援の面では今議会において補正予算案としてご審議いただきましたとおり、那賀地域の感染症指定医療機関である公立那賀病院に対し、トリアージ用備品の設置をはじめとする院内感染及び地域感染拡大防止事業として、分担金を拠出します。

次に、介護分野での影響についてですが、介護サービス事業所では、マスクや消毒液については今のところ対応できているとのことですが、第2波が発生した際には、現在の備蓄では不足が懸念されるとの声を聞いています。市の支援といたしま

しては、厚生労働省から介護事業所に対し、手指消毒用エタノールの代替品として、高濃度エタノールを成分とする特定アルコールの無償配付があり、市内介護施設事業所5事業所に18リットル入りの一斗缶を配付しております。現在、市保管分として6缶を備蓄しており、第2波の発生により市内介護サービス事業所等で感染者が出た場合や入手困難になった場合には要望があれば配付する予定としています。

また、事業所の運営状況についてですが、4月の通所系サービスの利用者数が減っていることから、緊急事態宣言発令によりサービス利用を控える方がいらっしまったと推測されますが、このことに対する事業者からの相談は特にございませんでした。国は新型コロナウイルス感染症拡大防止及び事業者への影響に対応するため、介護報酬算定について臨時的な取扱いを示しており、市は事業者からの問合せに対応するなど事業者支援を行っているところです。

それから、続きまして、国保の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し、労務に服することができない国保被保険者で、給与等の支払いを受けている被用者に対して、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間において傷病手当金を支給するものであります。国保の傷病手当金制度につきましては、職場から給与等の支払いを受けている被用者に限り傷病手当金の支給対象として位置づけております。

ご質問の6番目の今後の拡大に備えたPCRセンターの設置をについてお答えいたします。県に問い合わせたところ、県としても岩出保健所管内に1か所はPCRセンターが必要であるとの考えを示しており、現在、県が医師会等の関係機関と協議をしているところであると聞いております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の質問の4点目の、市民での影響はどうか、積極的な市の追加支援策の考えはについてお答えいたします。

全国を対象とした緊急事態宣言発出から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や学校休校などの緊急事態措置により、市民生活や経済には広く影響が波及しております。本市では市民生活への影響を緩和する支援策としましては、参考資料として提出しております一覧表のとおり水道基本料金の6か月間の免除、妊婦応援給付金や事業所支援給付金など、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大きく上回る対策事業の補正予算を計上したところです。

また、保育所、幼稚園、学童保育については4月27日から、小・中学校について

は6月15日から、施設での感染を予防するため、毎日、園児、児童、生徒及び職員の健康状態の把握に努めております。

なお、国においては医療強化、家賃支援、資金繰り支援などを柱とした第二次補正予算が成立し、さらなる支援策が実施されます。

先ほど市長の答弁にもございましたが、現時点では各政策の要綱等の詳細は未達ではありますが、情報収集に努め、補助制度の活用を見据えつつ、追加支援策の検討を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず第1点目に、市長の見解をお伺いいたしました。今後第2波に向けてということで、それに対する市長からの文言、メッセージを聞かせていただいたんですが、私がここで言ったのは、これまで行われてきた政治の在り方、要は、病院削減なら官から民へという形であったり、保健所削減、病院の削減等々に対しても含めてですが、医療に関する福祉公共サービスの縮小や民営化という問題が、ここで大きくコロナによって浮き彫りになったという点について、どのように政治家として見解を持っておられるのかということをお聞きをしたわけです。もし、それについてお答えしていただけるのであれば、ぜひお答えを願いたいと思います。

さらには、コロナの問題について、コロナというのは今皆さんもご存じかと思いますが、ほとんどの方がかかっておられないということになります。まだまだPCR検査もまだまだやられていない、抗体検査も当然まだまだ進められていない中で、いつ誰がどこでかかるか分からない、かかったときに、これは別のところではございますが、差別的なことだったり、人権侵害だったり、いろんな問題が起きました。

ここで私は必要なのは、コロナはいつ感染するかも分からないという現状であるけれども、しかし、必要ならば体調の変化など、そういった兆しがあるのならば、すぐに病院に相談してほしいというような政治的メッセージが必要ではないかと。やっぱりそうすることに岩出市民の命を守るといふ、そういう発信が私は市長のほうから必要ではないかと考えています。やはり差別や人権侵害などあってはならない、だからこそ、皆さんの健康に不調があった場合には、ぜひ相談機関にすぐにも相談をかけていただきたい、命を守るんだという、そういうようなメッセージを送っていただきたいのですが、これについてお答えをしていただきたいと思います。

2点目は、事業所に対する市としてやっていく事業所支援給付金をやるんですが、

これフリーランスについてはどうなるのかという点と、商工会などに入っている方々は商工会を通じてサポート体制が取られるとは思いますが、商工会に入っていない事業所がやはり相談に来られる場合があります。商工会に入っている事業所さんばかりではありません。そうしたところがどうなるのか、やはり相談を受けたときに適切に諦めることなく市の支援を受けれるような体制をつくる、こういったことが必要ではないかと考えますので、この点を1点お聞きしたいと思います。

3点目は、医療や介護分野に関することです。厚労省はコロナ患者が集中治療室で治療を受ける場合の診療報酬は3倍に引き上げました。しかし、コロナ専用病棟では、空いている病床に補助金を支払うなど、十分な医療体制を確保するために、こうした支援金、しっかりと空いている病床に補助金など払うという、こうした国の施策が必要だと考えますが、そういった問題について国にしっかり意見を上げていくなどのそういったお考えはあるのか、そういったことをしていただきたいと考えますが、これについてお聞かせをしたいと思います。

4点目は、市民の影響です。もちろん執行部のほうでも市民にも広く影響があるということの認識をしていただいていると思います。先ほど国の第二次補正予算を使って4億8,000万円ですか、新たにまた対策を打つということでございます。岩出市の補正の部分ですね、1回目の、非常に遅い取組がというご指摘を市民の方々からたくさん頂いています。新聞報道等では各市町村が早くにいろんな対策を打っているのに、市はなぜ遅いのかという、そうした声、多分市のほうにも上がっているかと思うんです。やはり市民の実態をしっかりと把握した上で、やっぱり早急にスピード感を持ってやるということが政治に問われているのかなど。自治体の暮らしを守るという観点からも、早急に対策を打つ、こういうことをしていただきたいと。

これまで財政調整基金もかなりの額が積み上がってきました。住民はしっかり税金を払っているのに、こうしたお金をすぐにでも活用しながら、どこで活用するんですかと、市民が困っているときに、やっぱり活用していく、これが必要だと思います。今後、もちろん第2、第3と波が押し寄せてくるかもしれませんが、市民の命を守るという点から、暮らしを守るという点から、こうしたお金を使いながら、積極的にスピード感を持ってやっていただきたい、このように申しておきます。これについてもご答弁を頂きますようお願いいたします。

5点目の国保についてです。国保については、言わば給料支払いでもらっている人に対してはもらえるという形になりました、今回ね。私が言っているのは、事業主です、主。その方がコロナにかかって休まなければならなくなった場合に、やは

り経営が収入が途絶えてしまいます。同じように国保税を払っているのであれば、同じように傷病手当つけてもいいのではないかと。というのは、他の自治体でも全国でも独自に条例を改正して、そして、この国保、事業主に対しても出せるようにしている。こういった取組を行っている自治体があるということです。国民健康保険税に支払っている事業主に対しても、これ傷病手当つける必要あるのではないかと考えますので、もう一回そちらについては聞きます。

6 番目です。県に対してPCRセンターのほうの件を聞いていただいたと思うんですが、PCRセンターと同時に、私、発熱外来もやっぱり必要ではないかというふうに考えているんです。

というのは、市民の方から先日、熱発で出たと。もちろん相談センターに電話したら、相談センターからかかりつけ医にかかってくださいと言われてました。かかりつけ医にかかったんですが、かかりつけ医の中まで入ることはできませんので、外での診察になります。ところが、外での診察というのはほとんど問診だけなんです。なぜかという、プライバシーの関係で聴診器を当てることもなければ、実際に車でだったりということであったんで、何を言われたかといったら、様子を見てくださいという形だったんです。だから、なぜそこで熱が出てくるのか、何が原因なのかというのを全く分からず帰ってきたということで、不安をおっしゃっておりました。ということは、やはり発熱外来をつくって何の熱なのかというのが分からなければ、やはり多分皆さんもそうだと思うんですよ。原因が分からなければ、不安というのは大きくなるばかりです。そういうことに対しても、やっぱり発熱外来をつくって、症状が出たときにそこで診てもらって、そこで振り分けてもらうということをしていかなければ、またこれ医療機関に行っても大変なんです、医療機関だって病院を守るためにはやっぱりそういう発熱の人、疑いのある方はなるべく控えていただきたいという思いがあると。そういう中では、発熱外来をぜひつくっていただきたいんですが、そちらについてもお聞きをしたいと思います。以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問の中で、市民の影響はどうかということの関連で、スピード感を持って追加の支援策の検討はしていただきたいというご質問であったかと思いますが、市といたしましても、現在、二次補正の国の予算が成立して、内示が来たところですが、情報収集に努めて、スピード感を持ってすると。必要に応じては、そういう定例議会前の開催、臨時議会等の要請とかも検討も含めてスピー

ド感を持ってするということについては、取り組んでいきたいと思えます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。フリーランスの方につきましては、確定申告等事業所得として税の申告を行っておれば対象となります。商工会以外の方につきましては、先ほども答弁させてもらったように、市役所に相談窓口を設置するとともに、商工会では、商工会未加入者につきましても、相談受付はさせていただきます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 国保の傷病手当金の再質問についてお答えいたします。

国保の傷病手当金は、あくまでも国保被保険者で、職場から給与等の支払いを受けている被用者に対して支給するものでありまして、給与等を従業員に支払う事業主は被用者ではないため、傷病手当金の支給対象としない制度設計となっております。

残りのPCR、発熱外来と、それから医療機関への補助のことについては、担当課長のほうから答弁いたします。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 市来議員のPCRセンターの発熱外来のことについてお答えいたします。PCRセンターは、県のほうが協議をしているところであり、地域の実情に応じて、住民に対して円滑に実施するために行われます。地域外来検査センターとしての役目を果たすものでありますので、PCRセンターができることにより、発熱外来も対応できるものと考えております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 先ほどお答えした中で、追加で、市来議員の質問の中で、スピード感を持ってということと、基金の活用ということもあったかと思えます。基金の活用については、既に今議会で提案いたしました第一次の分でも取崩しを行ってやってございます。追加の支援策についても、必要に応じて基金の活用というのは検討してまいります。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

1点目が、コロナ危機が示した政治的・社会的な見解ということで、医療機関等への政策についてのご質問ですけれども、この件につきましては、国の大きな政策、方針の中で決められたことと、こういうふうに思っておりますので、コメントのほ

うは差し控えたいと思います。

それから2点目の、コロナの感染者等に係る差別あるいは人権問題、こういうふうなご質問かと思えます。これにつきましては、県のほうからもメッセージ出されておりますけど、市といたしましても、そういうことにつながらないように、広報、ウェブサイト等を通じて防止に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再質問の3点目、十分な医療体制が必要であり、そのために、国に市として意見を上げていくべきではないかというご指摘でありますけれども、国では、コロナ対策として診療報酬引上げ等の施策を講じております。市としましては、今後の感染状況等を踏まえ、適切に国のほうに提言を上げるべきであれば上げていくことで、推移を見守っていきたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 1点だけお聞きをしたいんですが、これコロナで、今さっき答弁あったんですが、対策やっている病院に対する部分について、国としてやっている。それだけで足りるというふうに思っているのかなというところがあるんです。一般の病院や診療所に対しても日本医師会も診療報酬の増額を要望しているんですが、政府は資金繰り支援にとどめているんですよね。このままでは地域の医療機関がなくなってしまうことが懸念されると。

実は岩出市内のある病院で働いている方々から話を聞くと、コロナで対応している病院ではないけども、やっぱり患者数が減ったりいろんな状況で、マスク等々、備品等々の高騰によってそれが経営を圧迫し、ボーナスが出ないというような形の話がありました。どんなに頑張っても患者さんのために働いても、そういうような形になってしまうと、やっぱり医療に携わる者としては頑張る意欲がやっぱりなくなってくるという、一方でそういうような形にもなってしまいます。

これ民間だから、もちろん自治体がどうしろということではないんです。でも、こういう民間の地域医療を守るという点では、自治体としてしっかり国に意見を上げて、お金出していただくような形をしなければ、病院は守られないと考えています。そこに対して、やはり適切に点検して、確かに最初言ったように、個々の事業系の経営について、もちろん個人の問題、個人のことなんで、もちろんなかなか出てこないと思いますが、しかし那賀病院についても、赤字の部分が出てきて、それを補填するとなったら大変ですよ、これ。紀の川市と岩出市。そういうことはでき

ないと思うんですよ。そうなれば何が必要かといったら、公的支援、国の支援しかありません。そういった点ではしっかりと、こういう地域医療を守っていくための対策を国に対してしっかりと申し上げる、このことの決意について、市に答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

コロナの影響で地域医療機関が圧迫されていると、こういったご指摘でありますけれども、経営面のことで申し上げれば、国の施策として持続化給付金、また県及び市についても、それぞれ給付金の対策を講じております。市としては、この経緯を見守りながら、適切に対応していく考えでございます。

○田畑議長 これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 2つ目の質問は、子供の育ちを保障するために、現状を踏まえた学校教育活動についてであります。

長期の休校による学習の遅れ、格差拡大、子供たちの不安とストレスが深刻となっております。国立成育医療研究センターのコロナ×こどもアンケートによれば、困り事としてお友達に会えない76%、学校に行けない64%、外で遊べない51%、勉強が心配50%という結果が出ました。また、各種のアンケート調査では、いらいらする、夜眠れなくなった、何もやる気がしない、死にたいなどの痛切な意見が示されているといたします。このようなアンケートをすると、本市では一体どうだろうと心配になります。

現場の先生方には3か月の授業の遅れを早く取り戻したいと真剣に考え、そこに全力を傾けようとされる方もいらっしゃると思いますが、まずは子供たちの本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら、心身のケアに一程度の手間と時間をかける必要があると思います。ですから、家庭内における虐待の萌芽に気づくことも念頭に置きながら、場合によっては、現場教職員と教育委員会、地域、関係者も入って、複数の目で立体的に子供たちを見守ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として、身体的距離の確保を呼びかけています。文科省も学校の新しい生活様式としてマニュアルを作成しています。持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくために、

本市としてどのような方針、基準、安全対策で対応していこうと、現在も行われていますが、されているのかをお考えをお聞きをいたしたいと思います。

また、子供たちへの対応方針、消毒等への対応、市の支援策についてお尋ねいたします。

2つ目は、学力テストについてであります。

市では、毎年、国、県、市独自の学力テストを行っているところだと思いますが、政府は新型コロナウイルスの感染拡大による休校が長期化しているのを受け、2020年度の全国学力・学習状況調査、全国学力テストを中止する方針を固めました。県や市の学力テストはどうなるのかお聞きをいたしたいと思います。

3点目は、コロナ禍のもとの就学援助の拡充について、先ほども申し上げましたが、経済状況の悪化、収入の減、また家庭不仲での離婚などもあり、子供の家庭状況も複雑化しているところも少なくありません。就学援助制度、年度最初にやっているとは思いますが、年度途中でも受けられるという周知を早急に進める対応を求めますが、いかがでしょうか。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響で、学生等が就学を諦めることがないよう、しっかりと支えていくことが何よりも重要と考えています。学生向けの市独自の支援策についての考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の子供たちの学びを保障するための一般質問についてご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現状を踏まえた学校教育活動の運営方針、基準、安全対策についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大が連日報道される中、我々、大前提として考えたことは、子供たちの命と健康を守ることであり、絶対に感染させない、感染を防ぐということを最重要方針として、国から示されるガイドラインを基本に臨時休業期間から通常授業に戻った現在まで教育委員会、学校が一体となって意思統一を図り、その対応を続けてまいりました。

国からのガイドラインも状況が変化する中で、その内容も変化してきており、最も新しい基準としては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というのが示されており、そのマニュアルの中で、安全対策として基本的な感染症対策のほか、集団感染のリスクへの対応、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策など、様々な場面を想定した、具体的な行動指

針が示されておりますので、子供への対応方針としても、このマニュアルに従い取り組んでまいります。

消毒についてでございますが、まず消毒液につきましては、次亜塩素酸水の効力について検証実験が続けられておりました、現在、結論が出ていないというのが状況でございます。いわゆるアルコール系の消毒液を主に、界面活性剤の成分を含む家庭用洗剤を活用して消毒してございます。

子供たちの手洗いについては、児童生徒が登校して教室に入る前、トイレの後、給食の前など、小まめに手洗いをするよう指導してございます。また、教員においては、教室の机、テーブル、入り口の扉、トイレなど子供たちが学校生活において手に触れる場所を毎日放課後に拭き取り消毒をしているところでございます。

市の支援といたしましては、手指消毒用アルコール、非接触赤外線体温計、ICT機器や、体温計拭き取り用アルコール含有ウェットティッシュを4月に配付しております。また、今議会で採決を頂きました令和2年度一般会計補正予算（第2号）に使い捨ての手袋、ハンドソープ、消毒用アルコール、界面活性剤含有拭き取り用洗剤、マスクの予算を計上させていただいてございます。

次に、学力テストの件でございますが、本年度の全国学力状況調査は中止となりましたが、7月中旬には問題冊子が送付されますので、小学6年、中学3年生で独自に実施いたします。

岩出市学力調査は6月18日に実施してございます。7月中旬には結果が送付される予定です。和歌山県学習到達度調査は12月8日に実施される予定でございます。本年度は全国平均を意識した分析よりも、休業期間中に学級で学力格差が生じていないかという視点に立って、個別の分析を徹底するという方針で学校に通知してございます。実施期間は例年より遅くなりますが、結果分析については2サイクルでしっかりと行い、個別の指導に役立ててまいります。

3点目ですが、県内他市の状況を見ますと、昼食支援金とかフードチケットを配付をしたところもございますが、本市といたしましては、現在のところ、新型コロナウイルスの影響に伴う市独自の対応は考えてございません。

4点目の学生向けの市独自の支援策については、国におきまして、5月19日、学生支援緊急給付金というのが創設されておりますので、市独自の対応については考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員　まず1点目は、もう既に再開して工夫して学校行われていると思うんですが、現場の子供たちの様子など分かってつかんでいるのであれば、そちらのほうをお聞きをしたいと思います。

それから、多分、部長おっしゃっているのは、学校におけるコロナウイルス感染症対策のやつだと思うんです。そちらでは、感染が確認された場合どうしていくのかというようなことや、もちろん学校の役割等々も含めて全て書かれているわけですが、大事なことは、学校医だったり学校薬剤師等だったり、保健所管内だったり、そういったことと連携を取ったり、相談ができるような形でやっていっているのかどうかということがちょっと気になるので、そちらについてどのように対応しているのか連携が取れているのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

三つ目は、感染症対策って、毎日、消毒、清掃、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じていると思うんですね。これをもともと異常な長時間労働となっている先生方に、これ以上の負担をかけていいのかっていうところに私は問題があると思うんです。教育活動への注力ができなくなってしまう心配があると。

この学校の消毒の部分というのを、例えば外部委託の考えだったり、学校の先生方には子供たちに目いっぱい目をかけてあげれる。いっぱい先生に話を聞いてもらいたいという子供もいらっしゃるだろうし、放課後であっても、やっぱり先生が次の日の授業の対応だったり、そうしたことに精いっぱいやっていただくというような対応をすることこそが、教育行政に求められることではないかと。だから、この消毒作業というのを外部委託にできないのか。

また田辺市ではSSS、スクールサポートスタッフを、会計年度職員として11人、22校分、1日4時間で3,740円で採用しています。こういったSSSの活用も含めて、検討するべきではないかと、消毒の最後の消毒までも学校の先生に託すというのではない、もうすぐの放課後には、もう次の日の授業に当ててもらって、今日会った子供たちの体調、また心理的なそうしたことにしっかりと目を向き合ってもらえるような体制を整えるべきではないかと考えますので、そちらについてお聞きをしたいと思います。

学力テストの件でございます。この間、休校で子供たちの生活が激変し、心と体の健康の不調を抱える子供も少なくありません。保護者や家族、教職員、学童保育関係者などの疲れも相当なものとなっています。とりわけ新学年度は入学や進級、クラス替え、教職員の移動、担任の交代など子供も教職員も不安やストレスを抱えています。こうした時期の学力テスト、私は見送るべきではなかったのかと考えて

います。

先ほどは学力がどのようになっているのか、調査をし、全国と比較するのではないと、どのように学習が定着されているのか、どこまで理解が進まれているのか、独自として市として調査を行っただけだというふうにおっしゃるんですが、私は子供にとってこの間学校に通えなかった、授業を受けられなかったという不安がある中で行われたテストというのは、より一層子供たちにストレスを与えるものになってしまっていないのかと考えます。テストを行った理由はそれはあるかと思いますが、子供たちの視点に立って考えていただきたいなど。この市のテストで一定結果が出るものであれば、私は県のテスト中止、市は行わない、こうした考えはないのかをお聞きをしたいと思います。

就学援助の件なんですが、拡充ではなく、とにかくさらなる周知の徹底を行っていただきたいということです、これについては。というのは、やはり家庭環境が複雑化している子供たちというのはたくさん生まれてきています。そうした中で、やっぱり経済状況が子育てにも影響してくるし、子供の心の問題にもつながってくる。そういう問題を早く解消するために、やはり少しでも周知をしていただき、該当するのであれば受けれるよという、そうしたことに寄り添っていただきたいと思うので、早急にこちらは周知を徹底していただきたいなと思っています。

最後に、学生支援向けの市独自支援策についてです。

国の奨学金制度ができたんで、もちろんそちらの周知というのも徹底していただきたいんですが、例えば公益財団法人の上田徳一・千代子育英奨学金があるんですが、この市の実態や状況に合わせて、例えばこちらは高等学校奨学生2名、大学奨学生2名のこうした枠をこの年度に限っては状況に応じて増やす、そうしたことができないのかということをお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

学校での子供たちの様子ということですが、昨日もご質問に対して答弁させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、やっぱり学校へ行って友達に会いたい、こういうことで学校へ来る時間も早くなっているとお答えさせていただいたとおりですが、子供たちは喜んで学校生活を送っているということと、あと感染防止に対して、これも昨日お話ししましたが、給食を食べるところにおきまして、言うことを聞いていただいております、全員、一方向を向いて、無言でということ

で、給食のほうも取っていただいているということでございます。

それから、学校医と保健所等との連携ということでもございましたが、これも昨日答弁させていただきましたが、例えば市内、学校に感染者が出た場合、方針としては、休校、休業ということを立ててございますが、もちろん学校医さん、あるいは保健所との相談の上で、休業するべきであるということであれば、その相談の上で決めていきたいなと思います。基本的には休業するということと考えてございます。

それから、消毒の関係でございますが、外部委託してはどうかというお話でした。今、先生、教員で消毒を行ってございますが、もちろんスクールサポートスタッフも含めて、教員の中で消毒をやっているということで、外部委託については今のところ考えてございません。

それから、学力テストですが、先ほども言いましたが、健康と学力のバランスというのが必要でございます。長期の臨時休業という中で、それぞれ学級での子供たちの学力の部分というのは、やはり今後の勉強を進めていく上でどういう状況にあるのかというのを調査する必要があるということで、今回の岩出市テストはそういう趣旨に基づいて実施をいたしました。

それから、就学援助の件ですけれども、これも例年4月中旬の締切りとしてございます。今年度は臨時休業の影響を考慮しまして、5月末まで受付期間を延長してございます。

それから、育英奨学会上田徳一・千代子の育英奨学会の募集人数を増やせないかということでもございますが、現状、金利が下がっている中で、この奨学会の運営上、今のところ高校2名、大学2名というのが精いっぱいであるということで、これも増員については考えてございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目です。学校の先生たちの消毒作業ですね、外部委託も考えていないということなんです、やっぱり子供たちを目にかけていただくことだったり、子供に対して精いっぱい頑張ろうと思っている時期だと思うんです、先生たちは。それに併せてまたこれも負担になりますよね。ちょっとでもやっぱりそういう部分を行政が環境を改善することが、岩出市の子供たちにとってもいいことなんですよ、子供にいっぱいかけれるというのは。

外部委託も考えない、SSS、スクールサポートスタッフも考えないのであれば、

これ全国で今、学校消毒ボランティアの活動や活躍というのが新聞報道で取上げられています。これはもう子供たちの保護者や地域の方々の協力のもと、地域の学校を地域で支える活動として、学校の先生たちには子供としっかりと向き合う時間と授業に対する準備と時間を保障すること、これをやっていただくために、この地域ボランティアが放課後掃除に来てもらうというような対応を取っている自治体が結構出てきました。こういった取組というのを、これはぜひ考えられるのではないかと、取り組めるのではないかと、もちろん地域でみんな子供たち支えようというふうに考えているのであれば、こちらはできるんじゃないかと。ちょっとずつでも先生の負担をなくし、そして子供たちに目をかけられる、そういう状況をつくることこそが教育行政に求められていることだと思うので、これについての提案に対するお考えをお聞かせください。

最後の上田徳一・千代子の育英奨学金についての、今、財政的に金利が下がっているんで精いっぱいであれば、私は状況によっては、独自でこういった子供たちが勉強していききたいという心、この心を大事にし、それを阻んではならないというふうに考えます。そうした支援策をつくっていくべきではないかと思えますので、こちらについて再度、未来ある子供たちに勉強する、そういう状況をつくってあげる、そういった気持ちはないのか、この辺についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

消毒の外部委託については考えていないということで答弁させていただきました。教育ボランティアの導入ということで、ボランティアさんが消毒ということでしょうけども、一回、スクールコミュニティの関係の皆さんと話をして、地域の人の導入ということも考えられないことはございませんが、学校内のこと、地域とともにということで今進めてございますので、地域の方々と一度相談した上で、もし手を挙げていただける方がいらっしゃいましたら、そういうことも検討したいと思えます。

それからスクールサポートスタッフについては、今、4名導入しておりますので、先ほど申しましたのは、消毒の件でお話をしたということでございます。

それと、奨学会の話ですが、今、上田徳一・千代子育英奨学会についても大変厳しい状況の中にあるということで、新たに財源も伴う話でございまして、新たなそういう奨学会という部分については考えてございません。

○田畑議長 これですり來利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

○市來議員 3番目の質問は、避難所での感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で心配されるのが、地震や豪雨など大規模災害が重なることです。特に多くの被災者が身を寄せる避難所は、感染の温床にもなり得ます。対策を十分練り直しておく必要があると考えます。自然災害は毎年のように全国各地で起こっており、これから梅雨による豪雨や台風などの自然災害を受けやすい時期を迎える上で、市としてどんな対策を備えていくのか、また市民もどのような備えや構えが必要なのか、改めて考える必要があります。

あらかじめ避難所に指定されている学校の体育館や公民館などでは、新型コロナ対策として密閉、密集、密接の3密を避ける対策が必要です。衛生管理の徹底も欠かせません。これまでも大規模災害時に避難所でノロウイルスやインフルエンザの感染が起きた例も少なくありません。国は都道府県などに避難所での感染症対策を通知しました。それによると、過密化を避けるためにあらかじめ指定された施設以外にもできる限り多くの避難所を開設するよう求めています。ホテルや旅館を活用し、可能なら親戚や友人宅への避難も促しています。

避難所内では換気に十分努め、発熱やせきなどの症状がある人には、専用スペースを確保して、他の避難者との動線を空ける、新型コロナウイルス感染者については、軽症でも避難所での滞在は適当でないと明記しています。しかし、避難する施設が増えて分散すれば、それだけ物資や人手、医療の確保なども難しくなります。専門家も被害を想定した事前の準備を急ぎ、訓練を実施しておくべきだと言われております。

コロナ禍が進む中で、災害をどう察知し、どこに避難するのかを家族の間で話し合っておくことも必要です。災害に備えるために自治体としての考えや備えをお聞きをいたします。

まず一つ目は、備蓄品の確保はどうか、二つ目に、スクリーニングやゾーニング

の事前準備、三つ目は、分散避難体制の構築、四つ目は、避難所運営マニュアルの改訂や見直しは、五つ目は住民への周知、感染症対応防災訓練の実施はどうかについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の3番目、避難所での感染症対策についてお答えいたします。

1点目の備蓄品の確保はどうかについてであります。昨日の答弁でもさせていただきましたが、市では6月22日時点でN95マスク3,360枚、サージカルマスク2万9,500枚、防護服90着、アルコール製剤等の消毒液を約318リットルなどを備蓄しております。これらの備蓄物資については、新型コロナウイルス等感染発生時における職員などによる防疫活動等に用いるほか、災害発生時における避難所での使用を想定しております。

次に2点目の、スクリーニングやゾーニングの事前準備、4点目の避難所運営マニュアルの改訂、見直しについて、一括してお答えいたします。

避難所運営マニュアルについては、県避難所運営マニュアル作成モデルが、新型コロナウイルス感染症を初めとする感染症対策の対応強化等を目的に改正されたことに伴い、市においても本年6月に改正しております。

また、避難所におけるスクリーニングやゾーニングについては、間仕切り段ボールの利用等を改正後のマニュアルに記載しており、避難所運営の際にはマニュアルに基づき、医療機関をはじめとする関係機関と連携し対応することとしております。

次に、3点目の分散避難体制の構築についてですが、避難者同士の距離を確保する必要があることから、風水害における事前開設避難場所を、昨日もご答弁させていただきましたが、通常よりも拡大し、開設することとしております。

次に、4点目の住民への周知、感染症対応、防災訓練の実施についてですが、避難所での3密の回避や感染予防物資の事前準備及び避難所への携行、避難所以外への避難の検討などについての啓発チラシ、これを広報7月号と同時に全戸配布を予定しております。

また、今年度の地域防災訓練の実施につきましては、地域防災訓練実行委員会にて協議いただくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため中止を前提に考えております。また、訓練に代えてチラシ等により防災意識の高揚を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目は、マニュアルについてです。県でモデルが出されて市でも改正されていると言いました。職員のマニュアルの共有化というところが一番大事ではないかと思っています。というのも、岩出市ではやはり災害が少ない、大きな今のところ災害が少ないという現状もあって、すぐにやっぱり動ける体制がちゃんと職員にあるのかというところが、今後もし起こったときに問われてくると思います。そうした時点で、しっかりと共有できているのかどうかについてお聞かせください。

二つ目は、あといろんな形でいろんなところからマニュアル等々も出ているんですが、例えば避難所運営時に受入れ体制面でどのようにしていくのかというところも踏まえて、きっちりそれが共有されているのかどうか、さらには物品ですね、必要な備蓄品のものなんですが、その見直しはどのようにされていますでしょうか。というのは、例えば使い捨ての手袋等々の備蓄はあるのかどうか、フェイスシールドの備蓄はあるのか、岩出市にそろえなくてはならない追加のものが現状であるのかないかも含めて、これは必要だというものについては、必要なものについてきちっと準備をしておく、こういうことが備えにとって必要だと思います。

あとは、マニュアル等々では例えば避難をされてきたときに、市民がこのチェックシートをつくっているのかどうかも併せて、要するにちゃんと想定をしながら、そこについてできることというのを今のうちにやっとかないと、本当に起こったときに対応がし切れないという問題があります。ということで、これらについて一つ一つないものについてはきっちり備えておくという準備をちゃんとできているのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

最後は、やはり住民に対する防災意識についてです。今、啓発を全戸にやっていくということですが、やはりこの時期にしっかりと住民の方々に意識を持ってもらうことというのは、物すごい大切なことだと思います。意識を持つことによって、防災っていろんな準備を頭の中に入れていけば、動ける体制も取れると。そういった意味では、チラシ等々についても工夫をしながら、少しでも市民の方々が家庭で考えられるような、そういったものにするようにぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、市職員のマニュアルの共有化、それと併せて今回改正した点の、それについて理解をしてもらっているかということだったかと思いますが、マニュアルについては、もう職員には行政のパソコンを通じて全員が見れるようにしておりまし、今後の災害、雨とか台風の時期を迎えますので、改めて各職員にはマニュアルを熟読するよう周知をしたいと思います。

今回、新型コロナウイルス対策ということで、新たな避難所の運営の方法ということで、マニュアルで変えている一例を申しますと、避難所スペースにおいては、避難者の配置について世帯を単位として、世帯間の間隔を2メートル以上確保するとか、あるいはあと、これは先ほどの質問で、市民に対しての自衛の準備ということでもあったかとは思いますが、避難所に来た場合、発熱等の症状がないか確認をするものをつくってございますので、それで発熱者には対応とかも考えていくという、そういうふうな変更がございます。

それと、住民に対する防災意識を持っていただくということが重要であるということでのご質問であったと思いますが、昨日も答弁いたしました、啓発のチラシには、災害時の避難について、事前の備えということで、通常、非常持ち出し品に加えて、マスクとか体温計とか除菌シートなどを各自まず準備しましょう、それと密集を避けるために、今回の分散避難ということで、親戚や友人・知人宅などへ避難することも検討しましょうということで、それを紹介したチラシ、昨日の答弁でも申し上げましたが、その避難行動判定フローということで、どういう避難行動を取るべきかということフロー図でチェックできるようなチラシ、それを作成してございます。

あと、備蓄品の関係ですけれども、使い捨ての物については、ローリングでストックで実施をしていくということで、使った物は補充していくと。現状では、備蓄物資については、十分用意されていると考えてございますが、昨日の答弁でも申し上げましたが、必要に応じて実際に運営するに当たって、備蓄の必要性が出てくるとか、あるいはそういうことが分かった場合は、柔軟に対応していくということで考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、令和2年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

令和2年6月25日

岩出市議会議長 田畑 昭二

署名議員 山本 重信

署名議員 福山 晴美